

々薩軍艦其御地罷越可申諸事御都合能御取計可被下候次第切迫微力之僕式實ニ込入此内申上置候通り彦太◎前原事片時も早々歸山いたし候様吳々御周旋奉頼候爲其計其中爲國家御加護奉專禱候謹言

十月四日

藤右衛門

貫治様◎木戸孝九ノ變名

尙々龍馬并廣田稼之助御地迄罷出候付爲念打廻り◎非違巡察ノ符吏孫平と申もの附添差越申候委曲龍馬稼之助より御聞取候様にと奉存候以上  
◎彦太潜藏◎谷潜藏高杉晋作ノ變名聞多  
◎井上諸彦へ宜様御致意奉頼候以上

(侯爵木戸家文書井上伯傳ニヨル)

○慶應元年十月五日 (北垣國道ヨリ木戸孝九へ)

敬呈仕候前日御芳墨辱奉拜誦候御議論之旨趣一々奉敬服候扱坂本生馬◎龍云自京師歸得拜晤橋會桑以兵威奉輕天朝終ニ敕書を申乞候由殿下を初再討差拒之儀は兼て御定論にて思召も被爲在候處右大議論にて遂に鳳詔を申受彼驕慢極ニ到り候勿論天朝御微力正論之諸侯伯一國も無之彼傍若無

人之振舞今更驚嘆すべき事に無之候彼鳳詔を懐に入れ我を威すの策小兒に似たり先生御論之如く以兵馬相待之策自此外無他奉存候乍併世之形勢非義之勅にて列藩動き不申彼愚策を數層相増候殿下前日之御論に幕進退大極り候得ば大樹自ら姫路迄は出張も一致なれども左程之心配之事も無之との事長州國論不相變候事而已祈り候との御事に御座候則今の光景右之事に立到候下り候勅書再御取戻しと申譯には參り不申候得共天下ニ不行候へば御取戻しも同様之事也藝州も深く蒙嫌疑候由夫故極内々備前周旋人新庄作右衛門橋府之命を以備前候へ取扱はせ度旨申越候由併備候不食病にて其事は不行此度備大夫三士使節も夫より來り候由に被相考候我れは必戰相待候事に候得者別段相騒く事も無之天下は一人之天下に無之候微力といへども傍觀も相成間敷候救命朝に下り夕に變ずるは皇國之習乍併我長州候に於ては是れ姑息之思召無之故先年以來御國力被爲盡今日之場に立到候事は天下所知於此極勅命相行れ候事有之候ては徳川氏之



事に無之乍恐天朝之御安危ト奉存候小生先日深入死地殿下初め公卿間に  
投一書遂拜晤候御方も有之長州侯結局並兩州士民折合等之事迄請懇命候  
處纔不出數十日天朝御撰様被爲替候事橋會桑之惡周旋今更可驚事には無  
之候へ共是れには少し次第も可有之と相考候小生有愚論先生に謁せざれ  
ば不能言先生憂國之情見于紙表奉敬服候坂本生出關奉呈一書候時下寒冷  
爲國御自愛奉是祈候恐惶謹言。

十月五日

龍

再拜

◎八木龍藏又ハ良藏  
即北垣國道ノ變名

木戸先生執事

(侯爵木戸家文書防長回天史ニ據ル)

○慶應元年十月五日 (揖取素彦ヨリ木戸孝九へ)

過日は宮市迄御手帖被相贈候即チ高意を躰し備前人へ及應對尙藝州へ立  
寄之都合仕置候然處去る三日坂本龍馬老兄を指付け宮市迄來着同人話頭  
重大之事件も有之野生一同山口迄連歸り廣澤松原杯引合候扱上國之模様  
浩歎之至幕政虚焰を張り候は今日に始り候事ニも無之不珍候得共朝廷ノ

御微力痛哭流涕之次第坂本氏直話御聞取ニ候得は如形御仰天と奉想像候  
尤此度之儀ニ付薩州よりは餘程及抗論候様子此より往き之手筈等件々有  
之哉ニ相聞西合郷◎西内含之義廣澤等領掌仕居候得は野生共よりは格別に  
不申上候只々非義之勅取返しと申義如何にも差急候方可然此勅自然被相  
行候上は何分朝廷之御失徳を宇内ニ暴露仕候姿ニ相成り乍恐聖明之御威  
光ニも疵附候事故薩にても存慮有之義ニ候は、急速効を奏候様爲神州企  
望仕候幸老兄場所見。原註以上三  
字原文不明御滞在に候は、此邊御督責被爲成成功を  
御促被成度候御國は從前御決定之議も相立候得は此際に臨み益々聲色を  
可動義は更に無之唯愈兵氣御作興士衆御戒飾肝要之期ニ相成此等御手扱  
りニ不相成様孰も盡力不仕ては不相叶扱大臣上坂議も先づ前議を踏候手  
筈都合に相決し最も今日藝使山口へ入り候筈にて右應答之上確然進止を  
被爲決候義に可有之何分基本之場幾重も肝要に御座候得は貴地御用向早  
々御形付御歸山奉待入候兼て御持論も有之候例之督責論即今の度之時と



相考へ申上候御覽配奉希上候頓首

十月初五日曉天

木 圭 老 台

侍史

(侯爵木戸家文書井上伯傳ニヨル)

素 太

郎 ©小田村、掛取  
素彦ノ前名

○慶應元年十月十二日 (龍馬ヨリ印藤肇へ)

昨夜道路中うかゞい候事件いろく相考候處何れ急成はかへりて兩方の志通じかね候へば何を申上候も共に國家をうれへ候所より成立候論なれば兩方の意味が通達して兩方から心配して其よろしきを選び候方よろしくそうなければ兩方より道也義也と論を吹合候よふになればかへりてがいをも生じ候べく談笑中にとともに宜を求め候よふでなければとても大成はなりがたくと奉存候何れ深慮千萬の中と奉存候右御報拜捧候

十二日

龍 印

印藤大兄足下 ©名ハ肇、助大夫、後ニ  
豐永良吉、長府藩士

(瑞山會文書ニヨル)

○慶應元年十月十八日 (近藤利ヨリ井上馨へ)

御拜別之後ハ益々御安全なる可し珍重々々然ハ

第一船之義是ハ其之御地ニ於て兼て御示談申上候貴兄御存慮の如く船印國號彼之國之名前◎彼國を借用仕り社中乗組み水夫を其之通にて航海仕

り候事ニ談決仕り今日漸々船◎船ニニオン號後櫻嶋丸又乙丑丸受取り仕り候扱夫より一先

本國◎即鹿嶋ニ乗り返り夫より御地ニ罷り出で御談判可仕候間此之段ハ左

様御安心可被下候

第二ガンボート二艘此之義も彼國之名前借用ニてガ印(原註)ガ印ハ英ニ相頼

申候間此段も御安心可被下候

第三書生彼之國之名前ニて遠方御遣しの事此之義は今暫く評議中也

第四アルムストロング砲之義ハ何分此之度之船ニて積廻しの間ニ合ひ不

申何れ十二月頃より來正月末迄ニハとり寄せ送り可申とのガ印返答也英

學一人并ニ砲術傳習二人之事是ハ彼之國之屋敷ニ於ても當時傳習相止み



たり今暫く御見合可然か

ゲペール之義ニ付ガ印へ談判之事何も拜面之上可申上候小子も彼之本國

ニ返り八日帶印帶刀○小松之所ニ逗留君侯へも拜謁色々右等之事ニ即てハ大

議論も有之相かはらず帶印之大盡力にて万事成就ニ至りたり

帶印吉印吉之助○西郷昨日胡蝶丸ニて上京也

君侯も來月初旬ニハ上洛也人數操出しニ即てハ大騒き々々

舶受取り候ニ即てハ國旗引替その日之役人但シへ酒吞し祝義并ニ石炭入

込み薪水食料水夫之給金等にひた々々相困り彼之國之役人へハ不云れよ

ふ々ガ印ニ談し千兩借用仕り夫ニて彼是と相辨じ申候間左様御承知可

被下候何れ入費之所ハ帳面ニ相記し呈上可仕候

船中付屬之品々みな々々持上り航海道具不足誠ニ相困り申候ガ印ハ一昨

日より上海へ赴き誠ニ仕方なし

一、船之代金ハ三万七千五百兩也彼之家之役人何分六つかしく言立困る也

此之代金不苦ハその地より彼之家之大坂屋敷迄御積廻し被下度の願ひ也  
若し夫相かなはずば小子罷出可申節直ニ御引渡し被下候様との事也  
餘事萬々筆紙ニ難盡御面會之節可申上候頓首  
蒸汽艦ハ明日彼之國迄小子乘廻る也  
十一月下旬ニハ御地へ廻付可申候

十月十八日

宗 二

郎上杉、近藤

新 助 兄

至君并ニ吉村君へは別段書面指上不申候間兄より宜敷此之段申上

被下候

(侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十月十八日 (佐々木俊藏ヨリ井上馨伊藤博文へ)

猶ボードインより昨日之話ニ、ユニナム者薩之名目ニして其實者長之船なるよし大浦ニ  
て承り候事ニ付程よく相答置申候ガラバ、ナールトウナルス小銃代引續相濟候追テ口書  
ニ等返上可仕也アルムストロンク一條ガラバよくのみ込  
無之と相見得餘り頓着不仕候今昨も上杉より可申上候

兩兄之貴翰齋藤より相達忙手拜讀仕候處益御清穆被成御起居奉朴賀候二



に生無異條碌々在崎仕候陳は小蝶丸并跡二艘も無別條御同慶之至奉存候  
 二艘出帆無間御兩兄潜伏且小銃積入等何分長薩同腹ならんと之嫌疑相生  
 し鎮臺よりも探索之由ニ相聞得候得共突留候實跡無之何となく風評相止  
 候付必御懸慮被下まじく候市六原註市六ハ市來六左衛門又々出崎此度は暫時之事ニ有  
 之上杉も出崎いたし攝海へ歐羅巴數艘廻着之由相聞得いか、成立可申哉  
 拭目居候處兩條論判濟橫濱へ廻船内一艘は上海一艘は當港へ參り今晚ガ  
 ラバ方にて船將と面接之筈ニ有之ラウダニも先日上海より被歸候付面會  
 此節攝海之件も承候處千八百六十八年正月一日よりは屹度兵庫開港之約  
 定相成

ミカトの御老中と大君之調印も相成り長州償金三百萬元ハ此際御渡相成  
 ると申所ニて聞濟退船之段申居候岸良ニも主人父子  
 天氣伺として上京の事相申し今日國元へ出立仕候貴地御戰爭ハいつ頃相  
 初り申候哉今頃はいか、と想像仕候小大夫帶小松西吉西郷ニも小蝶丸

より上京兩三日當港へ立寄り市六も一同昨朝出帆仕候是より大勢一變國  
 是一定五洲中ニ跋扈するの議決ニ廟堂相及はん事を頻ニ企望罷在候事ユ  
 ニラム一條ハ上杉より巨細御掛合申上候哉態ト贅言不仕候此度就上京ハ  
 大小銃買入旁ニて多忙罷在乍失敬御禮答相混如此御座候恐々不一

十月十八日

佐々木俊藏

山田 新助様

吉村 莊三様

侍史

桂兄其他御有志中へ未一面識も無御座候得共宜御致聲可被下候

(候爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十月廿三日 (伊藤博文ヨリ木戸孝允井上馨へ)  
 兩老臺益御堅剛御入城可被爲在爲邦家奉賀候然ハ今日從崎陽到來之別紙  
 則付幸便差出申候間御落握奉冀上候右ハ先般上杉歸崎之節連歸候僕今日  
 歸關ニ付別紙到來仕候銃艦別書の趣にてハ先安心仕候此上ハ廟堂之御深



慮ニ可有之と奉存候

一村田藏六出關之筈ニ御座候處出關不仕米船も大ニ困窮仕居申候間早々御出關候様御傳言奉願上候尙拙者は依舊潛居仕申候間御放慮伏而奉冀候井老台ハ御用事相濟候ヘハ片時も速に御歸關待入候自然上杉右蒸汽船へ乗組來候も難計と奉存候先ハ爲其急便呈書仕候書外奉付俊鴻候勿々恐惶謹言

十月廿三日夜

春 生

廣寒

兩老臺 閣下

世外

(井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十月日 (近藤昶ヨリ木戸孝九へ)

先達より御頼みの蒸汽船乗組社中一同今曉馬關着仕候間左様御安心可被下候右之事件ニ付ては大急ニ貴君か井上氏へ拜面万々申上度事數々御座候ヘハ何とそ聞多子を馬關へ御返し之御指揮吳々も奉頼上候何れ不遠御

拜顔万々可得御意候

即刻

宗 二郎

小 五 郎様

(侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十一月九日 (井上馨ヨリ木戸孝九へ)

態々急飛被成下委曲奉承知候且上杉より之書狀致披見候十五日迄には是非とも歸關仕吳候様との事實着先生故心をしらぬ人には委曲語り申間敷と相考申候十一日七ツ頃迄ニハ歸山可申候間十二日朝より歸關仕られ候様御用とも御座候はゞ御仕向置可被成下候

九 月

(木戸侯爵家文書防長回天史ニ據ル)

○慶應元年十一月十日 (伊藤博文ヨリ木戸孝九へ)

御英然可被爲人欽慕仕候引續御苦慮可被爲在と奉拜察候此度上杉蒸汽艦乗組到着委細大塚正藏より御報知申上御承知之御事と奉存候上杉宗二郎上杉宗二郎も此度は不一方苦慮薩崎陽邸監杯隨分俗論を吐き候由にて別て苦心



仕候由尙同人英國行之志ニ御座候處爲我藩兩三月も遅延仕候位之事故何卒御疎ハ有御座間布候へ共政府より屹度御禮有之度愚考仕候金なれば百金也二百金位は賜り候ても宜敷乎と奉存候最私より斯く贅言仕不申ても東行先生へも氣付申上置候事ニ付可被仰越候へ共氣付の儘書加置申候不惡御了承奉願上候

一カラバより昨日書簡差送候て船代金六万ドル及ライフル大砲三挺も右船へ積込置候ニ付五千ドル丈け御拂渡被下度との段申遣候ニ付入貴聽置候

一先日同人より差送申候時計并兩眼鏡差送申候處御落手被爲在候哉或は未だ御落握無御座候哉御傳言にて御答被仰聞可被遣候様奉待入候尙是非共一應御出關被爲在候て蒸汽始末御着被爲在度奉仰望候

一アルムストロング砲拾五挺之義ハ正月頃迄ニハ差送可申との事に御座候代金付ハ私方ニ參居候へハ追て差出可申候

一井上先生今以滯山ニ御座候へハ片時も速ニ歸關を御勸め被遣候様奉願

上候私一人ニては急ニ何やらかやら始末相着かたく至極込入居申候

一薩情實は色々様子も有之様窺候處兎角御出關之上上杉へ御面接御直ニ御聞取被爲在候方可然と奉存候

一軍太郎病氣案外速ニ快氣仕今日當リハ金比羅參リ仕候位ニ御座候御氣遣被爲在間布奉願上候先は爲其申上候書外大塚出山御直ニ關地事情御聞取可被爲在奉願候時下御保護專要奉存候恐惶謹言

十一月十日

春 生

松菊君玉座下 拜呈

(侯爵木戸家文書、井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十一月上旬 (乙丑丸ニ關スル葛藤)

抑も我が藩<sup>○長</sup>と上杉宗二郎との間に於て意思の齟齬を生じたる所以は政府之海軍局員等は購入の漁船を以て我が藩の專有物と爲し既に乙丑丸と命名して中嶋四郎を其船長に任じられたれども上杉の意は船旗は薩藩の徽



章を用ゐる船中の費用は長藩の支給を仰ぎて兩藩間の用に供し而して海援隊士をして之に乗組ましめ平時は九州北海及上國に回航して物産運輸の事に従ひ且つ諸方の事情を探知するに在り是れ上杉の誤解にあらず曩に馬關に於て君等と協定したる所全く此の如くなりしなり故に彼が薩藩及海援隊士と交渉したる所も亦此意志を以てしたるや言を俟たず彼が我が藩の主張に應ずる能はざるは固より當然の事なり於是桂は此問題を解決するが爲め自ら長崎に赴きて薩藩士と面議する所あらむとし之を山口政府に謀る然れども政府は對幕の形勢大に迫るを以て桂の長崎行を留め一旦山口に歸らむことを勸告す(中略)政府の意志此の如くなるを以て桂は高杉伊藤等と協議の末長崎行を止め君○井○を京師に遣り小松西郷等に交渉せしめんとす因て其旨を山口政府に申請し併せて櫻嶋丸○乙○購入代價の不足を請求す政府又山田をして復牒せしむ○下○ (井上伯傳抄)

乙丑丸ノ問題ハ其後モ薩長兩藩及海援隊ノ間ニ種々ノ紛紜ヲ見タリシニ慶應二年六月七日薩使岸良彦七平田平六ハ薩侯ノ親書ヲ携ヘテ馬關ニ來リ直ニ山口ニ入ル藩主慶親

之ヲ款待シ世子定廣ヲシテ兩使ヲ湯田ノ別業ニ引見セシメ賜フニ三所物ヲ以テシ且ツ厚ク之ヲ饗ス乙丑丸ノ問題ハ此ニ至リテ解決シ全ク長藩ノ有ニ歸セリ 編纂者識

○慶應元年十一月上旬カ (高杉春風ヨリ木戸孝允へ)

(上略) 薩州周旋之蒸汽着岸上杉も参り候今日一面致候處隨分才子之様ニ被思候孰れ老兄御出關不相成候ては不相運様相考御着關奉待候左候ハ、弟も御話仕度事も有之屈指相待候乍爾若し御出關も御六ヶ敷候は、中島四郎其外御遣に相成候は、弟乍不及爰元たけ之御周旋ハ可致猶亦御米御賣拂に付少々議論も有之候得共拜面ならでは不分明ニ御座候○下○

日 缺

(侯爵木戸家文書、井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十二月朔日 (山田宇右衛門ヨリ木戸孝允へ)

先月二十九日之芳翰今日相達し奉拜讀候 (中略)

一乙丑丸乗組等之儀ニ付上杉○藤○近○意味違之趣も有之彼是御談判御高配之儀奉推察候上杉と御對談而已にては却て齟齬之事實難解して終に兩國嫌疑を生し畢竟神州御爲ならざる事にも可相成就ては小松其外兼て盡力之



面々滯京之儀ニ付聞多可被差越との御事縷々被仰遣之趣委曲奉謹承候  
一乙丑丸代金不足之由今朝より出歩行未た屬吏よりは不承候得共決して差  
送候にて可有之乍爾最早金も盡果餘分之事御座候得ハ一あづり事<sup>アツ</sup>事<sup>アツ</sup>  
言困難ニ御座候<sup>十二月</sup>日附 (侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十二月十日 (伊藤博文ヨリ木戸孝九へ)

昨日勿々御分袖申上遺憾不少奉存候御歸山後御都合宜敷參リ候へハ宜敷  
がと萬奉祈居申候井上先生出足之節委曲談置申候事ニ付御聞取可被下候  
處英ミニストル之論ハ幾重も密々御熟慮御謀り先つ廟算を篤く御取極之  
上薩へ御談合被爲在度反覆熟考仕候へハ是則皇威回復之基とも可相成乎  
と奉存候左すれハ千載之一時機不可失事ニ付偏ニ御盡力被爲在度奉伏願  
候上杉も之が爲ニ英行仕度存念ニ御座候處ミニストル左様之主意有之候  
へハ實ニ此間ニ力を盡し見度と雀躍仕居候篤と井上先生より御聞取可被  
遣候○私崎陽行仕候へハ上杉も是非同行仕度と申事御座候左すれハ無理

ニ蒸汽でなくても陸行にても不苦奉存候御勘考可被下候自然罷越候へハ  
甚助を御かし被下候様奉願候當人も罷越度存念之模様ニ御座候尤差懸リ  
御用事御座候へハ不得止と奉存候尙海軍局よりの同行人は佐藤元作ニ候  
へハ無此上事と奉存候尤此義ハ君命之出處ニ從ひ可申候間強て御願申上  
かたくと奉存候先ハ爲其勿々申上候恐惶謹言

十二月十日

(侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應元年十二月二十四日 (中嶋四郎ヨリ木戸孝九へ)

御壯健奉恭賀候陳急ニ申上度義有之出山仕候處深夜ニ相成候故今宵ハ御  
無沙汰仕候どふか御發途之様子も承リ及候故申上置候何卒明日丈け御見  
合ニ相成候様奉頼候此度出山仕候事件大略相認貴覽備遣候委曲ハ明朝登  
門萬縷可申上候不具以上

十二月廿四日

中嶋 四郎

木戸 貫治様



別紙

三田尻ニおいて規則相定め可申と相談之處此義不被行所以者薩より乘與來候者水夫等給金之變する時は海軍局一統にさはり候故當艦を海軍局外之物と相定候得者給金其外越荷方相談之上ならては規模不被相立且上杉藤和近井上上鑿約定之事件も確と不存申故先約定書を乞得て後新に定る積也

新條約相定上杉より請取候古約定書は龍馬與書ニ約束不條理ニ付相改候段認置候様ニ申談候事新古約束書ハ明崎陽へ運用之義申上置候處坂本論ニ朝持參可仕候事是非上國運用可然との義ニ相成是は定て何歟様子坂本見込之處あるなるへし然處艦代金相渡候期限も延引ニ相成故是非とも崎陽へ運轉之義上杉申張候得共熟思仕候ニ此義不可然故ハ若御上坂薩政府と御相談不相叶時ハ艦を如何可仕哉故ニ代金暫く相斷置艦は上國行坂本御一同薩政府と談決可然様谷坂本私迄も宜哉ニ相考候處上杉是非代金相渡不申ては薩政府

へ對し面目無之との事然處馬關へガラバより春輔伊藤博文へ金之事申遣候得ハ此方より金相待吳候様申候ても不都合無之様被考候得共上杉條理申立折合不申候且谷氏谷津藏即高杉晋作へは代金相渡候様との沙汰も無之其上舟一件最初より存不申事故是非木戸氏出關決定不相成てハ不叶と也

谷氏之論ニ海軍局より代金相渡候ても宜見込有之候は、其段諾吳候は、隨分相渡可申との義ニ候得共海軍局より左様之義可仕筈も無之且渡方も不同意也

貴命ニ大事件ハ谷氏小事件ハ越荷へ可申談由ニ御座候處谷氏艦一件ハ委任ニ不能との事也當艦之義ハ引續き混亂計ニて一事平けば又一事混亂無止時實ニ私式微力之能辨へき事ニあらず且舊病再發艦中之事務難相勤旁一先總管被差除候様奉頼候事侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル

○慶應元年十二月（近藤和ヨリ、中嶋四郎坂本龍馬へ）

櫻島丸條約



一 旗號者薩州侯御章御拜借之筈

一 乘組之者は多賀松太郎菅野覺兵衛寺内信左衛門早川二郎白峰俊馬前河内愛之助水夫火焚者從來召連之者を以航海仕リ候筈

尤御國ナ長藩云よりは士官二人乗組可申筈其他水夫火焚等不足之分ハ加入可申筈

一 船中賞罰之權士官共承可申筈

但始て馬關到着之節前河内愛之助上杉宗二郎井上氏ニ對座之節御國之御方と雖も無差別御作配申候様御沙汰有之候事

一 六百兩金子ハ士官共預リ可申筈

右之者前河内愛之助多賀松太郎上杉宗二郎三人井上氏ニ對談之節相極候事其子細ハ兼て商賣之權ハ士官共承候筈之處俗事方乗組に相成筈に相定候に依て右様相極候事

一 船中諸修覆食料薪水等士官水夫火焚等之給料其他總て之雜費ハ御國ヨ

り御賄之筈

一 御國御用明之節は薩州侯御用向相辨可申筈

右六ヶ條者御國御產物當時諸國御差問ニ付薩州侯御章御拜借之上社中乗組候様御頼ニ付右之次第盟約ニ相極候事

慶應元丑十二月

上杉宗二郎

中島四郎殿

坂本龍馬殿

(井上伯傳ニ據ル)

井上馨、近藤和、坂本龍馬等商議ノ上近藤ヨリ長藩海軍局員及海援隊長ニ提出シタル條約案文ナリ第二卷海援隊始末參照 編纂者識

○慶應元年十二月 (櫻島丸新條約)

約 束

一 旗號ハ薩州侯御章拜借之事

一 毎日之事務當番士官關轄勿論ニ候得共賞罰其外有廉事件ハ總管へ御相談之事



- 一薩州より御乗込士官月俸只今迄之通ニ相定候事
- 一水夫火焚等薩州ニおいて被相定候通有之候得共此以後働ニ應じ差引可致候事
- 一商用之儀越荷方より一人乗組取捌之義ニ付船中一統關係不致候得共積荷出入之義ハ當番士官へ相談之事
- 一當船之義者海軍局規則外たりといへ共大略海軍學校之定則ニ從ひ度候事
- 一碇泊中其外一統月俸之外不條理之失費一切存不申候事
- 一船中一切之失費ハ會計方引請之事
- 一當藩商用間暇之節ハ薩州候運漕物相辨可申候得共其節之失費薩州より可被差出候事

丑十二月

坂本龍馬  
中島四郎

- 多賀松太郎様
- 菅野覺兵衛様
- 寺内信左衛門様
- 早川二郎様
- 白峯俊馬様

前河内愛之助様

◎澤村惣之丞ノ變名

十二月二十四日付中嶋四郎ノ書翰ニ新條約ト稱スルモノハ即是ニシテ長藩海軍局ノ意見ニ據リテ中嶋坂本兩人ノ署名ヲ以テ草定シタルモノ也 編纂者識

○慶應二年正月八日ヨリ二月二十日ニ至ル (桂久武日記抄)

八日○正 朝立曇夕より雨此晚頻ニ降る

一毎之通寢覺每刻之通出勤此日諏訪家出勤也小松家狩之由也此日黒田了助長ヨリ歸リ木戸某同伴伏見迄參候由ニテ西郷へ參吳候様申來リ只今より參るとて御屋敷内ニて行逢候而別レ候(下略)

十八日○正 曇



毎之通寢覺也此日出勤不致八ツ時分より小松家に此日長の木戸のゆるく取合度申入置候付參候様にとの事故參候處皆大かね時分被參候伊勢殿西郷大久保吉井奈良原也深更迄相話國事段々話合候事

二十日○正月

略上此晚長の木戸別◎◎致度候間可參小松家より承候得共不氣分故相斷候尤大久保氏ニ而西郷へ逢候付相頼置候也

○慶應二年正月十日ヨリ同三十日ニ至ル（坂本龍馬日記抄）

丙寅正月大 慶應二年

十日下ヲ發

十七日神戸

十八日大坂

十九日伏見

廿日二本松ハ編者ノ付ス所

廿二日木圭小西三氏會

廿三日夜伏水ニ下ルニ時過ル頃……廿四日邸ニ入ル

卅日京邸ニ入ル○以下略 ◎第二卷參照 （坂本直氏藏）

○慶應二年正月二十日（薩長連合ト龍馬ノ幹旋）

却て説く桂は西郷と初對面の辭を畢るや細心周到なる桂は從來長藩の執り來りたる方針及び其經過より一時兩藩衝突を惹き起せし關係をも縷述し長藩に於ては更に他心なきを説きしに纔に九門の戰爭前より島地を出て來りし西郷は唯之を敬聽せるのみにして敢て容易に一言を發せず互に重きを持しつ睨合の姿のみ毎日饗應に意を盡くして談笑するも其目的たる聯合盟約の事に至りては雙方共に未だ口を開かず空しく日を送り居たりしなり抑も京師の薩藩邸には家老三人即ち小松の外に島津伊勢と桂右衛門とあり西郷は中老格の取扱大久保其他知名の人物は岩下佐次右衛門伊地知正治村田新八中村半次郎西郷新吾大山彌助野津七左衛門等にてあ



りき而して坂本は同二十日桂等の寓に來り先づ談判の首尾は如何にと問ふや桂は意外にも容を改め君等の同志が今日迄折角の御盡力なれども予は此儘歸國する覺悟なり」と斷言す坂本打ち驚きて夫は如何なる子細かと云ふと桂は「坂本君よ先づ考へても見玉へ目下の薩藩は中立するとも或は孰に左袒するとも其進退は自由なり唯弊藩は天下を敵として其包圍中に孤立せる場合ならずや然るに毎夜の宴席にて未だ薩藩の重役より聯合の事を言ひ出さず今夫れを我より言ひ出せば全く憐を他人に乞ふ道理なりたとひ防長二州焦土となるとも面目を落すが如き陋態を取る能はず故に寧ろ斷然歸國と決心せり然も此胸中を君に一言しせめて是迄の御盡力に謝せんと唯朝夕君の來るを待ちしのみ」と坂本は桂に向ひて「長州の體面云々一應は尤に承はれど元來薩長の連合は此日本國を救はむ爲なれば一藩の私情は忍ばざるべからず暫く待たれよ」と云ひ置きて直ちに西郷の許に至り其無理を痛論せるより西郷大久保等も爲めに意を決し然らば此方よ

り改めて同盟の儀を桂に申し込むべし」とて茲に維新中興の新局面は始めて拓開せられぬ後日坂本自ら中嶋作太郎(信行)に語りて曰く我生來怒りしことなきも此時ばかりは眞に激昂したり」と

(維新土佐勤王史抄)

○慶應元年十二月ヨリ翌二年二月二十二日ニ至ル (木戸孝九自叙ノ要領)  
十二月薩の黒田了介木戸を尋て馬關に至る一日切に上京を勸む坂本龍馬來て馬關に在り傍より頻りに黒田の説を賛す木戸以爲之素顔上京して薩人に面會するは心忍ばざる所なりと因て他人をして上京せしめむと欲す高杉井上等切に木戸を推す遂に公命あり木戸をして往かしむ乃ち耻を忍び意を決し諸隊中より品川彌二郎三好軍太郎早川渡土州浪士田中顯助を伴ひ黒田と共に船に上り大坂に着したるは翌年正月七日なり翌日上船澱川を遡る天王山下を過ぎ齊しく慨然流涕す◎當時木戸ニ「滿川流 水不堪愁」詩アリ 五更伏見ニ達す西郷吉之助村田新八等迎て共に京に入り薩州邸ニ留ること殆ど二旬其間大久保一藏小松帶刀桂右衛門等交々出て接し殊に歡待を極む而も彼



我共。一。言。の。兩。藩。の。公。事。に。涉。る。も。の。な。し。木。戸。は。其。盡。期。な。き。を。見。て。將。に。翌。日。を。以。て。辭。し。去。ら。む。と。せ。る。前。日。◎翌日ヲ以テ辭シ去ラントスル前日ニ於テトアル前日ハ桂久武日記及龍馬ノ日記ニヨリテ正月二十日。ナ。ル。ベ。シ。知。に。於。て。坂。本。龍。馬。入。京。し。木。戸。を。訪。ふ。て。兩。藩。の。誓。約。如。何。を。問。ふ。木。戸。ま。だ。一。も。其。等。の。事。な。し。と。答。ふ。坂。本。甚。だ。喜。ば。ず。し。て。曰。く。予。等。の。兩。藩。の。爲。め。に。擲。身。盡。力。す。る。も。の。決。し。て。兩。藩。の。爲。め。に。非。ず。偏。に。天。下。の。形。勢。に。顧。み。夢。寐。も。安。せ。ざ。る。所。の。も。の。あ。れ。ば。な。り。然。に。兄。等。は。足。を。百。里。の。外。に。勞。し。兩。藩。の。要。路。相。面。接。し。な。が。ら。荏。苒。十。餘。日。を。費。し。遂。に。空。しく。去。ら。む。と。す。其。意。實。に。解。す。べ。か。ら。ず。何。ぞ。肝。胆。を。吐。露。し。大。に。天。下。の。爲。め。に。將。來。を。協。議。せ。ざ。る。と。木。戸。答。へ。て。曰。く。足。下。の。言。固。よ。り。善。し。然。と。も。此。事。自。ら。其。遠。源。あ。り。始。め。我。長。州。は。海。内。危。殆。の。形。勢。を。袖。手。觀。望。す。る。に。忍。び。ず。寡。君。乃。ち。奮。然。意。を。決。し。大。に。天。下。の。爲。め。に。盡。力。せ。ん。と。し。危。難。に。處。し。て。敢。て。自。か。ら。利。害。を。顧。み。ず。予。等。亦。一。意。寡。君。の。旨。を。輔。佐。し。君。恩。の。萬。一。に。報。ひ。ん。と。す。幕。府。前。後。反。覆。し。我。長。州。終。に。甚。し。き。逆。境。に。陷。る。而。も。獨。り。自。か。ら。條。理。に。依。頼。し。天。下。に。孤。立。し。以。て。今。日。に。至。れ

り。予。等。上。下。固。よ。り。之。を。以。て。臣。子。の。分。と。し。自。ら。安。ん。じ。敢。て。怨。む。所。な。し。薩。州。の。地。位。は。則。ち。自。ら。長。州。と。異。な。り。誠。に。見。よ。薩。州。ハ。公。然。天。子。に。朝。し。公。然。幕。府。に。會。し。公。然。諸。侯。に。交。る。薩。州。た。る。者。自。ら。天。下。に。對。し。公。然。盡。す。所。あ。る。べ。し。長。州。は。則。ち。天。下。皆。敵。に。し。て。旌。旗。已。に。四。境。に。迫。る。一。藩。の。士。人。只。其。心。中。に。安。ず。る。所。の。も。の。を。以。て。一。死。之。に。當。ら。む。と。す。固。よ。り。活。路。な。し。長。藩。の。立。脚。地。實。に。危。殆。の。極。と。い。ふ。べ。し。今。に。し。て。長。人。自。ら。口。を。開。き。薩。州。を。し。て。我。と。事。を。共。に。せ。し。め。ん。と。せ。ば。是。れ。彼。を。我。危。險。の。地。に。誘。ふ。も。の。に。し。て。援。助。を。請。ふ。に。似。た。る。も。の。あ。り。是。長。人。の。心。と。せ。ざ。る。所。に。し。て。予。の。耻。る。所。な。り。縱。令。長。州。と。事。を。共。に。せ。ざ。る。も。薩。州。に。し。て。皇。家。に。盡。す。所。あ。ら。ば。長。州。は。滅。す。と。雖。も。亦。天。下。の。幸。な。り。予。は。決。し。て。我。よ。り。口。を。開。く。こ。と。能。は。ず。と。龍。馬。木。戸。の。動。す。べ。か。ら。ざ。る。を。知。り。敢。て。深。く。讓。め。ず。而。し。て。薩。人。亦。俄。に。木。戸。の。出。發。を。留。む。(本書著者原註以爲其間坂本ノ斡旋アリ)一。日。西。郷。自。ら。口。を。開。き。方。今。の。形。勢。を。語。り。遂。に。相。謀。て。六。條。を。列。し。て。將。來。を。約。す。龍。馬。亦。た。其。席。に。列。す。翌。夜。◎翌夜ハ二月二十二日ヲ云フカ龍馬ノ日記ニヨレバ木戸ハ二十二日迄滯京セルモ



如ハ京都を發し大坂に下り留ること數日曩に約する所の六條は前途重大の事項たるに或は誤聞なきを保すべからざるを以て一書を作り龍馬に質す龍馬紙背に違誤なきを誓て之れを還す始め京都を去るや黒田村田等數人木戸を送て大坂に至り黒田は遂に木戸と同伴し歸途共に藝州に至り長州に來る此時に方り防長は舉國必戰を期し士氣益々振ふ此際薩州の我に通せることを知らしめむは士氣弛緩の虞あり因て敢て人をして之を知らしめず獨り之れを主公と要路數輩に告げたり

◎本書第二卷木戸孝允覺書參照

(防長回天史ニ據ル)

○慶應二年正月二十三日 (木戸孝允ヨリ龍馬へ)

拜啓先以御清適大賀此事に奉存候此度は無間マタ御分袖仕候都合に相成事半を不盡遺憾不少奉存候乍然終に行違と相成拜顔も當分不得仕事歟と懸念仕居候處御上京に付候而は折角の旨趣も小帶◎小松西隆盛兩氏等へ得と通徹且兩氏ともよりも將來見込之邊も御同座に而委曲了承仕無此上

上は皇國天下蒼生之爲下は主家の爲にオイテも感悅の至に御座候他日自然も皇國の事開運の場合にも立至り勤王之大義も天下に相伸び皇威更張之端も相立候節に至り候はば大兄と御同様此事は滅せぬ様後來の爲にも明白分明に稱述仕置申度乍然今日の處に而は決而少年不羈之徒へ洩らし候は終に大事にも干係仕候事に付必心は相用ひ居申候間御安心は可被遣候弟も二氏談話之事も吞込居候へ共前申上候通必竟は皇國の興復にも相係り候大事件に付試に左に件々相認申候間其場に至り候時は現に皇國之大事件に直に相係り候事こゝに不及して平穩に相濟候ても將來の爲にも相殘し置度義に付自然も相違之廉御座候はゞ御添削被成下候而幸便に御送り返し被成遣候様偏奉願上候

一戰と相成候時は直様二千餘之兵を急速差登し只今在京の兵と合し浪華へも千程は差置京坂兩所相固め候事

一戰自然も我勝利と相成候氣鋒有之候とも其節 朝廷へ申上屹度盡力之



次第有之候との事

一 萬一戰負色に有之候とも一年や半年に決る潰滅致候と申事は無之事に付其間には必盡力之次第屹度有之候との事

一 是なりにて幕兵東歸せしときは屹度 朝廷へ申上直様冤罪は從 朝廷御免に相成候都合に屹度盡力との事

一 兵士をも上國の上橋會桑等も如只今次第に而勿體なくも 朝廷を擁し奉り正義を抗し周旋盡力の道を相遮り候ときは終に及決戦候外無之との事

一 冤罪も御免之上は双方誠心を以て相合し 皇國の御爲めに碎身盡力仕候事は不及申イッレ之道にしても今日より双方 皇國の御爲め皇威相暉き御回復に立至り候を目途に誠心を盡して盡力可致との事

弟にオイテは右之六廉之大事件と奉存候爲念前申上候様戰不戦とも後來之事に相係り候皇國之大事件に付御同様に承知仕候而相違義有之候は

終にかゝる苦身盡力も水之泡と相成後來の青史にも難被載事に付人には必知らせず共御同様には能くく覺置度事と奉存候御分袂後も得と愚按仕毛頭無隔意處を以内々大兄まで爲念申上候義に付右六廉得と御熟覽被成下自然も弟之承知仕候義相違之義も有之候は必々御存分に御直し被成遣候而此書狀之裏へ乍失敬御返書御認め被下候而幸便に屹度無御相違御投じ被成遣候様偏にく奉願上候實に此餘之處は機會を不失が第一に而いか様之明策良計に而も機會を失し候は萬之ものが一つほども役に相立ち不申事に依り候は却る後害と相成候事も不少兎角いつでも正義家は機會を失し候等之事は其例不少終に姦物之術中に陥り候事始終に御座候間御疎も無之事に御座候得共此處は精々御注目被爲成候而御論述皇國の大機必無失脚御回復之御基本相立候處奉祈候乙丑丸○即チ丑丸ニオンチ號ユ一條小事には御座候得共委曲御承知の如く一身に取り候は困苦千万に而且海軍興復には屹度相係り候事に付何も逐一御存之譯に付兼る存じ通に相



運び弊國の海軍も相興り候様無此上吳々も奉願候何分にも小松大夫吞込  
 吳不申候而は實以困迫此事に御座候隨而海軍は廢滅に至り可申候と懸念  
 仕候先は前條之次第愚按迂考仕兎角一應可申上と奉存相認め候義に付前  
 條委曲申上候通之次第に付得と御熟覽を賜り必々御裏書にて御返書偏に  
 奉願上候其中必々時下御厭第一に奉存上候乍失敬御序之節小西吉幸輔ノ  
 略氏等其外諸彦人可然御致意奉願候委曲御禮書は歸國之上出し可申と奉  
 存候爲其勿々頓首拜

正月念三

尙本文之處は吳々も得と御熟覽を賜り万一も承知仕違へ候處は御直し  
 被成遣候而必々幸便御裏面御答偏奉願上候  
 此餘の處は只々機會の處に而已掛念至極に御座候大事は元より小事に  
 ても必成敗は多く機會之失不失に有之申候此邊之義は吳々も御助力皇  
 國之御爲奉祈念候

前田恭齋子へ藥禮之事御願仕奉恐入候且恭齋子より詩作も送られ候に  
 付其返答も可仕と奉存居如御承知出立前大混雜に而且々出立仕候位之  
 次第に付其義も其儘打置候間甚以不情不信之處赧顔之仕合に御座候御  
 逢も有之候は、此邊之處宜敷御斷り被成遣候而彼藥禮之處も何にても  
 よろしくつまり品物にても可然奉願上候失禮之段奉恐入候無此上皇國  
 之事は不及申上乍恐私事も種々御願申奉恐懼候舉而何もよろしく奉願  
 候只々御面會之折を奉待候其中御答は幸便に奉願上候爲其閣筆頓首

松 菊 生

龍 大兄 極密御獨拆(侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應二年二月五日(龍馬ヨリ木戸孝九へ)

◎此書翰ハ前掲正月二十三日附ノ木戸孝九ヨリ龍馬へ送レル書翰ノ裏書ナリ

表に御記被成候六條は小西兩氏及老兄龍等も御同席にて談論せし所にて  
 毛と相違無之候後來といへども決して變り候事は無之は神明の知る所に



御座候

丙寅二月五日

坂本龍

(侯爵木戸家文書、維新土佐勤王史ニ據ル)

○慶應二年正月二十三日

(伏見寺田屋ニ於ケル遭難)

同月年○慶應二年正月二十三日坂本氏のみ京師より來著に付兼て約し置きたる通り  
手當致し夜半迄京師の様子尙過ル廿一日桂小五郎西郷との談判約決の次  
第委細坂本氏より聞取此上は明廿四日出立にて入京の上薩邸に同道と談  
決したりされば王道回復に至るへしと一酌を催す用意をなし懇談終り夜  
半八ツ時頃に至り坂本の妾二階より走<sup>へ</sup>り上り店口より捕縛吏入込むと告  
ぐ直に用意の短銃を坂本に付し拙者は手鎗を伏せ覺悟す此時一士刀を携  
へ兩人の休所に来り不審の儀有之尋問すると案内なく押入る兩人誰何し  
薩藩士の止宿に入不禮すなど叱れは彼れ僞名也と云ふ故に疑ひあれば當  
所の薩邸へ引合すべし明白也と云ふに彼れ又云ふ兩人共武器を携へ居る

は如何と是れ武士の常なりと答へしに彼れ階下に去る此機に乘し樓上の  
建具を一目に打除け拙者は手鎗を構へ坂本氏を後に立て必死となる忽ち  
階下より數人押上り各々得物を携へつゝ肥後守よりの上意に付き慎み居  
れと聲高く叫ひ立つるに因り我れは薩人なり上意を受くへき者に非すと  
云ふを相圖に兼て約せる覺悟の通り一同銃鎗を以て發打し突立つるに彼  
れに死傷あり階下に引退く其際一名坂本の左脇に來り刀を以て拇指より  
持銃に切り付坂本氏傷を負ふ此時鎗を以て防きしも坂本氏裝藥叶はさる  
に由り此上は拙者必死に打込まんと云ふを坂本氏引止め彼等退きし猶豫  
の間に裡手に下り此場を切り抜け去るべしと云ふ其意に任せ直に坂本氏  
を肩に掛け裏口の物置を切り抜け兩家程の戸締りを切り破り挨拶して小  
路に遁れ出て暫時兩人とも意氣を休め其より又走る途中寺あり此板圍を  
飛び越さんとするに近傍多數探索ある様子に付路を轉して川端の材木貯  
藏あるを見付け其棚の上に兩人とも密に忍込み種々死生を語り最早逃路



あらず此處にて割腹し彼れの手に斃るゝを免るに如かすと云ふ坂本氏曰く死は覺悟の事なれば君は是より薩邸に走附け若し途にして敵人に逢はゞ必死夫迄なり僕も亦此所にて死せんのみと時既に曉なれば猶豫むつかしと云ふ其言に従ひ直に川端にて染血を洗ひ草鞋を拾ふて旅人容貌を作し走り出つ其際市中の店頭に既に戸を開くものあるを以て尙心急きに二丁餘り行く幸に商人體の者に逢ひ薩邸のある所を問ふ是より先き一筋道にて三丁餘なりと云ふ則ち到る留守居大山彦八出迎ひ昨夜の様子は坂本氏の妾來りて注進す行衛如何やと煩念ふ所天幸なるかな此に遁れ來るとは今坂本氏は無事連れ歸るべし三吉氏は是に留り居らるべしと云ひ捨て大山氏自ら船に印を建て有志兩三名と棹して坂本氏の潜所に到り迎へて還る一同闕然快愉の聲を發す爾後門の出入嚴守せしめ急に京師西郷大人の許に報す因て吉井幸輔乘馬にて走せ付け尋問す具に事情を語る又西郷大人より兵士一小隊醫師一人差添坂本氏の療治手當方兩人守衛の爲め差

下す由にて來著す實に此仕向けの厚き言語に盡す能はず夕刻に至り兩人共に衣服の仕向け有之然所薩邸へ走り込みたる段々奉行所より留守居に糺問になり兩人共に可相渡と申來り候得共右様の者は内邸には無之と申切り候夫より人數の手配りをなし探索更に嚴なり或は京坂へ人相書を廻して頻りに薩邸を窺へども邸内には一小隊兵士の守衛ある故妄りに手を著くること能はず坂本氏は追々快方にて本月廿九日迄伏見薩邸に滞在す

(三吉慎藏日記抄)

○慶應二年正月日 (寺田屋おとせ書翰龍馬宛)

扱て一寸よそにて咄を聞き候儘申上候ある宿の内にはあるじなく後家にて御座候其の夜どういふ事やらんか夜は八ツ時に風呂に入りあがりて火鉢のふちに居り候所へ表の方より一寸たのみますとゆうてたゞき候故何事と内の男あけ候へは其の後家に表まで鳥渡おいで被下と申故何事やらんといで見ればうしろはちまき拔身の槍にて大よそ百人計もならび居り



誠に々々びつくり致し居り候へ共何事にて御座候と尋ね候へは其方の二階に兩人のさむらひが居るよしたしかに聞候ありていに申すべしと申ゆえもはやかくすこともならず眞の通り二階においでなされ候と申候へばとうして居ると尋ね候故まだねずにお咄しなされ候へばそれ夫れより捕手の人が大ひに心配致しようしよしようしよといろく恐れだれいけかれいけとそのこんざつはいはんかたなく其女か思ひ候にはこんな人が幾萬人捕手にかゝるとも其兩人の人にはしよせんかなはずという事心の内に思ひ此だん安心致居申候夫より其の女うちにはいる事ならず表につかまへられ候所大かた捕手の人が内にはいりしと思ひ候へば二階が今も落ちるような音がいたし又鏝ぼうの音がいたしやれくこわい事とおそれながらそとに居候へは皆なくくにげてでるやら二階から落ちる人やらさんさんにて其まぎれに其の女は内にはいり候へばはや其人も居ず二階には煙が上り候故こわさも忘れて見るとふとんが燃えてありそれからどうぞ

して品物をかくさんと思ひ候へども思うにまかせずかくする内もはや其兩人がいぬといふ事知りて人々皆参り内中さんくさがし候其時其女も誠にくこの様なざんねんな事はないと思つても何分仕方がなくそれから其をよび色々尋ね候へども唯だ何事も存申さずお尋ねなされたくば薩のお屋しきにてお尋ね被下と申候へばそれならよひと申其儘にて相濟み商買もいたし居り候これも全く其おん方に少しのくもりなき事ゆへと存じ誠にく有がたくおもひ候またくおもしろき咄しもれきまじ候へども筆にまかせずおん目もじの上委しく御咄し申上候かへすくもよろしき便りお待ち申上りくこれのみたのしみくらしりくかしく  
當家藤印よりもくれくもよろしく御便り申上り

血の薬

御存じより

龍 君 様御元へ

(坂本直氏舊藏)



○慶應元年正月 (寺田おとせ書翰跋)

右の寺田屋は龍馬子爰やどに居ることしばしばなり此時の主婦は奇女にて能く龍馬子をしれりことし其送れる文成りとしてある人余に示さる被き見れば此事三十餘年の昔となりぬまた浮世の一夢といわん歎

丙寅初夏

安

房◎勝  
海舟

留所丹心照汗青

如楓圭介◎大鳥圭老髯

(坂本龍馬紀念帖)

○慶應二年正月日 (大村益次郎ヨリ中岡愼太郎へ)

寒氣の候貴兄愈々御安泰奉賀候野生去冬以來引籠り今に全快不仕夫れ故思ふ運動も出来かね日々心のみ焦立罷在候南西隔絶の事とて貴兄動靜頓と相漏し存外薄情に相成萬々御容赦可被下陳は昨日薩の西郷氏より一書到著直様披見候へば貴兄には先日より西郷外々諸有志と薩藩へ被爲入色々拙藩の爲め御計畫被下候所愈薩長兩藩連合の約相成り且つは又討幕の

御内議も粗一決候趣實以て歡天喜地雀躍此事に扱て々々世の中は塞翁の馬とやら申候が實に變動の測り難きは天地間の有様に御座候弊藩などの儀も兼々御承知の通り去秋は一方ならぬ騷擾にて天朝よりは御譴怒を蒙り幕府よりは征長の儀など相唱へ長防の運命如何成行事かと存居候所此れには薩州侯を始め他の有志者の御盡力にて先づ左程の事もなき様相収り次には此頃寡君御儀朝譴相解け何か辱なき御内敕も有之候様承り一同大安心まづこれならば弊藩の行衛も一入愉快の春と相成り候次第にて國民の愁眉を開き候も近きに有之儀と奉存候別けて此度薩長連合の儀俗に所謂龍に翹とも可申哉國民一たび之を開き候は、定めて此までの躊躇に引かへ大奮發仕り雲來疾飛の運動も愈是より相始まり可申候薩長の勢を以て闕下に立ち候へば幕も風前の燈影光を滅し候儀は論を俟たざる儀と存候兎ニ角今回の御盡力唯々弊藩の幸福なるのみか是の一事にて天下後來の風潮相定り候儀に付實に天下の幸福



と可申貴兄方の御功蹟顯著として宇宙に輝き候儀誰かは感戴致さゞらん猶々坂本氏よりは三吉宅へ申越され候次第も矢張西郷氏と粗御同一の事の由にて滅幕遠からずとの趣是れには精しき御計畫も認め有之趣に候へとも野生未だ拜見せず何卒正々堂々海陸兵を鼓し幕府の惡逆を燼し外夷の暴戾を懲し一天萬乘の神威を遠く海外に輝かせ度是のみ相樂み申候實以て一刻千金の今日に當り臥蓐罷在候は何たる不幸かと激涙万行心中の無聊御洞察可被下候併し此頃大分快氣立ち候ニ付き今少時養生致候へは全快可仕と樂居り候此使直様京師へ參る者なり何か御用の筋は御遠慮なく御申付可被下決して如才なる者には無之候先づ〱今回の御骨折謝し上候まゝ平生御無沙汰御詫まで更に後便を俟て意中相盡し可申候頓首

(田岡正枝氏文書)

○慶應二年二月六日 (龍馬ヨリ木戸孝允へ)

此度の使者村新同行ニて參上可仕なれとも實ニ心ニ不任義在之故ハ去月

廿三日夜伏見ニ一宿仕候處不計も幕府ハ人數さし立龍を打取ると夜八ツ時頃二十人計寐所ニ押込ミ皆手こと、鎗とり持口々ニ上意〱と申候ニ付少々論辨も致し候得とも早も殺候勢相見候故無是非彼高杉ハ被送候ビストールヲ以テ打拂一人を打たをし候何レ近間ニ候得ハさらにあた射不仕候得とも玉目少く候得ハ手ををいながら引取候者四人御座候此時初三發致し候時ヒストールを持し手をも切られ候得とも淺手ニて候其ひまニ隣家の家をたゝき破りうしろの町ニ出候て薩の伏水屋敷ニ引取申候唯今ハ其手きす養生中ニて參上とゝのはす何卒御仁免奉願候何レ近々拜顔萬奉謝候謹言々々

二月六夕

龍

木 圭 先生机下

(候爵木戸家文書瑞山會書類ニ據ル)

○慶應二年二月六日 (小松清廉ヨリ木戸孝允へ)

一翰拜呈仕候遠路無御恙御歸國之上益々御多祥被成御座珍重奉賀候然ハ



其砌ハ萬事失敬相働候義殘情不少奉存候シカシ緩々御高話拜承大幸之至  
奉存候扱かの蒸汽艦之條◎蒸汽船云々ハ乙丑丸兼テ承知之趣も有之候付尙勘  
即チ櫻嶋丸ノコトナリ  
考之上相談申上義有之村田新八川村與十郎細々申合差出申候間御聞取被  
下候而宜敷御裁判可被下候爰許之形勢等は兩人より御聞取可被下候兎角  
御配慮之程御察申上候何も筆紙に盡兼候仕合御座候爲天下金玉御保愛被  
成御座候様奉祈候先ハ此旨任便御起居御尋迄如斯御座候 恐々不備

二月六日

小松 帶 刀

桂 君 閣 下

(侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應二年二月二十二日 (木戸孝允ヨリ龍馬へ)

龍

大兄 御急披

木 圭

小笠原閣老肥前と且 尊藩之大夫等を呼出し候由如何之事か不相分候  
朶雲御投與奉拜見候彌以御壯榮ニ御起居大賀此事ニ奉存候さて先般上京  
中ハ 大兄之御深意ニ而微意も徹底感喜難忘奉存候

自浪華呈候六條之書御返與御裏書拜見安堵仕居申候此度ハ村田川村木藤  
諸氏遠路態々來訪欣喜此事ニ御座候誠ニ暫之滯留ニ付何事も殘念而已御  
察可被下候小笠原閣老も下藝今以病氣ニ而更ニ何事も無之紀彦小倉尤惡  
敷由榊原雲州などが是へ雷動いたし候而騒き候様子外藩諸侯ニ而ハ獨り  
肥後が尤姦邪と申事ニ御座候近況は村田諸氏ハ直ニ御承知可被遣候何よ  
りも目出度事ハ 大兄伏水之御災難ちよつと最早承り候ときハ骨も冷く  
相成驚入候處彌御無難之様子巨細承知仕不堪雀躍候 大兄ハ 心之公明  
と 量之寛大とに御任せ被成候而兎角御用捨無之方ニ御座候得共狐狸之  
世界か豺狼之世間か更ニ相分らぬ世の中ニ付少敷  
天日之光り相見へ候迄ハ必々何事も御用心  
神州之爲御盡力肝要之御事ニ奉存候不遠戰場ニも至り可申何分ニも天下  
之事ハ只々機會を失と不失ニ有之申候いかなる良策ニても機ニ後れ候而  
は萬端無覺束候石川兄も先日御上京當時ハ御同居ニ候哉 大兄伏水之事



を承り候故御氣遣申候細川兄ハ御無事ニ御座候哉諸兄吳々も御疎なく御注意賊手ニ御陥り無之様偏ニ奉祈念候乍此上精々御自愛肝要ニ奉存候先ハ取急如此御座候勿々頓首九拜

二月廿二日

(坂本彌太郎氏藏)

○慶應二年二月二十四日 (村田新八等ヨリ菅野覺兵衛等へ)

先日粗御咄申上置候乙丑丸御船弊國へ此節廻船之儀山口にて木戸君へ及御談候處御方御一列ニて廻船彌以聞濟被下別て仕合之至ニ御座候就ては馬關へ差御し相成居候俵米之儀も其節積込方御取計ひ被下候筈ニ御座候ニ付左様御心得被下度尤此御方様是迄御乗込之人數ハ廻船之節ハ別て御斷り申上置候事に御座候ニ付是以其通木戸君御承知被下居候ニ付此段用事まで一筆爲御心得如此得御意候以上

二月二十四日

村田 新八

小谷 耕 藏様

川村 與十郎

菅野 覺兵衛様 要用

(侯爵木戸家文書井上伯傳ニ據ル)

○慶應二年二月二十六日 (品川日改ヨリ木戸孝九へ)

過る念四之御書翰今朝寺町ニおゐて拜讀 (中略)  
去年來御配意之船<sup>丑丸</sup>即乙之一件ニ付黒田より縷々承り候ところくろ田申候ニハ此一件ニ付てハ上杉氏<sup>藤</sup>即近山口ニおいて君公ニ拜謁いたし候處蒸汽艦買入之事御直ニ御頼みニ相成候ニ付直ニ歸國此段修理大夫并小松などへ相談いたし候處諸器械之義ハ如何様とも可仕候得とも艦と申ものハ何國より何國某ニ賣渡いたし候段諸方へも相達し候位之事ゆへたやすく買得不相成段斷候處上杉氏國情并君公より御頼み相成候邊を以縷々説得せられ漸買入候處右之次第ニ相成何とも不相濟事ニ候右ニ付桂先生御上京其邊之處御頼みニ相成候得とも君公と君公との取相故孰れ寡君相談之上ならでハ不相捌と申事ニ御座候薩國元ニおいても彼是疑惑を生し候ものも不少候様相聞候ニ付一應御挨拶として内々御使ひても御差遣ニ可



相成哉御直翰ても参り候得は尙更よろしく黒田も此邊之處大きに望み居申候實ハ此論先日船中にて内々私へ話し候ニ付藝著之上直ニ可申越と申置候處くろ田申候ニハ御多忙之中是等之事申上るハ餘り恐入候故言はぬ以前にして吳候様申事ニ付捨置申候處今夕寓居ニて色々之話より此談ニ相成候ところ十分右之使節之望み有之様洞察致し候ニ付右之使節論ニして木戸まで内々相談仕り候てハ如何哉と談し候處大きに得心之事ニ付愚按申上候間何卒御熟慮なし可被下候小松西郷も多分歸國ニ相成居可申候左すれば直ニ船の人数引取之事も論決可仕候薩公御捌とは申もの、孰れ小松か西郷か、居らねハ何も運ひ不申候夫ハともかくも一應之御挨拶として御使ひ参り候様有之度事と幾重も奉祈候乍併御買入後何ぞ御挨拶有之たかも存し不申候得とも黒田より承り候處ニてハ何も無之よろしく田申處ハ只君公より君公へ御頼みに相成候處へ目をつけ居候間此邊之所篤と御汲取御熟慮偏ニ奉頼候

二月廿六日夜

(侯爵木戸家文書、井上伯傳ニ據ル)

○慶應二年二月頃カ (龍馬書翰宛名未詳)

此度の咄しおくハ敷成可被遣候 愚兄の内

此佐井ハ北奉行人町杉山幸助方ニて 佐井虎次郎

御尋可被遣此杉山にも私の咄御なし可被遣候

佐井ハ會而手紙参りたりいまだ返書不出候得ハ此度の事くハしく御

咄し被遣其上彼手紙の禮も御申可被遣候

龍馬が乳母

此うバわ私しおきつかいおり候ものゆへ何卒此ぶじなる事を御直ニ御申愚兄か家御出被下候時に御まねき被成候得ハ早々参上仕候

(坂本龍馬寫真記念帖)

○慶應二年正月十四日 (近藤昶ノ自殺)

略○上 最初坂本等は相議して「社中盟約書」を作り血判せるが其中に「凡そ事大



小となく社中に相談して之を行ふべく若し一已の利の爲め此の盟約に背く者あらば割腹して其罪を謝すべしとの箇條あり然るに彼の長藩新汽船購入の事件は上杉専ら其周旋の勞を執りたるも畢竟是社中を代表して運動せるものなれば固より上杉一人のみ其功を負ふを得ず況や事大小なく云々の箇條あるをや彼れ上杉は鹿を逐ふの獵師山を見ずの喩に洩れず長崎に伊藤と來りし後も洋行の擧を社中に祕し將さに明日解纜の英國帆前に便乗し上海に向ひ一躍して高く海外に雄飛し去らむするの前日偶々風浪順ならず一夜上陸してガラバ◎カラバ、英國商人長崎ニ在り、乙丑丸及小銃等ヲ長藩ノガラバヨリ購入スルヤ、上杉實ニ其仲介幹任ゼリと小宴を催すや運拙くも忽ち社中の探知する所となれり皆上杉の告げずして洋行せんとするを烈火の如く激怒し咄友を賣るの奴盟約に據りて直ちに制裁を下すべしと即決し此の夜一同小曾根の別荘に會し數人往きて上杉を拉し來りぬ先づ澤村◎澤村惣之丞即關雄之助等一同は容を改め凡そ事大小となく相謀りて之を行ふべきは社中の盟約にして此盟約に背く者は

割腹して其罪を謝するの明文あり不幸にして社中に其人あり割腹して謝せよと言まだ畢らざるに上杉俄に色を變ず澤村再び呼び曰く其人は上杉宋二郎君なりと上杉咄嗟口を開かむとするや澤村忽ち大喝し此期に臨み辯解は無益なりと流石に上杉も逃れぬ所と決心し如何にも約の如く割腹して諸君に謝し申さむと遂に席を設けて自盡したるは實に慶應二年丙寅正月十四日の夜の事なりき上杉死する時年二十九歳社中會葬し遺骸を長崎鴻臺寺の後山に埋め碑に題して梅花書屋居士之墓といふ◎卷頭藤陰略話參照彼の饅頭屋長次郎の名は土佐士林の間に隱なく苦學半生頗る世故に諳練し其の能く漢文を草するのみならず英學に通じ當時長藩の俊秀井上伊藤をして其才幹敏腕を愛重せしむ有爲の春秋に富み前途の功を測り易からざるものありしも偶ま洋行の素志を遂るに急にして自ら奇禍を速くに至る悲しき哉明治二十一年五月勅して靖國神社に合祀し同三十一年七月特旨を以て正五位を追贈せらる(中略)或は傳ふ上杉の割腹坂本實に社中の議を裁い



たりと云々而して坂本の馬關を發するは已に此月十日に於てしまだ洋行の事發露せざる以前に在り坂本にして若し其際に處せば敢て之を殺さざりしならむ洵に惜むべき限にこそ

(維新士佐勤王史抄)

○慶應二年正月十四日 (近藤和ノ自殺)

我藩にては櫻嶋丸を以て乙丑丸と改稱し中嶋四郎をして船長の資格を以て之に乗組ましめたれば其長崎に著するや薩藩士及海援隊士は前約と違背したるを怒り上杉に迫りて其擅斷の處置を責め又々一場の紛議を惹起せり上杉は之が爲めに薩長聯合の進行上に破綻を生せんことを憂へ責を一身に引請けて自刃したり 海援隊士が上杉に迫りて自殺せしめたるは汽船購入に就彼が長崎より巨額の金を收受したりとの嫉妬的非難もありたりといふ

上杉は馬關滯在中君等と協議の上英國に渡航の志を決し已に上程せんとせるの折柄意外の事件を生じ遂に其志を果す能はずして死せり誠に惜むべし

(井上伯傳抄)

○慶應二年正月十四日 (近藤和ノ自殺)

非 賤虚名貴實田破浮淫督耕戰明賞罰營富強

○術數有餘而至誠不足

上杉氏之身ヲ亡ス所以ナリ

(坂本龍馬手記抄)

(參考) 送人學畫之江戶序

近藤 昶

聞子欲畫學遊江戶。昶未知其何爲也。夫畫者彫蟲之末技。非男兒之所宜。事法去父母辭國。遠爲無益之行乎。昶竊以天下之時勢猶未安穩。泰西女主貪暴清國。又來視皇國。其餘亞奴魯西亞。虜晨來夕去。或上某陸。或入某港。其情意亦未可測也。而我南海當夷舶航行之道。志士豈可不寒心哉。今子徒以風流自任。成尋常千里之行。若國家無事則可當。一旦砲炮抹天。彈丸貫日之日。足下豈欲砥毫伸紙從事於花禽風露之間。以了斯生邪。嗚呼何其無志之甚也。且近世畫家與古畫家異矣。朱紫粉白。巧粧其拙。狗苟蠅營。日趨榮利。以謝金之輕重爲畫之疎密。風流瀟灑之趣。掃地盡矣。何也近世之畫家不有餘業之以糊口也。嗚呼男兒以堂々六尺之軀。徒擲生涯於無用之一技。豈可不悲乎。昔者大納言金岡以一畫工。贊朝政。當世畫家豈可比於金岡乎。宮本某以冠万人武技。而側學畫。宋東坡道德文章卓絕古今亦好畫。是其人風流千載可稱矣。元趙子昂亦能畫。當時名聲藉甚。然子昂臨節失大義。宗家覆滅臣事醜虜。是真乞巧之不肯爲。而子昂忽爲之。雖有畫之名。不能免万世之唾罵。況近世之畫家。又下子昂數等者乎。今子不學宮本東坡之所爲。而祇欲



效于昂乞丐之爲。可謂惑矣。以子之才之識。絕意於外慕。致精竭力。夙夜以從事文武之道。則其蒙  
駁々殆可軼宮本。而誇東坡矣。然後進而報國家。退而榮慈親。豈不快乎哉。聖人以立身行道。現親  
爲孝終焉。夫畫者於國家無少有所裨益也。苟無所裨益。而安然擁妻畜子。以寄食於人。所謂米賊  
焉耳。夫爲人子而得米賊之名。不孝莫大焉。苟負不孝之名。則是豈一日可立於世乎。昶於子舊相  
識。故不顧鄙陋。□□□之誠希。子熟慮而深思之。若有可教。幸不惜還答。昶再拜。

○慶應二年三月八日 (龍馬ヨリ高松太郎へ)

細左馬(原註細川左馬之助則チ池内藏太同書土佐勤王史百十六回冒頭ニ是レヨリ先キ細川左馬介即チ池内藏太ハ坂本等ト共ニ京師ヨリ大坂ニ下リ三邦丸ニ投ジテ長崎ニ歸ル云々トアリ此狀左馬ノ乗込チ依頼セシモノナラン三邦丸ハ洋名ユニナント呼ビ薩藩ノ購入後改名シタルナルベシ) 事兼て海軍の志在曾  
而馬關を龍と同伴ニテ上京致候在故て薩に下らんとす今幸ニ太郎兄か歸  
長の事を聞ク今なれば彼ユニラン號左馬をのせても宜かるへく左馬事ハ  
海軍の事ニハ今ハ不功者と雖とも度々戦争致候ものなれば随分後ニハ頼  
も敷ものとも相成候べしと樂居候もしユニランのつかふか宜しいとなれ  
ハ西吉小太夫の方ハ拙者ハ申談候てつかふ宜く候能御考可被下候早々頓  
首

八日

龍

此書錦戸(原註此人不詳)ニ頼ミ遣ス

但シ太郎◎太郎變名トハ才谷梅太郎ヨリ高坂龍次ト變ヘタルヲカ或ハ此錦戸太郎ト稱シ居リ又變名セシヲカ此二者ノ内ナルベシハ又變名  
在之

多賀松太郎様

龍

(野島寅猪文書)

○慶應二年四月二十七日 (龍馬ヨリ寺田屋おとせへ)

此一品ハきみへに御つかハし被成度あれハ今とこにおるかしらんたゞき  
つかい候此夏ハ下の關にせつかくつれてとわとおもいしニやれ〜又こ  
れハなかさきにかへるわ言わいてもよろしきことなれとも御きおつけて  
被下まし

四月廿七日

梅

ハ

おとせさま



伏見寶木橋

梅 6

寺田や様まで

(坂本龍馬紀念寫真帖)

○慶應二年七月四日 (龍馬ヨリ木戸孝允へ)

御別後才郡マテ參リ候處下ノ關ハ又戰爭ト弟思フニドフゾ又ヤジ馬ハサシテクレマイカト早々道ヲ急キ度御サシソヘ之人ニ相談仕候處隨分ヨロシカルヘシトテ夜ヲカケテ道ヲ急キ申四日朝關ニ參申候何レ近日拜顔之時ニ謝シ候

七月四日

龍

木圭先生 左右

猶此度之戰爭ハヲリカラ又英船カ見物シテ長崎之方へ參リ候ハオモシロキ事ニ候

追白

先日御咄シノ英佛之軍艦之關ニ參候モノハ兼而參ルト申軍艦ニテハナ

シ飛脚艦之ヨフナルモノト相見へ候ヨシ兼而來ルト申船ハ此軍艦ニハ「ア

「ミ」ニストル」モ參リ候ヤニ承リ候先日參候二艦砲門之艦ニテ是ハ近日又參リ可

申カ弟思フニ村田新八ガ不來ハ此故ニテハナキカ早々

(侯爵木戸家文書瑞山會文書ニ據ル)

○慶應二年七月廿七日 (龍馬ヨリ木戸孝允へ)

五大才ニハ火藥千金計□□賴置候 一小松西郷ナトハ國ニ居申候大坂之

方ハ大久保岩下ガウケ持ナリトテ彼レ兩人之周旋之ヨシナリ

一人數ハ七八百上リタリト聞ユ

一幕之翔鶴丸艦ハ長州ヨリ歸リ又先日出帆致シ道中ニテ船ヲスニノリカ

ケテ今長崎へ歸リタリ

一幕ハ夷艦ヲ買入致ス事ヲ大ニ周旋今二艘計取入ニナルヨラス

一幕船タイテイ水夫共何故ニヤ將之命令ヲ用ヒズ先日モ翔鶴丸ハ水夫頭

及ヒ其外十八人一同ニニゲダシ行方不知



一私共之水夫一人隨分氣強幕船へノリタレハ夫モマダタシモシ關之方へ行  
 ヲフナル事ナレハ平常之幕船トハチガイ候カモシレス御心得可然哉爲其  
 申上ル

七月廿七日

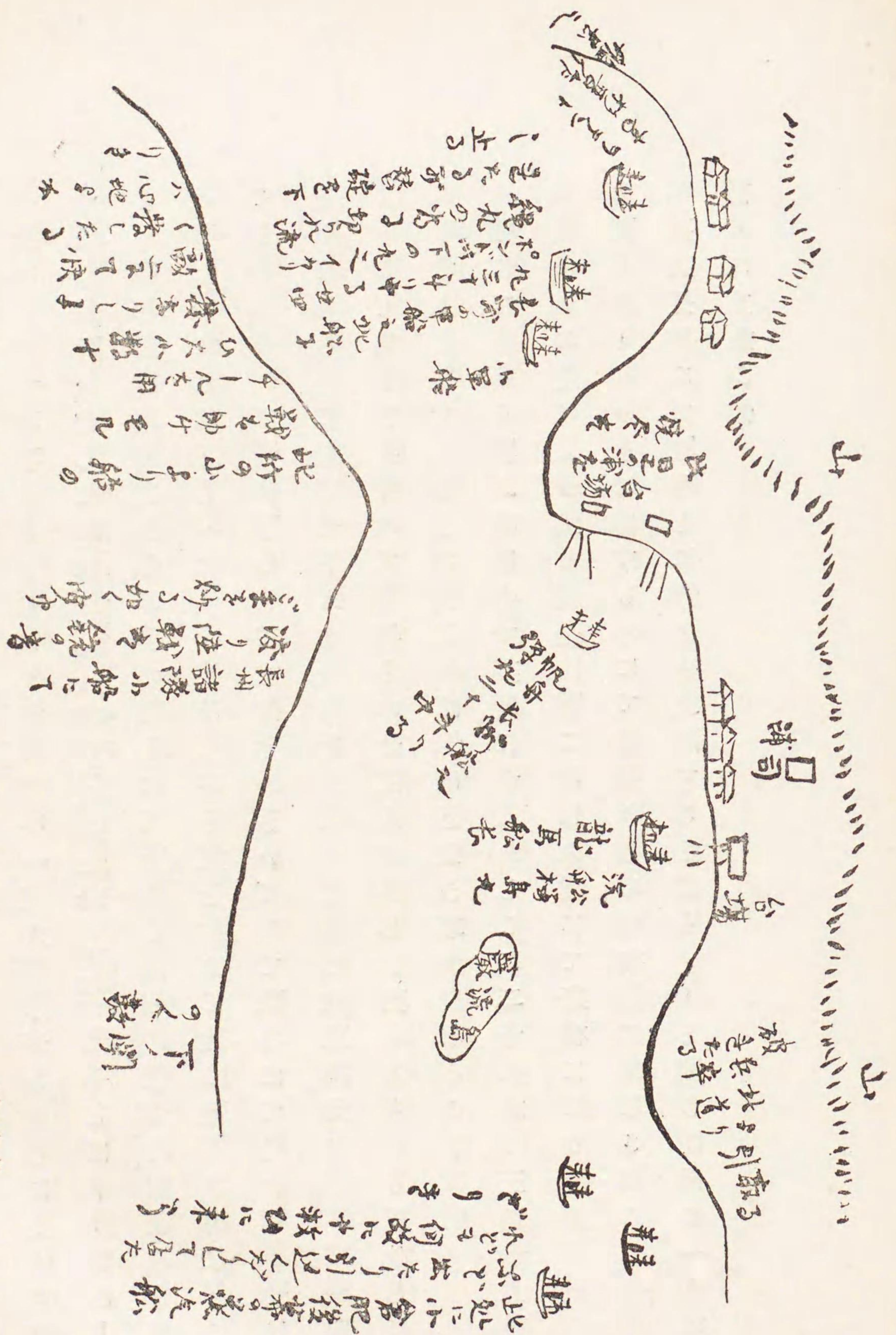
坂本龍馬

木圭先生 左右

(侯爵木戸家文書瑞山會文書ニ據ル)

○慶慶二年七月(日不詳)(龍馬ヨリ兄權平へ)

一七月頃蒸汽櫻島丸を以て薩州より長州へ使者に至る時頼まれて無據長  
 州の軍艦を率ひて戦争せしに是は何事もなく面白き事にてありし  
 一惣て咄しは實とは相違すれど軍は別て然るもの也之を筆にし差上げて  
 も實となさずやも知れず一度やつて見たる人なれば咄しが出来る  
 一右は龍馬が畫きたる戰圖也◎次頁挿入ノ圖チ云  
 一七月以後戦ひ止む時なかりしがとふく十月四日となり長州より攻め  
 取りし土地は小倉に渡し以後長州に敵すべからざるを盟ひ夫れより地面





を改めしに六萬石計ありしなり大戰爭中一度大戰爭がありしに長州方五十人計打死いたした時（軍にて味方五十人も死ぬと申時は敵味方合せておびたゞしき死人也）先手しばく敗れしより高杉晋作東陣より錦の手のぼりにて下知し薩州の使者村田新八と色々咄しいたしなどしへたく々笑ひながら氣を付けて敵は肥後の兵などに強かりければ晋作下知して酒樽をかきいだして戰場にて是を開かせなどしてしきりに戦はせとふく敵を打破り肥後の陣幕旗印など不殘分取りいたしたり私共兼ねて戰場と申せば人夥多しく死するものと思ひしに人の十人と死するほどの戦なれば餘ほど強き軍が出来ることに候一槍にて久しく戦ふ時は必ず其所に十人かしこに二十人或は三四十人計り各々人の陰により集り候是は戦になれぬ者にて斯様になり候方はいつも死人多くなりまけ申すものにて候強きものは斯様にはなさぬにて候先年英人長州にて戦ひしに船より上陸するとばらくと開き四間に一人宛計りに立並び候

一當時天下の人物と云へは

徳川家にては 大久保一翁 勝安房 守  
 越前にては 光岡八郎 長谷部勘左衛門  
 肥後にては 横井平四郎  
 薩摩にては 小松帶刀 西郷隆盛  
 長州にては 桂小五郎 高杉晋作

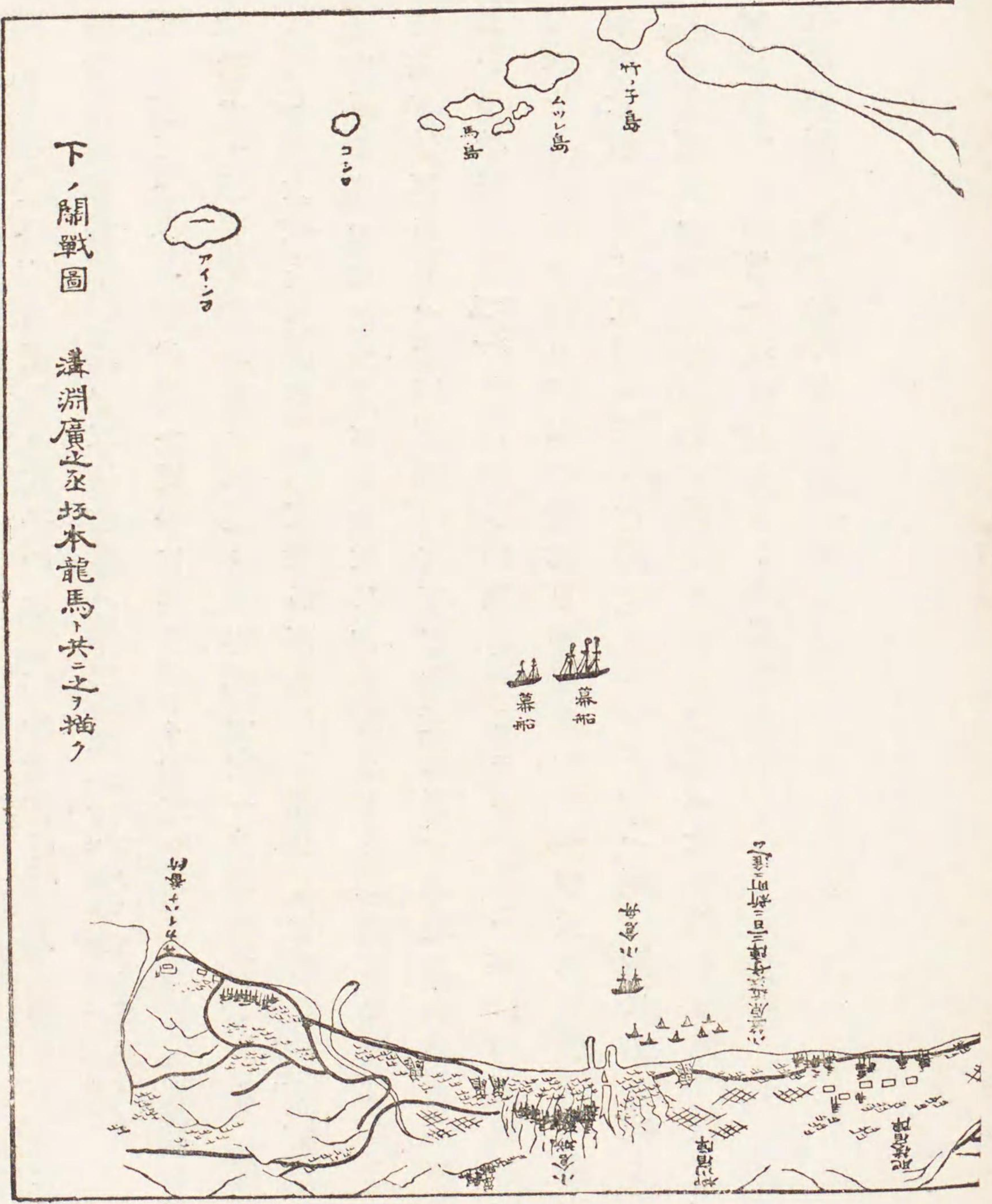
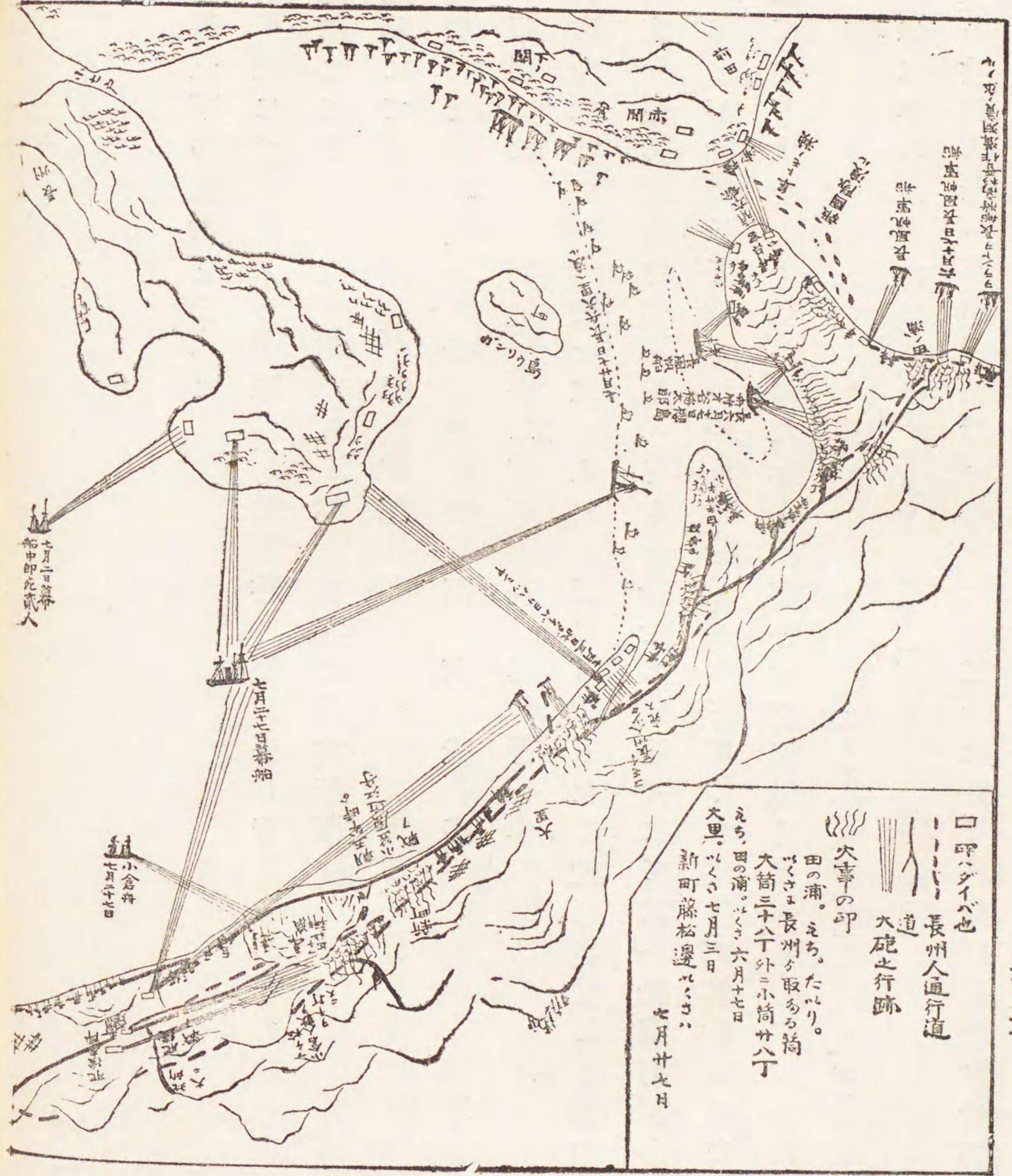
一私唯今志延て西洋船を取り入たり又は打破りたり致し候元より諸國より同志を集め水夫を集め候へども仕合せには薩州にては小松帶刀西郷吉之助などが如何ほどやるかやりて見給へなど申くれ候甚だ當時は面白き事にて候どふぞく昔の鼻たれと御笑ひ被下間敷く候

（弘松宣枝著「坂本龍馬」所載）

○慶應二年八月十六日（龍馬ヨリ三吉慎藏へ）

其後ハ益御勇壯ニ奉恐賀候然ハ去ル七月二十七日及八月朔日小倉合戦終







ニ落城と承り候扱御内談承り候事の如く御妙策被行候事と奉存候はたし  
 て其時恐レ候幕海軍か道を取切候事ハ無之是もトテモ道ハ取切ハスマイガ  
先用心可成ナト承リ候ナリ其  
 事を承り候てハ早々下の關へ出かけ候も何とかもふ敵かなければ奉存候將軍も彌  
 死去仕後ハ一橋又紀州か後ト目望ミ候得共一向一條の論なく候よし何レ  
 ニしても幕中大破ニ相成候よし又兼高名なる幕府人物勝安房守も又京本と麟太郎  
 ニ出是非長州征ハ止メニすべき論致し會津あたりと大論日々候よしなれ  
 とも何共片付不申幕ハ此頃英國のたすけを受候事ハ毛頭出來不申事相成  
 候これハ小松帶刀かモリよし兼而佛蘭西の「ミニストル」ハ幕府の周旋計致  
 せしなれとも此頃薩ハ日本の情實を佛蘭西の方へ申遣し彼佛國ニ薩生  
 兩人周旋仕候ニ付て江戸ニ來レル佛の「ミニストル」ハ近日國に歸り候よし  
是ハ西郷の  
咄しなり此頃薩ハ兵動しなから戰を未たせさるハ大ニ故あり先ツ歎すべ  
 からず幕のたをれ候ハ近ニあるへく奉存候

近時新聞ハ先ツ右計也

追白此便ニ森玄道ニ申遣せし事ハ實ニ小事件ながら實ニむこそふな  
 るナなれハ森及井藤助太夫共より申上候得ハ宜しく御聞取奉願候但  
 シ下の關へ參りたる長崎の賣人の事なり先早々萬稽首

八月十六日

龍

三吉大兄

(三好家文書)

○慶應二年八月日 (龍馬越藩士下山尙ニ大政返上策ヲ説ク)

慶應二丙寅八月余春岳公ノ命ヲ啣ミ九州游學ノ途ニ上ル適マ薩藩ノ三邦  
 丸敦賀港ヨリ長崎ニ歸航スルニ會ス我カ藩士及ヒ商家ノ徒相與ニ之ニ乘  
 ス長崎ニ著スレハ同藩書生航海及ヒ英學醫術ヲ修ムル者來會痛飲夜ヲ徹  
 ス翌日余諸子ノ寓居ニ同居ス居ル數日土佐藩ノ士坂本龍馬氏二三子ヲ拉  
 ツテ來リ醫生山本氏ニ就テ刺絡ヲ行フ余因テ始メテ坂本氏ト相見ルヲ得  
 タリ氏狀貌雄偉眉間一黒子アリ風采閑雅音調清朗一見凡夫ニ非ルヲ知ル  
 其後一夕余氏カ門ヲ叩ク氏出テ迎へ坐久シテ談天下ノ事ニ及フ氏危坐低



聲語ツテ曰ク方今鎖攘ノ説一變シテ討幕ノ議相踵キ起ル而シテ幕府自反ノ念ナク專横日甚タシ恐クハ救フ可カラズ子以テ如何ントナス且子ハ徳川氏ノ親藩ニ生レ上ニ春岳公ヲ戴キ宜シク思フ所アルヘシ  
 政權奉還ノ策ヲ速カニ春岳公ニ告ケ公一身之レニ當ラハ幸ヒニ濟スヘキアラシ余之ヲ諾シ善後策ニ及ヒ氏云フ越藩ノ内民政會計ヲ托スル人アリヤ余答ヘテ云フ三岡八郎ナラン然レトモ今ヤ寡君ノ忌諱ニ觸レ幽閉年久シ余等密ニ往キ叩クニ當時ノ事ヲ以テスルアリ余爰ニ來ルニ際シ送ルニ一篇ノ詩ヲ以テス請フ之ヲ見ヨ氏見テ大ニ感シ手ヲ拍テ其名ヲ記ス  
下山氏越ニ歸ルニ臨ミ坂本ト會ス別レニ臨ミ氏云フ西郷氏子ニ贈ルニ劍ト書トル條ノ割註ニ下ニ書スル語アリヲ以テス此ノ書之ヲ子ニ送ラン予受テ出ズ  
 九月廿日熊本ニ著シ横井ニ面晤シ坂本ト談シ事ヲ告ク横井手ヲ拍テ歎シテ云フ今日ノ事豈ニ他アランヤ天下此ノ任ニ當ル岳公ヲ置テ求ム可カラス

十月廿四日朝登シテ岳公ニ謁シ政權返上ノ大事ヲ決セラレンコトヲ以テス

(中略)公襟ヲ正フシ徐カニ云フ然ルカ余モ亦思フ所アリ汝シ宜シク執政ニ告クヘシ  
(下山尙西南紀行拔萃)

○慶應二年十月五日 (龍馬ヨリ吉井友實へ)  
 一筆啓上仕候益御安泰愛出度存候楮先年來御盡力被下候段忝存候則吾カ爲メニ盡候所則  
 國家ニ盡ス所タルヤ明カナリ仍而何歎爲酬之吾所藏致候舊赤穂ノ家臣神崎則休遺刀無銘一口貴兄進上致候御受領被下度候右刀ハ曾而後藤も來國光と鑒識致候御高鑒被下度候先ハ右用事迄如此候早々

十月五日

直 柔

吉井 幸 輔様

(坂本龍馬紀念寫眞帖)

○慶應二年十月頃カ (龍馬ヨリ溝淵廣之丞へ)  
 拜啓候

然ハ昨日鳥渡申上候彼騎銃色々手を盡し候所何分手ニ入かね候先生の御



力ニより候ハすハ外ニ術なく御願の爲參上仕候何卒御頼申上候彼箇の代  
金ハ三十一兩より三十三兩許かと存候うち今一所より申來候もの四十金  
と申候あまり法外に高金と存候まゝ無餘儀先生を勞し奉候宜しく御聞込  
可被下候頓首

十六日

才谷梅太郎

溝淵廣之丞先生 左右

○慶應二年十月頃カ (龍馬ヨリ家兄權平ヘカ)

今春上京之節伏見にて難ニあい候頃より鹿兒島に參り八月中旬より長崎  
に出申候先日江の口の人溝淵廣之丞ニ行合候て何か咄し致し申候其後蒸  
汽船の將武藤早馬<sup>はやま</sup>に行あい候へとも是ハ重役の事て又御國ニ歸り候など  
云ハれん事を恐れしらぬ顔してすぎ行きしに廣之丞再三參り私の存念を  
聞候ものから認め送り候所内々武藤にも見へ候よふ此武藤ハ曾て江戸ニ  
遊し頃實に心安き人なれば誠によるこびくれ候よし舊友のよしみハ又か

たしけなきものにて候其私の存念は別紙にさし上候御覽可被遣候

○別紙の中女の手紙これあり候是わ伏見寺田屋おとせと申すものにて候  
是わ長州家及國家に志ある人々には助けくれ候事共有之候もの也元より  
學問も十人なみ男子計の事ハいたしおり候もの也夫が薩州に送り來り候  
手紙一つさし上候伏見の事よくわかり申候

○又別紙ニ桂小五郎と申人也木圭と申人の手紙有之候是ハ長州の政事を  
尤あつかり候第一人物にて此手跡を四方の人がほしがり候幸手元にハか  
ず有之候からさし出し候

○庄太郎も此頃ハ丈夫ニ相成候べしと存候夫男子をそたつるにハ誠ニ心  
得のある事にてとてもお國のをだて方でハ參り兼候べしと實ニ殘念の事  
と存候

○上ニ申伏見の難ハ去る正月廿三日夜八ツ時半頃なりしが一人のつれ三  
吉慎藏と咄して風呂よりあかりもふねよふと致候所にふしぎなるかな此時



二階ニお 人の足音のしのびくゝに二かいしたをあるくと思ひしにひとし  
り申候 六尺棒のをとからくゝと聞ゆ折柄兼てお聞に入れし婦人名ハ龍今妻と致し居候勝手  
より走せ來り云よふ御用心なさるべしはからず敵のおそい來りしなり鎗  
持ちたる人數ハはしごだんをのぼりし也と夫より私も立ちあかり袴きん  
と思ひしに次の間に置候そのまゝ大小さし六發込ミの手筒ビヤトルを取りてうし  
ろなる腰かけによるつれなる三吉慎藏ハはかまをきて大小取りはき鎗持  
ちて是も腰かけにかゝるひまもなく一人の男障子ほそめにあけうちをう  
かゞふ見れば大小さしこみなれば何者なるやと問しにつかゞと入來れ  
ばすぐ此方も身かまへなしたれば又引き取りたり早や次の間もミシク  
物音すれば龍に下知して次の間うしろの間のからかみ取りはつさして見  
れば早二十人計もやりもて立ならびたり又盜賊灯燈二つもち猶六尺棒も  
ちているもの其左右ニ立たり其時双方しばらくにらみあふ所に私より如  
何なれば薩州の士ニ無禮わするぞと申たれば敵人口々に上意なりすハレ

すハレとのゝしりつゝ進み來る此方も一人ハ鎗を中段に持つて私の左り  
に立たりける私思うよふ私の左の方ニ鎗をもて立ハ横をうたると思ふ故  
私が立かわり其左の方に立たり其時銃ハ打金を上げ敵の十人計も鎗持ち  
たる一番右の方を初めとして一つ打たりと思ふに其敵ハ退きたり此間敵  
よりハ鎗なげつきにし又ハ火鉢をうちこみ色々して戦ふ私の方には又鎗  
もてふせぐ實ニ家の内の戦ひ誠ニやかましくたまり不申又一人をうちし  
が中りしやわからず其敵一人ハはたして障子かげより進み來りわきざし  
をとて私の右の大指の本をそぎ左の大指のふしをきりわり左の人さし指  
の本の骨ふしをきりたりもとよりあさてなれば其方に筒さしつけしが手  
早く又障子のかげニかけ入りたり前の敵猶せまり來る故又一發致せしに  
あたりしやわからず私の筒ハ六丸込ミなれと其時ハ五丸込ミてあれば實  
ニあと一發かきりとなり是大事と前を見るに今の一戦にてすこししすみ  
たり一人のもの黒きづきんきてたちつけはき鎗をひらせいがんのよふに



かまへちかくよりてかべにそふて立し男なり夫を見るより又打金あげ私  
 のつれの鎗もて立たる所の左りの肩を筒臺のよふにしてよく敵のむねを  
 見込て打ちしに其敵ハ丸ニ中りしと見へて唯ねむりたをれるよふに前に  
 はらばうよふにたをれたり此時も又敵の方ハ實ニドンドン障子を打破る  
 やらからかみふみ破るよふのもの音すさましく然れ共一向手元にハ參ら  
 す此時筒の玉込めんとて六發銃の<sup>ビストル</sup>此よふのもの取りはづし二丸までは  
 込めたれとも左の指ハきられてあり右の手もいためて居り手元思ふよふ  
 ならずつい手より<sup>れん玉室</sup>取りおとしたり下をさがしたれ共元よりふとん  
 ハ引きさがし火鉢やら何かなげ入しものとまじりどこやらしれず此時ハ  
 敵ハたゞとん／＼計りにて此方に向ふ者なし夫れより筒を捨て私のつれ  
 三吉慎藏に筒ハすてたぞといへば三吉曰く夫なれば猶敵中につき入り戦  
 ふべしと云ふけれとも私曰く此間に引き取り申さんと云へば三吉も取り  
 たる鎗をなけすてうしろのはしごだんをおりて見れば敵ハ唯家のみせの

方計を守て進むものなし夫れより家のうしろのやそいをくゞりうしろの  
 家のあまどを打破りてはいりたれば實ニ其家ハねぼけてでたかねやが引  
 いて有りきのどくにもありたれども其家のたてぐも何も引きはづしうし  
 ろの町に出でんと心掛しに其家もすいぶんおほきなる家にて中々破れか  
 ね右兩人して刀もてさん／＼にきり足もてふみ破りたり夫れより町に出  
 で見れば人ハ一人もなし是幸と五町計りも走りしに私ハ病氣のあがり  
 なりければどふもいき／＼れあゆまれ不申<sup>此時思ひしに男子ハすねより下に長き</sup>  
<sup>あがりしまゝなればゆかたを下にきて</sup>其上ニわたいりなきてはかまなしたり<sup>土佐の國の</sup>きものハ足にもつれくす／＼しよれば敵  
 がおいつく横町ニそれ込みてお國の新堀と云ふよふな所に行きて町の水  
 門よりすび込み其家のうらより材木のたなの上ニあがりてねたるにおり  
 あしく犬が實ニほへて困り入りたりそこに兩人ともおりしがついに三吉  
 ハ先づ屋敷に行べしとて立出で屋敷ニ入り又屋敷の人もともに迎ひニ  
 来て私も歸りたり私のきすハ少々なれとも動脈とやらにてあくる日も血



が走りやめず三日計り小便に行くも目がまいました  
○此夜龍女も同時に戰場を引き取りすぐさま屋敷に此由を告げしめ後に  
供々京の屋敷に引き取る今長崎ニ共々に出づ此頃短銃も上達す以上

右之書狀ニ年月日も宛名もなきは最初寫したる人の書き落したる  
に相違なしと思はる多分家兄權平ニ宛てたる書狀ならん  
本書ハ北海道釧路町大火の際焼失せる也 (坂本彌太郎氏藏)

○慶應二年十一月二十日 (龍馬ヨリ寺田屋おとせへ)

何かを咄しは妻より申上べく來年は上京致し候早々御目にかゝり候龍子  
が老母元より御家計の御世話に候猶よろしくおしかり被下度實にへちや  
くちや別りかね候人なれば實にお氣のどくに存候早々

十一月二十日

取卷の抜六

おとせさま 參る人々御中

○慶應二年十二月四日 (龍馬ヨリ姉乙女へ)

おとめさんへさし上る

兼而申上妻龍女ハ望月龜彌太か戦死の時のなんにもあい候もの又御國よ  
り出候もの此家ニて大ニ世話ニなり候所此家も國家をうれへ候より家を  
ほろひし候也老母一人龍女いと兩人男の子一人かつへくニてとふも  
きのとくニて龍女と十二歳ニなる妹と九ツニなる男子ともらい候て十二  
歳の妹名きみへ男子太一郎ハ攝州神戸海軍所の勝安房ニ頼ミたり龍女事  
ハ伏見寺田や家内おとせニ頼ミ候是ハ學文ある女尤人物也今年正月廿三日夜のなんに  
あいし時も此龍女かおれハこそ龍馬の命ハたすかりたり京のやしきニ引  
取て後ハ小松西郷などにも申私妻と爲知候此よし兄上ニも御申可被遣候  
御申上なれハ

京師柳馬場三條下ル所

榎崎將作死後五年トナル

此所にすみしか國家のなんとともニ家ハ



右妻存命

ほろひあとなくなりしなり

私妻ハ則將作女也今年廿六歳

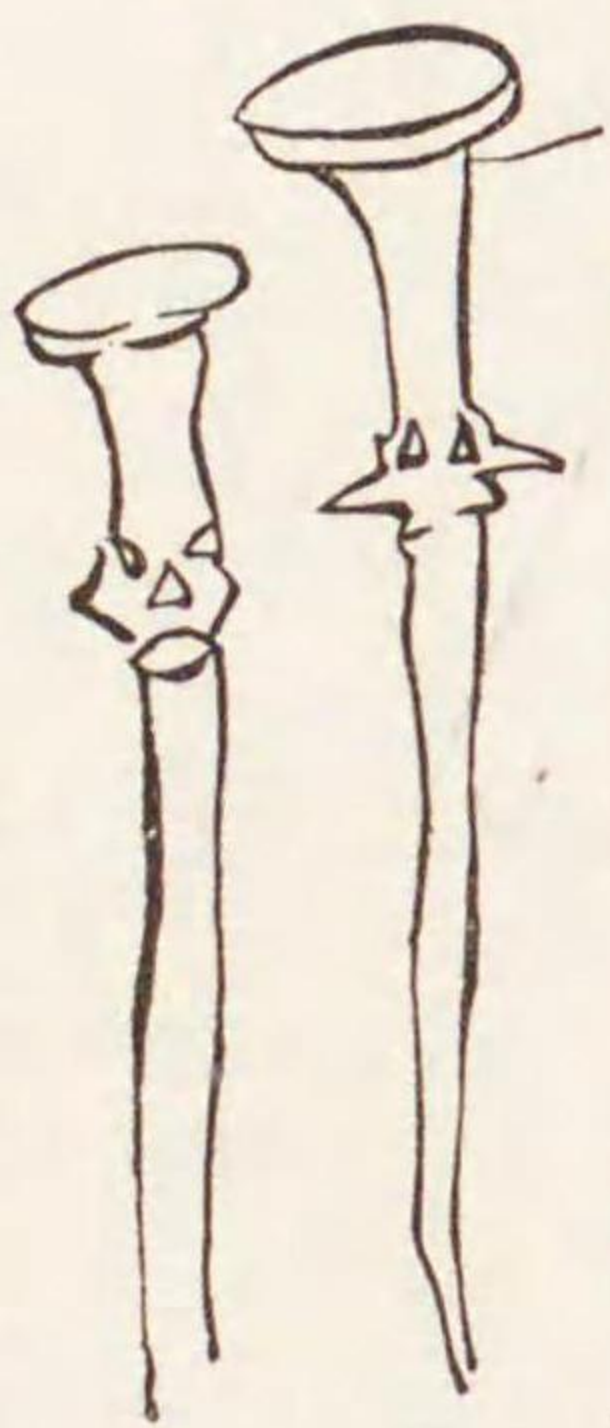
父母の付たる名龍私が又鞞トあらたむ

正月廿三日のちナリ

京の屋鋪ニおる内二月末ニもなれハ嵐山にあそふ人々なくさみにとて櫻の花もて來り候中ニも中路某の老母神道學者ハ實おもしろき人也和歌なとよくて出候此人共私しの咄しおもしろかり妻をあいして度々遣をおこす此人ハ曾て中川宮の姦謀を怒りこれおさし殺さんとはかりし人也本禁中ニ奉行してなれハ右よふの事ニハ尤遣所おゝき人ナリ公卿方など不知者なし是より三月大坂ニ下り四日ニ蒸汽船ニ兩人共ニのり込ミ長崎ニ九日ニ來り十日ニ鹿兒島ニ至り此時京留守居吉井幸助もどふハニて船中ものかたりもありしより又温泉ニともにあそはんとして吉井かさそいにて又兩りつれにて霧島山の方へ行道にて日當山の温泉ニ止マリ又しほひたしと言温泉に行此所ハもお大隅の國ニて和氣清麻呂かいおりおむすひ

し所蔭見の瀧其瀧の布ハ五十間も落て中程にハ少しもさわりなし實此世の外かとおもわれ候ほとめつらしき所ナリ此所に十日計も止りあそび谷川の流にてうおゝつり短筒ヒストラルをもちて鳥をうちなとまことにおもしろかりし是より又山深く入りてきりしまの温泉に行此所より又山上ニのほりあまのさかほを見んとて妻と兩人つれにてはるハのほりしニ立花氏の西遊記ほとニハなけれともどふも道ひどく女の足ニハむつかしけれどもとふハ馬のせこへまでよちのほり此所にひとやすみして又はるはるとのほりついにいたゝきにのほりかの天アマのさかほを見たり其形ハ

是ハたしかに天狗の面ナリ兩方共ニ其顔がつくり付てあるからかれ也







やれ〜とこしおたゝいてはるばるのほりしニかよふなるおもいもよらぬけにおかしきかをつきにて天狗の面があり大ニ二人りが笑たり此所に來れハ實ニ高山なれハ目のと〜くたけハ見へ渡りおもしろかりけれども何分四月でハまたさむく風ハ吹ものからそろ〜とくたりしなりなる程きり島つゝしが一面にはへて實つくり立し如くきれいななり其山の大形ハ此サカホコハ少シうこかして見たれハよくうこくものから又あまりにニも兩方へはなが高く候まゝ兩人が兩

方よりはなおさへてエイヤと引ぬき候得ハわづか四五尺計のものにて候間又々本の通りおさめたりからかねにてこしらへたものなり

○ 此穴ハ火山のあとなり渡り三町計アリする鉢の如く下

お見るニおそろしきよふなり

イ 此間ハ山坂焼石計男子でものほりかねるほど

ロ 此間彼ノ馬のせこへなりなきじなくことたとへなしやけ土さらるほと左右目のをよハぬほとさらすこしなきそふてなる五丁もの

下がかすんでおるあまりあぶほればはきものがきれる  
なく手をひき行し

ニハ 此間ハ大きニ心やすくすべりてもおちる所なし

霧島山より下りきり島の社にまいりしか是ハ實大きな杉の木かあり宮もものふり極とふとかりし其所ニて一宿夫より霧島の温泉所ニ至ルニ吉



井幸助もまちておりともくにかへり四月十二日ニ鹿兒島ニかへりたり夫より六月四日櫻島と言蒸氣船ニて長州へ使を頼まれ出船ス此時妻ハ長崎へ月琴の稽古ニ行たいとて同船したり夫より長崎しるべの所に頼ミテ私ハ長州ニ行けハはからす別紙の通り軍をたのまれ一戦争するにうんよく打勝身もつゝかなかりし其時ハ長州侯ニもお目ニかへり色々御咄しありらしやの西洋衣の地など送られ夫より國ニかへり其よしを申上て二度長崎へ出たりし時ハ八月十五日ナリ世の中の事ハ月と雲實ニどふなるものやらしらすおかしきものなりうちにおりてみそよたきよ年のくれハ米うけとりよなとよりハ天下の世話ハ實ニおふさツバなるものニて命さへすてれハおもしろき事なり是から又春になれハ妻ハ鹿兒島につれかへりて又京師の戦はしまらんと思へハあの方へも事ニより出かけて見よふかとも思ひおります私し其内ニも安心なる事ハ西郷吉之助の家内も吉之助も大ニ心のよい人なれハ此方へ妻などハ頼めハ何もきつかいなし

此西郷と言人ハ七年の間島なかしニあふた人にて候夫と言も病のよふニ京の事かきになり先年初「アメリカ」ヘルリ「カ」江戸ニ來りし頃ハ薩州先<sup>セ</sup>侯の内命ニて水戸ニ行藤田虎之助の方ニおり其後又其殿様か死なれてよ

り  
朝廷おうれい候ものハ殺され島なかしニあふ所に其西郷ハ島流の上ニ其地ニてろふニ入てありしよし近頃鹿兒島にイキリスか來て戦かありてよ  
り國中一同彼西郷吉之助を戀しかり候てとふく引出し今ハ政をあつか  
り國の進退此人にあらされハ一日もならぬよふなりたり人と言ものハ短  
氣してめつたニ死ぬものでなし又人おころすものてなしと人々申あへり  
また色々申上度事計なれどもいくらかいてもとてもつき不申まあ鳥渡し  
た事さへ此よふ長くなりますわかしこく

極月四日夜認

龍馬

乙様

(坂本彌太郎氏藏)



○慶應二年十二月十四日 (龍馬ヨリ岩下左次衛門吉井幸輔へ)

一筆啓上 然ハ私ニ非レハタレカ上關迄出シ候心積ニ候處此頃御國ヨリ相廻リ候船下ノ關ニ參候時節人ナク幸ニ黒田了介殿御出ニ相成候得共今少シ御留リノ義故ニ無是非候私トテモ了介殿御同伴上坂モ致候藝永井主人カ事ハ兼而長州之政府之論ノ如ク相辨候處永井曰ク然レハ諸隊頭立候者ニ面會可致ト則諸隊頭立候モノ面會セリ

案スルニ永井ハ諸隊之者ト政府之論ト甚コトナリ候心積也故政府ヲタスケ諸隊ヲ擊或ハ諸隊ヲ助ケテ政府ヲ擊トノ論ノヨシナリ

京ヨリミブ浪人同伴ニテ歸リ候長人ハ虎口ヲノカレシト大ニ笑合候上下一和兵勢ノ盛ナル以長第一トスヘク存候何レ近私ニモ上京御咄申上候

岩下左次衛門様

直陰

吉井 幸 輔様

坂本 龍馬

(十二月十四日)

(侯爵木戸家文書瑞山會採集史料ニ據ル)

○慶應二年十二月十九日 (木戸孝允ヨリ龍馬へ)

大亂事御推覽奉願候此度も眞之大略而已之御啻申上候得共溝口君ニハ御承知被下候得共 貴國之繁國を御懸惑被彌御壯榮ニ可被爲居と大賀此事ニ奉存候さて此度ハ折角遠路態々溝口君成候事ハ中々容易ニ無御座候間御水解など申事ハ萬々六ツケ敷事と元より奉存候然溝口君ニ懸々御出被下候義御出被下候處未何歟取紛居始終失敬而已相働何とも奉恐入候此段老兄よ

ハ難有奉存候事ニ御座候 迄ニ溝口君ニ差上ケ度奉存候間是又宜敷奉願候尙先日不顧失敬從來之國情御啻仕候處元來之行がより一朝一夕之事ニ無御座候間眞之大略までニ不盡處も不少此後自然も 貴國之御方御承知被爲成度との御事ニ御座候得ば随分取綴りニ而も御覽ニ入可申候此別紙書面ハ當夏藝州ニ而應接之末已ニ戰爭ニ至らんする堺ニ差出し候書面ニ御座候只此一書而已ニ而は從來之事も相分り兼候義ニ御座候得共弟手元ニ有合申候間老兄まで入御覽申候間左様御承知奉願候士民合議書先日御啻有之申候ニ付會議處へ相頼ニ二部丈ケ有之候由ニ而差送り申候間是又御送申上候ケ様之ものを入御覽候も甚以頼顔之次第ニ付此段御含ミ被遣猥りに世間へ御示しハ御



用捨奉願上候○先日御同船仕候船も早々馬關之方ニ罷越可申候間自然溝口君馬關邊御出ニ候得ハ御乗船可被爲成候粗船將河野又十郎と申ものニも申越置候間御決定ニ御座候得ハ老兄ハ船將ニ被仰越可被下候必御受合可申上候左候而老兄ニハ山口御出可被下候誠ニ御苦勞と奉存候其中五六日も相立候と政府之もの三田尻ニ出浮候ものも可有之と奉存候先ハ右申上度奉呈候何分ニも溝口君ニハ不敬之段宜敷御斷り被成遣萬端不惡様御致意奉願候勿々頓首拜

十二月十九日

尙々備前侯之上書手ニ入難有奉存候事ニ御座候只々弊國之爲め難有ニ無之皇國之御爲かゝる御信切之思召難有奉存候事ニ御座候頓ニ御覽被爲成候歟ハ存不申候得共有合申候間入御覽申候勿々頓首

坂本老兄

木戸

内密御直拆

(溝淵守氏藏)

○慶應三年正月三日 (龍馬ヨリ木戸孝九へ)

廣澤先生及山田先生之方ニモ萬々ヨロシク

改年賀事御同意御義奉存候此段申上候再拜

然ニ御別後三田尻之方ニ出カケントスル處井上兄ヨリ御咄置候テスグ下ノ關ニ罷歸リ申候兼而御示之如ク進前方大久保松太先生ニ御目ニ懸リ止宿之所ニ御頼則チ阿彌太寺伊藤助大夫方ニ相成申候是ヨリ近日長崎ニ參リ又此地ニ歸リ可申ト存居申候何レ其節又々御咄モウカ、ヒ候先ハ草々拜稽首

正月三日

龍馬

木圭先生足下

追而井上氏ニ送り候手紙御面倒ナカラヨロシク御頼申上候

(侯爵木戸家文書瑞山會採集史料ニ據ル)

○慶應三年正月六日 (伊藤助大夫森玄道ヨリ三吉慎藏へ)



此度石川精之助大坂歳旦ニ乗船仕一昨夜爰許へ著仕候所坂本早速被參對面御坐候處京都情實慥ニ相分申候ニ付坂本氏ノ政府之御方右人江御面會被成御聞取被成候ハ、如何哉之段今日私共へ内々急便ヲ以此段御知らせ申上候様との事ニ付則態々壹人差上申候尤石川精之助義ハ明朝出帆仕候由ニ付願ハ早々御聞取被遊候様乍恐奉存候右申候謹言

萬略之程偏ニ御免被仰付可被下候

卯二當ル  
正月六日

馬關

伊藤助大夫

三 吉 様

森 玄 道

○慶應三年正月十三日 (龍馬ヨリ寺田屋へ)

此さし出す帶屋茂助たしかなる人なれば皆々様に通じ何なりとも御はなし可被下候私が居り候所は下の關赤本陳伊藤助太夫の所にて候御返事御こし私の名は薩州才谷梅太郎と御あて御こし

先日手紙さし出し候あとにて箱か一つある宿のおかみさんかもし是は何ンでござりますぞへこゝに忘れた夫は扱ておき今日虎◎千屋虎之助即菅野覺兵衛か來て心の竹をかきくどき彼の一件を咄し聞け候今すこし御めいはくかも金でこふとはおもはなんだに御氣の毒様にて候し

十三日

う め 〆

寺 田 様

御直披

(寺田屋伊助氏藏)

○慶應三年正月二十日カ (龍馬ヨリ姪春猪へ)

春猪とのよゝ此頃ハあかみちやおしろいにてはけぬりこてぬり(金)つふしもしつまついたらよこまちのくハしやはあかついでかけ(平糖)へいとふのいかたに一日のあいた御そふたんもふそふというくらいのことかへ

をばてきのやんかんほふもこのころハちとふやり(金)と心も定めかねをりハすまいかと思ふそやたいて〇(金)なりりや二町目へすてしめてもよか



ろふのふ

おまへハ人から一步もたしてをとこという男ハ皆にけたすによりてきつ  
かひもなし又やつくと心もすいふんたまかなれハ何もきつかいハせぬけ  
れとも是からさきのしんふわい／＼ちりとりにてもかきのけられすか  
まてもくわてもはらハれすふいふん／＼せいたしてなかいをとしををく  
りなよ私ももしも死ななんたらりや四五年のうちにかへるかも露の命  
ハはかられす先々御ふして をくらしよ

正月廿日夜

りよふ

春猪様

(松野尾義行氏藏)

○慶應三年二月廿二日 (龍馬ヨリ三吉慎藏へ)

近時新聞

○薩州大山格之助廿日關ニ來ル則面會此人筑前ニ渡リ本國ニ歸ル其筑前  
ニ渡る故ハ此度

朝廷より三條卿を初メ五卿を御歸京の事被仰出候よし此儀ニ依るの事な  
り

○先日井上聞太か京師より下りし時の船にて西郷吉ハ歸國致せし此故ハ  
薩侯御上京の儀を以て下りし

○此頃幕にも大ニをれ合薩州にこび候事甚しく然レとも將軍ハよ程の憤  
發にて平常ニ異り候事共おゝくゆだん不成と申合候

○薩の周旋此頃よ程行はれ先ニ御引込ニ相成候廿四卿の御宥罪も相解ケ  
筑前の三條卿ハ御歸京の上ハ

天子御補佐とならせられ候よし此儀ハ小松西郷など決して見込ある事の  
よし然ハ先ツ天下の大幸ともいうへきか可樂々々

○此頃將軍ハ海軍を大ニひらかんとて米國へ大軍艦一艘船人ともに借入  
候よし五ヶ年にて八十万金程費と申事のよし幕原一之進可咄致し候よし

以上五條



二月廿二日認

慎藏先生 足下

龍馬  
(三吉家文書)

○慶應三年三月十四日 (龍馬ヨリ木戸孝九へ)

追白溝淵廣之丞よりさし出し候品ものハ中島作に相頼申候間御受取可被下候彼廣之丞誠に先生の御恩をかんじ實にありかたかり居申候再拜以上

一筆啓上仕候益御安泰可被成御座候然ニ先頃ハ罷出段々御世話難有次第奉萬謝候其節溝淵廣之丞ニ御申聞相願候事件を同國の重役後藤庄次郎一々相談候より餘程夜の明候氣色重役共又竊に小弟にも面會仕候故十分論申候此頃ハ土佐國ハ一新の起歩相見へ申候其事共ハくハ敷さし出候中島作太郎に申聞候間御聞取可被遣もとより此一新仕候も誠に先生の御力と奉拜候事ニ御座候當時ニても土佐國ハ幕の役にハ立不申位の所ハ相はこび申候今年七八月にも相成候得ハ事により昔の長薩土と相成可申と相樂

ミ居申候其余拜顔の期萬々申上べく候稽首々々

十四日

龍馬

木圭先生 足下

(侯爵木戸家文書、瑞山會文書ニ據ル)

○慶應三年三月十六日 (龍馬ヨリ三吉慎藏へ)

おうち様まで御頼申置

慎藏先生 左右

龍馬

此十日助大夫方まで歸り申候折柄滿珠艦出帆の時ニて同人ニも吉大夫ニも御目にかゝらす

○此度ハ又々家内のおき所にこまりしより勢止おへす同行したり此儀ハ飯田在番へハ耳入置たり御聞置可被遣候

○長崎の勢ハ一向常に變りたる事なし

○其内土佐國の勢かよ程なおり長崎に出たる參政後藤庄次郎共小弟に面會十分議論いたしたりしに大ニおもしろき勢當年七八月の頃ニハ土佐も



立なほりて昔日の長薩土となりハすまひかと相樂ミ申候

○長崎にて會津の家老神保修理に面會會津ニハおもひかけぬ人物にてありたり

其時小弟ハ土佐人高坂龍次郎と申て出かけ色々おかしき談ありしか變りたる事なし

十六日

龍馬

此頃出崎の土佐參政後藤庄次郎近頃の人物にて候内々御見置可被成候もよろしからんと存候さし出し候

慎老臺

龍

(三吉家文書)

○慶應三年三月日不詳 (龍馬ヨリ三吉慎藏へ)

龍

珍事御見ニ入候時御耳入候

今日出ましたる故ハ一昨日薩州村田新八山口の方へ御使者ニ参りたる事件云々

又今日石川清之助か薩州へ

條公までの使ニ参リ夫を急ニ上京するや吉之助翁ハ先日土佐ニ行老候ニ謁し候所實ニ同論にて土老候も三月十五日までに大坂まで被出候よし薩侯にも急ニ大坂迄参リ土老ト一所ニ京戸ニ押入先日州の大日を立候との事西郷も此度ハ必死覺ごのよし

今日ハ外ニ用向もあり是を印藤翁と出かけ候 (三吉家文書)

○慶應三年四月日 (龍馬海援隊ノ補命及隊規)

一慶應三丁卯四月本藩參政福岡藤次 命ヲ奉シテ長崎ニ來ル時ニ才谷梅太郎馬關ヨリ來リ 命ヲ拜ス其文ニ

覺

坂本龍馬事

(原註) 行々  
筆記 卯三月  
薩州 石川  
條公 歸府  
命ノ口述ヲ復  
スルヲア

此狀ハ卯ノ  
三月頃ナリ



才谷梅太郎

右者脱走罪跡被差免海援隊長被仰付之

但隊中之處分一切御任セ被仰付之

一才谷既ニ此命を拜し七八年間共ニ佗國ニ退遊し海軍ヲ皇張シ誓テ王事

ニ死セント約セシ本藩佗藩ノ脱生二十人許皆此隊中ヒ入ル文官武官器

機官測量官運用官醫官等ノ課ヲ分ツ水夫火夫ヲ合セテ五十人ヲ得タリ

ト云々

一本藩出碇參政海援隊約束書ヲ以テ隊長ニ與フ其書ニ曰

海援隊約規

凡嘗テ本藩ヲ脱スル者及他藩ヲ脱スル者海外ノ志アル者此隊ニ入ル運

輸射利關拓機本藩ノ應援ヲ爲スヲ主トス今後自他ニ論ナク其志ニ從テ

撰テ入之

凡隊中ノ事一切隊長ノ處分ニ任ス敢テ或ハ違背スル勿レ若シ暴亂事ヲ

破リ妄謬ノ害ヲ引クニ至テハ隊長其死活ヲ制スルモ亦許ス

凡隊中患難相救ヒ困厄相護リ義氣相責メ條理相糺シ若クハ獨斷果激儕

輩ノ妨ヲ爲シ若クハ儕輩相推シ乘勢強制シ他人ノ妨ヲ爲ス是尤愼ム可

キ所敢テ或ハ犯ス勿レ

凡隊中修業分課政法火技航機學語等ノ如キ其志ニ隨テ執之互ニ相勉勵

敢テ或ハ懈ル事勿レ

凡隊中所費ノ錢糧其自營ヲ功ニ取ル亦互ニ相分配私スル所アル勿レ若

舉事用度不足或學料缺乏ヲ致ス隊長建議出碇官ノ給辨ヲ竣ツ(以下隨節

略)

(海援隊日史抄)

○慶應三年四月日 (海援隊士姓名)

斯て社中二十士は悉く海援隊士となりしが之に水夫を合すれば上下すべ

て五十餘士

其の主なる者は曰く



菅野覺兵衛(變名) 千屋寅之助  
 前河内愛之助(變名) 澤村總之丞  
 小野淳輔(前名)坂本直(改稱) 高松 太郎  
 安岡 金馬  
 中島作太郎  
 石田 英吉  
 新宮馬次郎  
 橋本麒之助  
 長岡 謙吉  
 山本 俊輔  
 野村辰太郎  
 左柳 高次  
 腰越 次郎

今井純正(前名)

男爵維章

伯爵宗光

森田 晉三  
 白峯 駿馬  
 陸奥源二郎  
 渡邊 剛八  
 小谷 耕藏  
 三上 太郎  
 橋本久太夫

等なり此の中澤村は英法に通ずるを以て外人應接に任じ長岡は文章を能くするを以て龍馬の秘書たりき  
(海援隊記事)

○慶應三年四月六日 (龍馬ヨリ伊藤九三へ)

今日ハ金子御入用と存候得ハ小曾根英四郎みせ番頭清吉を以て六百兩さし出申候残り貳百兩ハ此後の爲ニ今しハらく借用仕置候間其御心積奉願候早々頓首々々



四月六日

龍

伊藤九三老兄

直柔

足下

(伊藤醇氏藏)

○慶應三年四月七日 (龍馬ヨリ姉乙女へ)

私しか土佐に歸りたりときくと幕吏か大恐れそはやき有もみ申候四方の浪人らかたすねてきてとふもおかしい近日京ニ後藤庄次郎との居らんと思ひ候其時ハ伏見の寺田やにやとかり伏見奉行をおそれさしてやろふとそんしおり候何かさしあけ度候得とも鳥渡これなく白かねきひときさしあけ候御めしものニ被成候得ハありかたしかしこ

四月七日

龍馬

乙様

(坂本龍馬紀念寫真帖)

○慶應三年四月二十三日ヨリ

(備後鞆津ニ於テ以呂波丸沈没ニ關シ紀藩士ト應接筆記)

廿三日ノ夜危難ノ後明光丸ニ乗移リ備後ノ鞆津ニ達ス時ニ廿四日第八字

ナリ即刻市太郎英四郎兩人ニ命シテ士官水夫ノ旅宿ヲ點セシム我カ才谷梅太郎紀ノ高柳楠之助ノ請ニ應シテ道越町魚屋萬藏カ家ニ至テ面會ス高柳ハ明光丸ノ頭取也高柳曰我カ明光丸ハ前日洋艦ヲ買フニ由テ急卒長崎ニ赴カサレハ數万金ノ損益ニ關係スルカ故ニ此度ノ論談ハ長崎迄御待下サレマシクヤ斯ク申セハ御疑アルヘケレモ決ノ間違ハアルマシト才谷曰紀ノ全國ヲ引テ逃隠ル、フハ無キ理レハ疑ハ容レ申サス我カ寡老君モ急用アリテ上京致サレタリ大抵平常ノ事ナラハ船ノ士官ノミテ申付ラルヘキヲ兵器等ノ運送非常ノ急用故我輩ヲ差添上坂ヲ命セラレル惣ノ此度ノ事ハ此地ニテ双方士官ヲ出シ是非ヲ辨明スルヘキ筈ナレモ左アリテハ爭論難止相成ヘシ方今 朝廷ニテモ防長ノ事未御所置無之且當年ハ外夷攝海開港ノ申立モ相成差迫リ實ニ 神州ノ大事此時ナルヘシ此時ニ方テ紀土爭端ヲ生センハ尤可恐ノ事タリ故吾輩都合好キ所置ヲアラン、欲セリ危難ハ是非ナケレ雖何卒貴國政府ノ論ト弊藩重役ノ論トノ決定スル迄ハ御船明光丸



ヲ暫時此港ニ御止メ下サルベシ昨夜海上ニテモ申セシ如ク今若シ兩船共ニ沈沒セバ君ノ用ヲ闕クノ時變同歎熱ノ至ナラズヤ高柳曰厚意謝スベシ幸ニ勘定局重役モ同乗セリ一同謀議ノ上答フベシ且云當時土藩出崎御重役ノ名稱ヲ問フ即後藤象二郎ト答フ爾後吾カ旅舎石井町榭屋清右衛門方ニ歸ル其夕明光丸ノ士官兩人來ル折節才谷假寐セリ故ニ小谷耕藏出會ス彼兩人曰過刻高柳ノ頼談實ニ君事ニ急ナルカ爲ナリ決議ヲ促カスト云翌廿五日朝兩士來テ吾決議ヲ問フ才谷曰貴藩紀君侯ハ別段尊重ノ家格タリ且諸君モ君侯ノ急切事務ヲ重シトス誰カ之ヲ察セサラン又吾輩今日ノ心事ヲ言ハバ舉船沈沒シテ片板ヲ留メス試ニ豁眼ヲ以テ之ヲ見レハ舉船全沒如何トモスヘキ無シト雖トモ猶存スルモノハ君用ヲ達スルノ一事也能之ヲ達セバ世間ノ道理ニ叶ヘリトス此等ノ意儲後刻高柳先生ノ旅舎ヲ訪フテ談話セント云兩士去ル才谷魚屋ニ到ル高柳モ亦來會ス高柳曰昨日ヨリ以來僕カ懇請スル所許可ヲ得ヘキヤ否才谷曰君ノ請亦佳シ此ヲ和平ノ

所置ヲ謀ルトス僕モ亦懇請スル所アリ僕窃以爲相俱ニ公論ヲ討求シ義ノ在ル所ニ從テ所置スルヲ正トス故ニ君モ討論數回僕モ討論數回スヘシ反覆討論ノ後必自ラ公論ヲ得ベシ此度貴邦御船明光丸一我イロハ丸ト一併ニ沈沒セバ諸君國用ヲ闕ク而已ナラス多ク人命ヲ損スヘシ其困難想像スヘキノミ今幸ニ明光丸無事出崎延緩纜ニ一ニ霄ノ差ナルベシ但君用ハ達スルヲ必セリ又吾輩ハ君命ヲ奉スル甲斐ナク船貨共ニ沈沒ス豈默シテ止ムヘケンヤ願フニ長崎ハ世界航海者ノ會集スル地ナレハ公然ノ是非ヲ決定スルニ便利多シトス此地ニ就テ公論ヲ求ムヘキノニ且僕輩眼前ノ困窮ヲ云ハバ今日假令出崎ストモ主命ノ器用ヲ辨スルノ術計ナシ諸君須ク憐察ヲ垂レヨ更ニ懇請スラク貴君侯ノ金ヲ恩貸スルヲ得シ是恩金ヲ以テ國用ヲ辨スルヲ得ハ僕輩ノ事猶爲スベシトス御便船相願出崎ノ上用物早速相調ヘ主用相達申度候此儀相叶候ハハ私ニ於テモ日數少々後レ候用向事足り御同様一ト安心仕譯ニ御座候間仰願ハ御重役へ此事情ヲ傳



上シ許可ヲ得ンコトヲ諸君ノ周旋ヲ折望スル所也激船沈没ノ是非曲折ノ如キハ双方士官ヲ集合セシメテ徐々辨論シ世界ノ公法ヲ照シテ決ヲ取ラン弊僕舟方曲ナリト自ラ怨ムベキ處無シ若又貴君カ行舟曲ナリト同様ナルベシ元來兩船同難ニ明光丸無事ナレハ貴舟ノ半ヲ分チテ救ヒ玉ハルトモ可然哉トノ懇請ナリ將又前ニ請フ所ノ金子ハ一万餘金ナリ請フ得ハ同乗ノ恩ニ浴シテ出崎センコト僕カ至願也モシ請フ所ヲ許サス貴船ヲ此地ニ御止メラレズバ最早談話ヲ用ヒ著ケスト云ヘシ此等ノ意味重役へ細達ヲ願フト高柳曰謹テ諾ス才谷謝シテ歸ル廿五日夜高柳ノ价來ル因テ魚屋ニ到リ高柳ニ面會ス時ニ士官岡本覺十郎成瀬國助側ニ在リ高柳曰過刻貴諭巨細重役ニ達セリ重役高意ヲ亮察スト雖凡如何セン身半途ニ在テ金ヲ辨ズル所ナシ請フ辭セン且云此回ノ事固正ニ出崎ノ上崎陽奉行所へモ相達スベク又此地へ霸府ニ告テ某官ヲ請ヒ此地ニ臨ムヲ請ハントス才谷曰今高諭ヲ聞クニ僕カ前說ヲ盡サルニ似タリ今更ニ前議ヲ陳セン夫々諸君モ

君命ヲ敬承セリ僕等モ亦君命ヲ敬承ス而シテ共ニ此ノ困厄ニ遇ヘリ但諸君ハ僅ニ一二日ヲ遅延スルノミニテ君用ヲ奉承スヘシ僕輩ハ君命ヲ奉スルコトヲ得ズ今日出崎シ兩國ノ重役立合ノ上議論決定スル迄ハ計ルニ許多ノ日數ヲ費スヘシ如此クンハ君命ヲ委棄スルニ等トシ是尤可憐モノタリ同難ニシテ吾舟全没シ諸君ノ船ハ幸ニ存ス請フ諸君憐ヲ垂テ吾今日ノ窮迫ヲ救ヘ諸君此意ニ体シテ貸金ノ事ヲ賛成センコトヲ深ク望ム所也夫臣君ヲ思ヒ子ノ父ヲ思フハ天下ノ通情也諸君其レ之ヲ思ヘ高柳及兩士官曰眞ニ然リ吾輩過刻ハ謂ラク今日下ニ金ヲ出スベシト今ハ則然ラズ更ニ重役者ニ謀ルベシ但云正金一万圓半途ノ辨スル所ニ非故ニ貨物ヲ以テ之ニ換ントス如何才谷曰貴邦重役若シ之ヲ許サバ右等ノ事ハ會計ヲ出シテ足ラシ且金幣ヲ云士人ノ不如所高柳曰然リ才谷曰前請ノ如キ僕輩貴藩ヲ強ユルヲ欲セス諸君ノ好意ハ已ニ能ク之ヲ知ル敬謝

是ヨリ先キ紙ニ包シタル金ヲ高柳懷中ヨリ出シテ云吾重役哀憐ノ意ヲ



表スト差出ス才谷曰好意可謝吾舟全沒スト雖正計官幸ニ行李ヲ携得タ  
リ一隊ノ用度猶支ルニ足ル請辭セント固辭再三高柳又之ヲ收ム  
才谷曰諸君ノ好意謝スルニ堪タリ只願バ前件ノ懇請貴邦重役徹底會得セ  
サレバ決議ニ於テ妨害アラントコヲ恐ル諸君請吾義理情實ヲ通徹セシメヨ  
高柳及兩士曰敬諾我輩已ニ亮セリ只重役心術未タ豫メ圖カラザル寓ニ歸  
リテ謀議スヘシ君之ヲ待テ才谷曰多謝且云時ニ諸藩脫藩ノ徒不少此等亦  
畢竟下情上達セサルニ因ル事情ノ通シ難キ如此クアリ三士曰眞然三士歸  
ル我亦宿ニ歸ル廿六日朝高柳ノ价來ル因テ魚屋ニ到ル高柳岡本坐ニ在リ  
高柳曰昨日ノ事件逐次重役ニ通セリ重役亮セリト雖正崎陽熟知ニ乏シ故  
ニ一萬金ヲ調シ得ルヲ難シ雖然事情徒視スルヘカラス吾力ノ及ブ所周旋  
シテ救助ニ供ヘント才谷曰厚意多謝若シ貴重役ノ救助ヲ得バ出崎品物詮  
記シテ奉呈セン偏ニ五日期限ノ許諾ヲ得ントコヲ請フ高柳曰崎陽熟知ニ無  
之吾徒品物ヲ辨スルヲ願難シトス宜シク夷人ニ貨物價金ヲ約セヨ左候ハ

ハ吾紀人其保證タラハイカン才谷曰僕自ラ買フヘキノ時ナラハ貴藩ニ倚  
頼スルヲ須ヒス高柳岡本曰君カ意ヲ亮スト雖正吾輩亦專對スルヲ能ズ才  
谷曰僕カ志意ハ僕所欲ノ品物ヲ貴君侯ノ御買入ニテ即貴君侯ヨリ僕ヘ恩  
借スヘキ志願ナリモシ叶ハスハ許サスト貴重役ノ一言ヲ承知シタキ事ナ  
リ且又僕昨日以來ノ話頭ヲ御一所ニ御咄シ致候事件ヲ筆記シタルモノヲ  
請覽ニ供セントスモシ記スル所誤アラハ諸君ノ改竄ヲ祈ル凡對話書如此  
ナラサレハ日後ノ證トナスヘカラサレハナリ是人情私スル所アランコトヲ  
恐テ也高柳曰貴論至當ニ候今一應重役ト謀議一回セント欲ス才谷曰多謝  
且問貴舟重役ノ名字如何ト茂田一次郎ト云勘定奉行ヲ帶ト  
廿四日以來記スル所ヲ以テ紀ノ勘定組頭清水半左衛門高柳楠之助成瀬  
國助等ノ前ニ在テ讀ムコト一通

此日又魚屋ニ到テ成瀬國助ニ會ス成瀬曰過刻ノ高論重役以テ理アリトス  
因之勘定組頭清水半左衛門會スヘシ願ハ貴之御役名ヲ聞カント才谷乃海



援隊長ノ名刺ヲ出ス遂ニ福淨寺客殿ニ至ル清水半左衛門及高柳楠之助坐ニアリ兩人曰巳ニ高諭ヲ領セント雖モ崎陽ニテ正金ヲ得ルコト實ニ難シ一万余金ハ代料ノ貨物ヲ渡サント欲ス且曰吾已ニ周旋ヲ許ス先生モ亦共ニ周旋スベキナリ且吾長崎表ニ有之紀ノ用達崎ニアルモノ故アツテ事ヲ命シ難シ是故ニ先生貴藩ノ用達ニ命シテ事ヲ計ルヘシ其品物ノ如キハ吾紀州ニ買求ムベシ先生之ヲ諾セヨ才谷曰高諭理アリト雖モ僕ガ船ヲ失フノ罪白スルニ地ナシトス此時ニ在テ出崎周旋スルコト實ニ欲セサル所男兒ノ心事諸君亮察ヲ加ヘヨ且貸金ノ請ヒ貴官ヲ強ユルヲ欲セズ此儀固ニ僕等事君ノ義ヲ盡サント欲スルノミ貴官許可シ肯セスハ則正ニ事遂ニ不諧ニ歸スモ僕ニ在テハ僕臣子ノ分ヲ盡セリトス諸君出崎ニ急ナレバ僕モ亦出崎シテ會スルコトヲ得シ貴官ヨリ我土佐ヘ談判スルモ在崎重役ヘ談判スルトモ其手順ハ都テ貴官ノ意ニ任サン清水高柳成瀬三士共曰情實議論皆好シ君カ爲ニ周旋シテ再ビ勘定奉行此事成テハ俗事方ヲ出シテ貴官俗事方

ト會話セシメン才谷曰諾相別テ去ル同夜ニ入テ成瀬國助俗事役一人ヲ帶テ來ル成瀬曰御頼ノ金ハ御用立可申候様我重役既ニ金ヲ出スヲ許セリ因テ先生ヨリ一證紙ヲ請ハントス其式如此先生之ヲ見ヨ才谷之ヲ見ル其文ニ曰云々本國ヘ難罷歸甚難澁仕候間此度船沈没ノ事ニ不拘長崎ニ於テ返濟ノ期限相立御借シ可被遣云々ト才谷曰返濟ノ期限ヲ立ツル事ハ爲シ難シ其故ハ僕ハ主君ノ用物ヲ失シ且船ヲ失ス罪僕カ身ニアリ僕以テ返濟ノ期限ヲ相立テハ至竟虚套ニ屬スベシ成瀬曰在崎ノ御重役アラズヤ才谷曰重役ニ告ルノ所置ヲ甘セハ何ソ紀侯ヲ仰ガンヤ成瀬曰凡乞貸ノ事期限ナキノ理ナシ才谷曰此度之事ハ僕ガ船已ニ如此貴藩船幸ニ殘レリ然レハ其ノ半ヲ分チテ僕ガ窮ヲ救フノ高義ヲ願フナリ故ニ期限ヲ相立テズトモ兩船ノ長崎ニテ議論決セハ乞貸金モ自ラ屬スル所アラン成瀬色ヲ改テ曰聞カ如キハ皆ナ貴論ト異ナリトス吾輩ノ自得スル所ハ船ノ事ニ關係セズ金ヲ貸サントノ意也ト才谷曰異ナル所一點モナシトス對話筆記ノ存スルア



リト言ヒテイロハ丸日記付録ヲ示ス成瀬曰現今ノ貴論ナラハ再ヒ重役ニ謀ラサルヲ得ズ才谷曰諸君ヲ倚頼ス廿七日朝才谷魚屋ニ至ル昨夜成瀬兄ヲ勞ス多謝扱テ廿六日以後ノ書記ヲ高覽ニ供セント鄙意ハ航海日記付録ヲ示ス高柳見終テ曰問對ハ實ニ書記ノ如シ才谷曰乞貸ノ止ヲ思フ臣子ノ至情諸君ニ於テモ恕シ玉フベシト思ヘルナリ然ルニ返濟期限ノ論ナレバ必請人ヲ要スベシ然レバ必ズ士芴重役ヲ保證トセン重役ニ告請スル意ナラズ何ソ紀伊侯ノ救助ヲ仰ガンヤ異人ニ借貸センハ本難カラス高柳曰返濟期限相立ザル時ハ本藩ニ對シ言立難シ敢テ辭スト才谷曰曾テ故ニ如此事情ヲモ商量スルコアリ乞貸ヲ強ヒスト云諸君辭シ吾乞ハズンバ是ヨリ辭別スベキナリ貴舟解纜ニ吾國ノ商會方二人ヲ同船センコヲ請フ高柳曰諾即刻解纜セントス才谷曰君ガ心ノ欲スル所ニ從ヘト別辭ス

一日佐柳高次腰越次郎才谷ニ謁シテ下官今日ヨリ長ノ暇ヲ賜ラント請才谷其故ヲ問ヘ疋不對強テ問フ二人曰明光艦士官等我船ヲ衝沒ス而應

接間不禮亦甚シ誠ニ憤恚ニ不堪候因之我々二人直ニ彼船ニ躍入シ不禮輩ヲ刺シ而シテ快ク割腹セント欲ス下官輩隊中ニ在テ隊長ヲ煩サンコヲ恐ルガ爲也ト頻ニ懇請シテ止マズ才谷論ノ曰公等ノ請フ所頗ル好シ吾地ニ在テ論辨不決ニハ長崎ニ赴キ徐ロニ論辨シ天下ノ公論ヲ以テ所置スヘシ假令紀人親藩ノ權ヲ恃ミテ我ヲ凌侮ス疋我何ソ彼ヲ恐ンヤ必條理判然彼ヲ屈伏セシメン若シ屈伏セズンハ其時公等ノ言ニ從フモ亦未遲カラズ唯々當ニ心ヲ平ニメ我指揮ヲ待ヘシト二人感憤シテ敢テ發セス

爾後便船人手廻リ荷物等沈沒セシ者ヲ一々書記セシメテ意ニ任セテ散去セシメ又水夫等ヲ卒ヒテ馬關ニ到リ馬關ヨリ官船ニ乗テ五月十三日長崎港ニ達ス

(海援隊記録)

○慶應三年四月二十七日 (長岡謙吉ヨリ武藤廣陵宛)  
 芳翰拜披感涕滿臆候僕鵬飛之志因循先生指總(紙面入御覽候御一覽之後丙



丁に付せよ之爲に阻隔せられ遂ニ投薩藩仕籍ニ入ラス暫時見合罷在候小  
 松帶刀西郷吉之助の眷顧も不尠候へども久敷僻地に留り候事不本意候而  
 去年十月より蟄居(不明)候最初坂本龍馬池内藏太に邂逅いたし二人共海軍  
 興張に志ある故に死生相盟候脱後より今日に到まで我三港及上海等に歴  
 遊致候家眷之事は既に老契に委托せりといへども念頭を離れ難きは只垂  
 白老母のみ垂白は資正慧に候へどもうしろせんとか何とか世間並の女々  
 しき事などは被游すやと無心元存居候處老契之封書にて男子も難及心丈  
 夫誠に爲之感激いたし候定省之は温厚先人あり何ぞ他人を勞せんや時  
 々御鞭策可賜候僕之身軀は聖明の冥護にや甚健固也屹度安堵いたし候様  
 御申傳可被下候内には後藤眞鍋松井之諸明府外には石川清之助坂本龍馬  
 清岡半四郎相合して國事甚相進申候龍馬は脱亡の重罪を宥し於長浦翔天孤鶴  
 意閑雲之海援隊長を被命候僕も驚下なれ共末斑に加り隨分勉勵致し(近日一  
 併ニ赦免ノ密命既ニ下レリ洋艦五艘計買上ゲニナリ自在ニノリ回リ商法

ヲサセ其余金ニテ志士ヲ募リ用ヲマツト云フナリ海援隊局ハ市中ニ於  
 テ開キ申ヨシナリ他藩生脱生ヲ論ゼスト云フ此向ナレハ當年中ニ兵力強  
 盛ニテ薩長ノ上ニ出ルヲ疑ヒナシ明君看機ノ策於是乎可見矣罷在候是ニ  
 テ水泊ニ不陷事御恕寛可被下候志業未伸之間ハ一封書も呈す間敷と存居  
 候得共垂白之迷誤も解釋したく老兄之懇欵も報したく如此御座候發程(不  
 明)訓戒之書預知僕即去國之心矣巨眼燃犀至誠(不明)則是也不遠把臂談笑之  
 事も可有之歟も難計候垂白孝養之ヲヨリ桂玉之ニ到迄一切老契ニ委托  
 ス宜敷御心添奉願上候心緒紛々花飛蝶舞筆勢不震御推恕可被下候不乙  
 丁卯四月廿七夜半

薩藩付屬臣

長岡謙吉

土藩海援隊

今井純正



武藤廣陵老契 梧下

夜毎の夢今様

杖柱とも頼てし人の行衛は分なくて家にのこりし母と子か夜毎の夢  
もむすみかね花のうゑてる月影も涙に社は曇るらめ

蓬 雨

(野嶋寅猪氏文書)

○慶應三年四月二十八日 (龍馬ヨリ菅野覺兵衛高松太郎宛)

拜啓然に大極丸は後藤庄次郎引受くれ申候ぞして小弟をして海援長と致  
し諸君其まゝ御修業被成候よふつかふ付吳候是西郷吉か老候にとき候所  
と存候福岡藤次郎此儀お國より以て承り申候然に此度土州イロハ丸かり  
受候て大坂まで急に送り申候所不計も四月廿三日夜十一時頃備後鞆の近  
方箱の岬と申所にて紀州の船直横より乗かけられ吾船は沈没致し又是よ

り長崎へ歸り申候何れ血を不見はなるまいと存居候其後の應接書は西郷  
まで送りしなれば早々御覽可被成候航海日記寫書送り申候間御覽可被成  
候此航海日記と長崎にて議論すみ候までは他人には見せぬ方か宜と存候  
西郷に送りし應接書は早々天下の耳に入候得は自然一戦争致候時他人以  
て我も尤と存くれ候惣して紀州人は我々共及便船人をして荷物も何にも  
失しものを唯鞆の港になけあけ主用あり急くとて長崎に出候鞆の港に居  
合せよと申事ならん實に怨み報せさるへからず早々頓首

四月二十八日

才 谷 龍

菅野覺兵衛様

多賀松太郎様

追ふ船代の外二千金かりし所是は必代金御周旋にて御下被成るよふ御頼  
み申候 (坂本直衛氏藏)

○慶應三年四月二十八日 (龍馬ヨリ菅野覺兵衛及高松太郎へ)



此書翰紀藩船ト衝突ノ時ノ事ナルベシ實ハ一戰云々ハ「船ヲ沈メタ其ツグナヒニ金ヲト  
ラズニ國ヲ取ル」云々ノ俗歌ト同一筆法ナラン(原註)  
土佐勤王史第百二十九回ニいろは丸紀州明光丸ニ乗沈メラレシニ就テ先生ヨリ菅野高  
松兩氏ヘ宛タル書狀ヲ載ス其文中ニ其後ノ應接書ハ西郷マデ送りシナレバ「云々トアリ  
此狀其正誤書ニシテ先ツ海援隊ノ諸氏ニ見セント右(下)ノ如ク取直セシナリ別紙トハ勤  
王史ニ出ヅルモノナ云フ(原註)

別紙ハ航海日記應接一冊を西郷ニ送らんと記せしが猶思ふに諸君御覽の  
後早々西小松などの本ニ御廻付てハ石川清の助などにも御見せ奉願候又  
だきにて御一見の後御ど、メの字落字なるべし(原註)おき被成候てハ不安候間御らん後西郷あたり  
ニ早々御見せ可被下候實ハ一戰仕りと存候間天下の人ニよく爲知て置度  
存候早々

四月廿八日

龍

菅野様 ◎菅野覺兵衛

多賀様 ◎高松太郎

(野島家文書之内)

○慶應三年四月日 (龍馬ヨリ寺田屋伊助へ)

拜啓益御安泰奉大賀候然に私義此頃老主人よりよび歸しに相成候て國許  
へは不歸其まゝ長崎に於て兼て召つれ候人數を御あづけと申ことにて私  
などは海援隊長被申付則長崎にて一局がくもんじよナリを開き諸生の世話致し申候此頃主  
人の用物を大坂に送り候道にて備後箱の岬のをきにて紀州明光丸と申船蒸氣船也  
が私の船の横に乗掛け候て不計も私しの船は沈没仕候間是より又長崎の  
市へ歸り申候此度の事は紀州は何故の勢にやあまり無禮なる事にて私の  
人數及便船かりなど鞆の港にほりあげ主人の急用ありとて長崎の方へ出  
帆仕候船のものは申に及ばず便船かりも皆金も何も (以下不明)

伏見寶來橋京橋の

船宿大濱濤次郎事

寺田屋伊助様

才谷梅太郎事

遠目鏡一つ

取巻 抜六

時計一面添

(寺田屋伊助氏藏)

○慶應三年四月頃カ (龍馬ヨリ姉乙女へ)



叔も々々御ものかたりの笑しさハじつにはらおつかみたり秋の日よりの  
たとへもつともおもしろく笑しと拜し申候私事かの浮木ウキキの龜と申ハ何や  
らはなのさきにまいさがりて日のかげお見る事がてきぬげな此頃みよふ  
な岩に行かなぐり上りくすふと四方を見渡たして思ふと叔々世の中と  
言ものハかきがら計である人間と言ものハ世の中のかきがらの中ニすん  
でおるものてあるわいおかしくめて度し

龍馬

乙 姉様

猶おはあさんおるへさんおとゝさんの御歌ありかたく拜し申候かし  
こ

猶去年七千八百兩でヒイ／＼とこまりたれハ薩州小松帶刀申人か出  
しくれ神も佛もあるものニて御座候

先日中私の手本つかふあしく一万〇五百兩というものハなければな

らぬと心おつかいしニ不計も後藤庄次郎と申人か出しくれ候此人ハ

同志の中ニもおもしろき人ニて候し

(坂本彌太郎氏藏)

○慶應三年五月五日 (龍馬ヨリ三吉慎藏へ)

此度の御志之程士官の者共に申聞候所一同なんたをはらひ難有かり

おり申候再拜頓首

拜啓昨日御申聞被遣候事共實に生前一大幸之語ヲ以テ不可謝御事ニ御座  
候然ニ先日此地を上方に發る時ニ福田扇馬殿印藤猪荻野隣羽仁常諸兄御  
出崎被成土人の名を以御修行被成御事ニ付御約束仕候所不計此度の危難  
又此度も上件の諸兄ニ御面會仕候處諸君皆々何分出崎の志が達度との御  
事ナリ夫て小弟か曰ク私し出崎の上ハ此度の紀土の論がどふかた付申か  
も不被計故ニ小弟か命も又不被計されとも國を開らくの道ハ戦するもの  
ハ戦ひ修行するものハ修行し商法ハ商法で名々かへり見すやらねハ相不  
成事故小弟出崎の上ハ諸生の稽古致す所だけハしておき候ま、御稽古ハ



でき候へしと申けれハ諸君言萬一の時ハどふなりても宜しく候間との御事ニ候間御聞取可被遣候猶御考可被遣候私ハ諸君の出崎戦國のさまハ此よふなものでもあろふかと存候てすいぶんおもしろふ存候別ニ申上候事在之候梶山鼎介兄是ハ去年頃よりも御出崎の御事小弟も御咄し合致し在之候此人の論ハ兼而通常人の形計西洋を學所でハこれなくほとふに彼か學文道にいり其上是非を論し申度との御論いやしくも論せざる所小弟ニハ誠ニおもしろく奉存候上件四人の兄たち御出しニ相成れハ此人も御出ハどふであろふと私かも希ふ所ニて御座候稽拜首々

五月五日

龍馬

三 慎 大 兄

(三吉家文書)

○慶應三年五月七日 (龍馬ヨリ好茶翁へ)

覺書二條

一此度の出崎ハ非常の事件在之候ニ付留守ニ於ても相慎可申然レハ信友の

ものといへども自然堂まで不參よふ御玄關御番衆まで御通達被遣度候事

一私し留守ニて他所より尋來り候もの或ハ信友と雖とも一飯一宿其事一切存不申事

右の事ニ仕度候間宜御頼申上候拜首

五月七日

龍

茶翁先生 左右

(伊藤醇氏藏)

○慶應三年五月七日 (龍馬ヨリ好茶翁へ)

追白御案内の通り此度長崎ニ出候得ハいか、舌代相成候や不被計候得ハ左の覺さし出し置候

一兼而私々兩人の所ハ三印兩兄聞取ニ相成 御家に止宿御頼申候事故私兩人の生活の一事ハ一切上の兩兄に御引合可被遣候  
一私方物好ニて他人呼入候て費用在之分ハ一切私方よりさし出し申候月但

未<sub>レ</sub>算  
用相立候



もし又私方心付不申分ハ御臺所奉行より書付御さしこし可被遣候よふ御頼申上候且又私方洗濯女など雇入候時ハ其飯料ハ通常旅人宿の時の相場の下等成方ニ算用仕度此儀御役人中ニも御達可被遣候以上

五月七日

龍

好茶翁先生 机下

(伊藤醇氏藏)

○慶應三年五月八日 (龍馬ヨリ三吉慎藏へ)

出帆時ニ認る家ニ止ム

此度出崎仕候上ハ御存の事件ニ候間萬一の御報知仕候時ハ愚妻義本國ニ送り返し可申然レハ國下より家僕及老婆壹人御家まで參上仕候其間愚妻をして尊家に御養置可被遣候よふ萬々御頼申上候拜稽首

五月八日

龍馬

慎藏様 左右

(三吉家文書)

○慶應三年五月十七日 (龍馬ヨリ三吉慎藏へ)

私義此頃甚多端別紙福田氏より申上候御聞取可被遣候○近日出帆の時  
○長久丸ニハ土商會の者壹人さしそへ御在番役所まで御引合仕候奉存候  
百拜

五月十七日

龍

慎老 臺下

(三吉家文書)

○慶應三年五月十五日 (土紀兩藩以呂波丸沈没ニ關スル談判筆記)

五月十五日紀土兩藩船士長崎ニ會シイロハ丸沈没ノ事ヲ論決ス海  
援隊文司長岡謙吉側ニアリテ之ヲ記ス

一土云方今開鎖ノ議未決セス天下紛々患内外ニアリ沈没ノ事ヨリ互ニ爭  
端ヲ生スルハ万々アルヘカラサルノナリ唯理明カニ義詳ニシテ決論  
ノ上ハ万國ノ公議ヲ以テ決スヘシ  
一紀云固ヨリ徐々ニ談論義理詳明ニ到ランノミ  
一土云言頭ノ論ハ日後證左トシ難シ互ニ航海日記ヲ交換シ其書ヲ推テ一



々精論スヘシ

一紀然リ

因テ互ニ航海日記ヲ換シ而後論難ニ及フ紀ヨリ出セルモノニハ略圖アリ符號ヲ以テ船路方向ヲ指ス圖線卷首ニ出ス卷末ニ圖符ト稱スル者ハ則是ナリ土云航海日記拔書ト船中用ユル所ノカールトニ由テ論難ス拔書兩ヲ別ニ存ス

紀藩列席

- 高柳楠之助
- 岡本覺十郎
- 成瀬國助
- 福田能楠
- 岡崎桂助
- 中谷光助
- 上西米藏

- 尾崎十兵衛
- 中崎市右衛門

土藩列席

- 才谷梅太郎
- 小谷耕藏
- 渡邊剛八
- 長岡謙吉
- 佐柳高治
- 腰越次郎
- 森田晋三
- 橋本麒之助

一紀圖ヲ按シテ論シ云我船ハ航海ノ定則ニ由テ圖線上ヲ走リ而ルニ貴方ヨリ走テ六島ニ向フ我之ヲ右ニサケント欲シ船ヲ右廻スレモ貴船仍六



島ニ向ヒ進ミ來リ我船ニ迫近ス故ニ遂ニ左廻ス其時貴船仍進來ル故ニ  
コノ難アリシナリ

一土圖ヲ按シ答テ云是衝突ノ難アル所以ナリ我右舷ノ青燈ヲ認メテ既ニ  
替リタルヲ知ル而貴船右旋シ來テ忽左廻ス我左避スレモ及ハス因テ此  
難有シ也

一紀ノ水先長尾云初メ我漁燈ナルカ商船ナルカヲ辨セス既ニシテ蒸氣船  
ナルヲ知ル因テ右廻シテ左舷ノ赤燈ヲ認メシテ避ントス而貴船愈益進  
ミ來ル故ニ此難アリシ也

一土ノ當番士官云何ソ赤燈ヲ出シテ他船ニ示スヲ煩ハサンヤ唯定則ニ由  
テ船ヲ進ムヘキナリ且君云初メ漁火カ商船カヲシラス近ニ及テ急ニ避  
ントス是此難有所以ニ非スヤ何ソ定則ノ鍼線ニヨツテ船ヲ行ヲテセ  
サル

此時紀ノ成瀬出來リ左様ニテハ有マシ燈ノ漁火カ商船カヲ知ラサル

ハ遠方ヨリ見シ時ノコニテ近ニ及ンテ見シコニテハ非ルヘシト云シ  
ナリ

一土云我船御手洗ノ瀬戸ヲ抜ケ鍼ヲオーストンノソイトニ取リ直路ヲ  
走ル故ニ南方ヨリ廻リ六島ノ方ニ向フヘキ理ナシ貴方ノ圖線甚タカヘ  
リ

一紀云然レモ南方ヨリ六島ニ向ヒ來リシナリ故此難有リシ也  
如此互ニ爭難スレモ理非分別シ難シ云ノ才谷云今船路ノコヲ互ニ相  
辨論スルトモ海上ニ證跡無シ遂ニ決シ難カルヘシ暫ク之ヲ置ン

一紀云然リ  
一土云再ヒ船ヲ進メテ我船ノ右舷ヲ衝シハ如何  
一紀云大艦ハ運轉ニ自在ナラス衝突ノ後愈君ノ船ヲ壞センコトヲ恐レテ少  
シク退ケシカ速力加ツテ大ニ退タリ故ニ再ヒ近傍ニ到テ相助ント欲セ  
シニ誤テ右舷ニ當タリシナリ故意ニ衝突セシニハ非ス



一土云曩ニ示サル、圖録ニモ左右ノ舷燈ナシト云ヘリ其事ハ既ニ昨日モ論辨セシカトモ我士官ハ勝房公ニモ從學シ外國ヘモ到リシ者ニテ航海ノ規則ハ略了知セル者ナリ然ルニ左右ノ舷燈ヲ點セスシテ暗夜ニ船ヲ行ルヘキ理ナシ甚怪ムヘシ願クハ其確證ヲキカン

一紀云其時前田岡崎ヲシテ貴船ニ到ラシメ水夫ニ似タル者ニ遇フテ舷燈何ニアリヤト問シニ其人舷燈ハナシト答ヘリ

一土云是答ヘタル者ノ姓名ハ如何

一紀云記セス

一土云應答セシ人ノ姓名ヲモ記セス確證ト爲シ難シ

一紀云然リ

一紀問云大船ト小船ト海上ニテ相遇フキハ小船ハ運轉自在ナレハ避ヘキ理ニ非スヤ

一土云既ニ橋上白色ノ號燈ト青色ノ號燈トヲ見テ既ニ船路ノ替リタルヲ

知故ニ小船ハ大船ヲサクルノ理論ニ關セス

一土云最初船著行當リシ時ホールヨリ我士官等四人躍テ貴船ニ到リシカ左右ニ點燈モナキ船ヨリ上ルヘキ道ヨリモ上ラスシテホールヨリ妄リニ上ル者ハ救フヘキハ救ヒ責ムヘキハ責ムヘキニ誰ソヤトモ問ハサリシハ如何且シキリニ誰船ソヤト甲板上人ニ問ヘトモ答ヘサリシハ如何

一紀船長高柳云突當ルヤ否予自ラ甲板上ニ登リ哨船ヲ出シテ救ヘト命シタリ故ニホールニアリシ者ハ予カ令ニ從ヒ哨船ノ下ニ掛リテホールニハ少ナカリシモノナルヘシ且其際ノ騷擾筆舌ノ及フヘキニ非ス或ハ貴船ノ人ヲ救フニ急ニシテ認メ得サリシカモ知リ難キナリ且云其時ノホール當番ノ者此席ニ在ラサルカ故ニ即答シ難シ

一才谷云昨日予橋本ト拜顔ノ時明日ハ危難ノ一條ヲ精細ニ論辨シテ世界之公法ニ處スヘシト互ニ約セシニ其論判ニ尤關セル者ノ來ラサルハ論



決ヲ遅延セシムルニ似タリ高意僕ニ在テ解シ得ス

一 高柳云今日ハ唯船路ノ大體ヲ談セント欲セシ也

一 紀ノ水先當番云最初ニ我傳五郎ヲ見タリ他人ヲ見ス

一 土云傳五郎ハ足痛ヲ憂ヘテアリシ最初ニホールヨリ登ルヘキ理ナシ

一 又云船當ルヤ否飛上リタル者ヲ硝船ヲ下ロセトノ命ヲ聞テホールニハ非サリシナルヘシトハ誠ニ曖昧ノ語ナリ點燈モナキ船ヨリ妄リニ飛上リ來ル者ヲ認メサル程ノ者カ當番水先ヲ爲スハ何ソヤ我之ヲ問フ所以ハ之ヲ見タルヤ見サルヤヲキカン

一 紀ノ水先云其時ニハ傳五郎ヲ見シノミ他人ヲ見ス

一 土云然ラハ甲板上ニ當直ノ士官在ラサリシヲ知ルヘシ當直ノ士官アラスシテ水夫輩ニ命シテ暗夜ニ船ヲ行カシム奚ンソ如此危難ニ到ラサルヲ得ンヤ

兩藩士ノ辨難此ニ盡ク而シテ條理錯雜理非分明ナラス恐ラクハ紛々

要ノ者ヲ摘出シテ一證紙ヲ作ル其文ニ云

慶應丁卯四月廿三日紀伊公之蒸氣船我蒸氣船ヲ衝突ス我船沈沒ス

其 證

衝突之際我士官等彼甲板上ニ登リシ時一人之士官有ルヲ見スは一ヶ條  
衝突之後彼自ラ船ヲ退事凡五十間計再前進シ來ツテ我船ノ右艦ヲ突ク是  
二ヶ條

五月十六日海援隊文司長岡謙吉應接席上ニ於テ書ス列坐ノ士皆見之

(以呂波丸航海日記)

○慶應三年五月十一日 (龍馬ヨリ秋山某へ)

公法御送り但萬國難有奉存候そして活板字たり不申ざれば其不足の字ハ  
御手許より御頼か又ハ伏水ニテ御相談以前の板木師ニ御申付可被成下奉  
願候謹言

十一日

才 谷



秋山先生 左右

(野島寅猪文書)

○慶應三年五月十五日 (莊村助右衛門ヨリ龍馬へ)

口上

過日參館得拜謁懇願之件々夫々御銘諾被成下邦家之幸福實ニ望外ニ出候仕合多々奉拜謝候儲其節猶窺漏候儀御座候間乍御面働再度相見奉希候格別時刻を費し候程之入組候用向ニ無之候此段御模様奉伺候要用耳勿々如斯ニ御座候頓首再拜

五月十五日

肥後

莊村助右衛門

才谷先生 侍史

(溝淵守氏藏)

○慶應三年五月十七日 (龍馬ヨリ伊藤助太夫へ)

船の爭論ハ私思よふ相はこひ長崎ニ出候土佐人だけハ皆兄弟の如く必死ニて候間誠におもしろき事たとふるにもものなし頓首

五月十七日

伊藤様

才谷

○慶應三年五月二十二日 (長崎聖徳寺ニ於テ以呂波丸事件應接筆記)

一後◎土藩重役  
後藤象二郎曰船路並に船の向背は兩船士既に論辨し了る僕自ら別に一

箇の疑問あり貴船崎陽に來り圖符を以て鎮台(奉行)に呈し我船沈没の由を達す君既に僕の崎陽に在るを知て上書を以て一回も僕に示さず直ちに鎮台に呈す敢て問ふ何の意ぞ且つ問ふ其上書中に我船左右の船燈を點せずと云ふ事は絶て確證と爲し難き事既に前日應接に於て詳かなり是れ確證無きを以て上書し我をして枉罪を負はしむるなり貴意如何

一茂田◎紀藩委員  
茂田一次郎應答含糊既にして曰船路向背は面會後を待て決論せんと

欲し唯其變事を上書せしのみ

一後曰然らば則ち何が爲めに舷燈なき故なりと書けるや尊諭僕に在て解し得ず

一茂曰貴諭甚だ然り事疎漏に出づ千万恕亮せよ明日自ら鎮台に謁し呈す



る所の上書を取り來らん

一後曰諾然らば則僕に在ても不平なし文司◎長岡をして記せしめん文司之を記す

一後曰衝突沈没の事は未だ我邦に比例あらざるべし宜しく鞆津の約に従て裁決せんのみ方今幸に英國水師提督來港せり彼に就て万国の比例を問ひ而後天下の公議を以て裁決せば如何敢て外國人の裁判を乞ふには非ず

一茂曰貴論甚だ宜なり英の水師提督に質問し而後裁決せん

一後曰既に万国の比例に照らし天下の公議を以て判決し了るの後士若し償ふべきにあらば我其償を立てん万一貴方償ふべきにあらば其時君の章鑑を賜はらんや將た金を賜はらんや

一茂曰其兩件を出でず唯其兩件中何れに歸せんやは未だ即答し難し近日兩國應接書を交換するの時決議を述べん

一後曰万一貴藩償ふべきならば其償金額はくは五箇月を出ずして賜はらんや願はくは聞かん

一茂曰此一事も亦近日を待て述ん

一後曰疇昔沈没の際我船士等如此困難窮苦せる時尊藩より嘗て一介の士官をも留めず舉て之を鞆津に遺棄し獨り長崎に向ひ航し去り更に救護愛憐の意なし士林の交際豈如此なるべけんや此の一條は他日詳かに寡君に告ん寡君存慮果して如何なるを知らず且土佐一國の士民或は相讐視せんも未だ知るべからず預め此意を述るのみ(海援隊記事)

○慶應三年五月頃(海援隊士ノ謠ヒシ俗謠)

龍馬進て氣脈を桂小五に通し其聲援を求めたの俗謠を丸山の妓樓に唄はしむ

船を沈めた其償は金を取らずに國を取る

○慶應三年五月二十六日(茂田一次郎ヨリ後藤象二郎へ)



明廿七日英國水師提督に和文の儘口上を以て申具之筈若先方差支有之候  
はゞ日送の筈承知致候

五月廿六日

茂田一次郎

後藤象次郎殿

(海援隊文書)

○慶應三年五月二十六日 (茂田一次郎ヨリ後藤象二郎へ)  
萬國公法に於て若出金の振合に相決し候はゞ拙者章鑑渡し置き其時より  
五箇月限に金相渡可申候

五月廿六日

茂田一次郎

後藤象次郎殿

(海援隊文書)

○慶應三年五月二十七日 (龍馬ヨリ高柳楠之助へ)  
今日も鬱陶しき天氣に御座候愈御佳安奉賀候然れば昨日官長◎後藤象二郎罷出  
茂田君と御約定申上候通今廿七日英國水師提督に對面之儀者第十時より  
彼船に御同行申度奉存候間此段御通達申上候當方へ御入來被下候や又當

方より罷出可申や御返事此者へ爲御聞被下度如此御座候以上

五月廿七日

才谷梅太郎

高柳楠之助様

(海援隊文書)

○慶應三年五月日 (五代才助ヨリ後藤象二郎へ)  
今朝は御病中昇堂仕候處御痛苦を押へて御用辨被成下奉大謝候拙生も歸  
宅仕候處紀藩相待居候に付即ち愚存見込の次第論話に及候へは愈々其曲  
なるを知り只菅詫出如何様共小生差圖通り畏り候に付其趣一先拙生御通  
話致し置候様にとの趣申出再三辭退致し候得共頻りに歎願難默止明光丸  
船長を初め一統より御詫を申候得共隨分御通話の節も可有之尙ほ御評議  
有之度相答今夕總決申出相成筈に候就ては明朝昇堂御直に可申上候得共  
其内奉得貴意候草々頓首

五代才助

後藤象次郎殿

(海援隊文書)



○慶應三年五月日 (後藤象二郎ヨリ茂田一次郎へ)

昨日御定約申上候沈没之事今日英國水師提督へ質問の儀に付薩州五代才助昨夜以來兩度罷越種々及談判最早對薩州不得已事に相成暫時五代に任じ置き申候提督へは當方より宜敷申し通し置候此條御通達申上度如此に御座候

後藤象二郎

茂田一次郎殿

(海援隊文書)

○慶應三年五月二十八日 (龍馬ヨリ伊藤九三へ)

其後ハ益御勇壯可被成御座奉大賀候然ニ彼紀州の船の議論段々申上り明日か今日か戦争もヒシメキ候中後藤庄次郎も大憤發ニてともに骨折居申候此頃長崎中の商人小どもニ至るまで唯紀州をうての紀州の船をとれのとのしり候よふ相成知らぬ人まで戦をすゝめに參り申候紀州とハ日々談論と成候やりつけ今朝より薩州へたのみてわびを申出候得ども是迄段

々無禮致候事故私もゆるし不申薩州よりハイロハ丸の船代又中荷物代を立替候て其上紀州の奉行か御宿へまで出し御あいさつ致候得ハよかるふたと申候ニ付私しハそふすれハ一分も立候へとも曾而鞆の港へすておかれ候事ハ是ハ紀州より土佐の士おはつかしめ候事故に私ニあいさつ致した位でわすみ不申主人土佐守へ御あいさつ被成べしなと今日ハ申居候何レ此儀も又打こわれ去れば一戦ニて候得どもなにふんおもしろき御事ニて候先ハ御きつかい可被下と存し今のまゝ早々申上候頓首

廿八日

龍

九三先生

才谷

御直披

(伊藤醇氏藏)

○慶應三年五月二十八日 (龍馬ヨリ伊藤九三へ)  
此度さし出せし曾根拙藏にハ大兄よりも色々御咄合可被遣候そして此男に下の關の唐物やに御申聞皆々此拙藏に御引合可被遣候三吉大夫ニもく



ハ敷御申被成候得ハ此拙藏ハ何でも出来ることたけハ御定約仕候間御國の御爲にもよ程相成私の國ニもつかふよろしく商法相立可申候と存候不具

五月廿八日

九三先生 机下

才 谷

○慶應三年五月二十九日 (龍馬ヨリ小谷耕藏渡邊剛八へ)

先達てイロハ丸紀州軍艦の爲めに衝突被致遂及沈没候儀に付薩州五代才助紀の内意◎此時茂田ヨリ償金八萬三千兩より度々後藤象次郎へ談出對薩州不得止譯に相成一先五代之申條に任せ候處今日紀の官長後藤へ罷越重々誤入候趣申に付き許し遣し候最も船賃公物並に水夫旅人手廻之品に到る迄一切償金相立候定に候此條官長より被申聞候間御掛合申候以上

五月廿九日

小谷 耕 藏殿

才谷 梅太郎

渡邊 剛八殿

(海援隊文書)

○慶應三年六月十五日 (新政府綱領八策)

此綱領ヲ俗ニ船中八策ト云フ是月龍馬後藤象二郎ト同船長崎ヨリ上京ノ際船中ニ於テ協定シ海援隊書記長岡謙吉ヲシテ起草セシメヨリ此名アリト云フ然トモ此綱領ノ確定セルハ是日ナリシコトハ次ニ掲グル中岡ノ日記ニヨリテ證スヘシ想フニ船中ノモノハコノ粉本ナラシカニ編纂者識

一天下ノ政權ヲ朝廷ニ奉還セシメ政令宜シク朝廷ヨリ出ツヘキ事

一上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ萬機ヲ參贊セシメ萬機宜シク公議ニ決

スヘキ事

一有材ノ公卿諸侯及天下ノ人材ヲ顧問ニ備ヘ官爵ヲ賜ヒ宜シク從來有名

無實ノ官ヲ除クヘキ事

一外國ノ交際廣ク公議ヲ採リ新ニ至當ノ規約ヲ立ツヘキ事

一古來ノ律令ヲ折衷シ新ニ無窮ノ大典ヲ撰定スヘキ事

一海軍宜ク擴張スヘキ事

一御親兵ヲ置キ帝都ヲ守衛セシムヘキ事



一金銀物貨宜シク外國ト平均ノ法ヲ設クヘキ事  
 以上八策ハ方今天下ノ形勢ヲ察シ之ヲ宇内萬國ニ徵スルニ之ヲ捨テ、  
 他ニ濟時ノ急務アルヘシ苟モ此數策ヲ斷行セバ皇運ヲ挽回シ國勢ヲ擴  
 張シ萬國ト並立スルモ亦敢テ難シトセス伏テ願クハ公明正大ノ道理ニ  
 基キ一大英斷ヲ以テ天下ト更始一新セン  
 (海援隊文書)

(參考)尙幾重にも公明正大の御建白有之是れ迄の儀ハ深く御詫被申上即今より後當坐姑  
 息の御處置或ハ秘密の策など申事一切無之儀御專要ト奉存候右の儀至誠を以て御奏聞  
 有之候はゞ素より御英明に被爲在候御事故御聞入無之御事は有之間敷萬々一夫にても  
 御採用不相成候はゞ猶御誠實之不足御事と御願被遊彌以御臣節被爲盡神祖御心中をも  
 御察被遊徳川家は御職御辭之御事御實意より被仰上駿遠參御舊國丈にても一方の御武  
 備御勤可被遊外有之間敷奉存候中略此度坂本龍馬に内々逢候處同人は眞の大丈夫と奉  
 存素懷も相話此一封も托候事に候(下略)文久三年四月二日大久保忠寛ヨリ松平慶永へ書  
 翰一節

○二月朔日(○慶應二年)中根雪江京師にて小松帶刀を訪ふ(中略)尙又大久保一翁老此節の

意見は如何と問ひし故(○小松より)中根此老は從來公議會を開き(以下細注)大久保の公議  
 會ハ大公議會小公議會の二種に分ち大公議會は全國に關する事件を議し小公議會は一  
 地方に止まる事件を議する所とすべし議場は大公議所を京都或は大坂に設け小公議所  
 を江戸其外各都會の地に設くべし又大公議會の議員は諸侯を以てこれに宛此内五名を  
 撰て常議員とし其他の議員は諸侯自ら議場に出るも管内の臣民を撰て出場せしむるも  
 妨なきこととすべし其會期は五年に一回これを開き臨時議すべき事件あれば臨時にも  
 開くべし小公議會の議員及會期はこれに準じて適宜の制を立つべしとの意見なりしと  
 ぞ(天下とゞもに天下を治むべしとの持論なるが今日も矢張其論なりと答へしかば小松  
 方今此老の持論を措きて外に良策あることなし 續再夢紀事

○慶應三年六月十五日ヨリ二十二日マデ (薩土交渉)

同月◎六 十五日晴後藤象二郎面會聞昨夜政府議論決ス云々 ◎政府議論云々ハ  
 及薩土協約ノ  
 要綱ヲ云フ

同月◎六 十六日晴西郷吉井ヲ訪フ

同月◎六 十九日晴後藤ニ會夫ヨリ薩邸ニ行

同月◎六 二十日此日後藤小松ニ至ル



同月◎六 二十二日晴三樹之會小帶◎小松 西◎西郷大◎大久來  
保市藏ル

(中岡慎太郎日記抄)

○慶應三年六月二十二日 (土薩兩藩士會合)

一 二十二日◎六 薩ノ太夫小松帶刀參政西郷吉之助等吾藩士ト三樹ノ水亭  
ニ會同ス此會ニ關スル者七人矣 (海援隊日史)

○慶應三年六月廿三日廿四日 (大政返上建白ノ修正)

一 六月廿三日 晴借席松本ニ會議ス大政返上云々ノ建白ヲ修正ス夫ヨリ  
毛利恭助同伴ニテ才谷梅太郎石川誠之助兩人ノ意見ヲ聞ク爲メ會々堂  
ニ密會ス夜ニ入り歸宿ス今夕大雨雷鳴アリ此日才谷曰ク吾ガ藩ハ是迄  
幾度モ藩論變ジタル故薩藩モ未ダ疑念解ケズ此度ハ充分目的相立テ變  
換無之ヲ要スト自分◎佐々木曰ク尤ナル事也然レ共此度ハ最早時勢モ切  
迫セル上ニ後藤ヲ初メ是迄ノ佐幕家モ大政返上ノ事ニ熱心セリ如何様  
相成候トモ此度ハ孰トモ踏込ネバ不相立場合ニ乘込ミ候間何トカ充分

ノ芝居ハ出來ベシ安心アレト才谷笑テ曰ク何カ又芝居出來ルトハ名言  
ナリ何ニテモ宜敷一ト芝居興行スレバ夫ヨリ事始ルベシ云々才谷石川  
兩人ノ考ニモ大政返上等ノ事ヲ吾カ藩主張シ其主人ト相成候ハ薩藩  
モ必ズ信用スベシ薩長人モ土佐ヨリ何カ主人ニ成ル事ヲ出シ候事ヲ望  
ムナラン是ハ引ニ引レヌ場合ニ立チ至ラシムルノ心算アラント思フナ  
リ充分盡力アリタシト云々

一同二十四日 祇園中村屋ニ會ス薩ノ脱生田中幸助(中井弘)來會建白書ヲ  
修正ス田中ハ後藤長崎ヨリ入魂ニ相成頗ル面白キ入ナリ薩藩人ニハ珍  
敷通人ノ様ニ見受ケタリ歸途由比ノ下宿ニ立チ寄り今日ノ談話ヲ通ス  
人定刻歸宿ス (佐々木高行日記)

○慶應三年六月二十四日 (龍馬ヨリ姉乙女及おやべへ)

今日もいそかしき故薩州やしきへ参りかけ朝六ツ時頃より此ふみした  
ゝめました當時私ハ京と三條通河原町一丁下ル車道すやに宿申候



清二郎ニ御頼の御書同人より受取拜見仕候同人も兼而御申越ニてよろし  
き人物とてよろこひ候所色々咄聞候所何もをわくのなき人ニて國家の  
御爲命すてるにくろふハせぬ位なものニて當時私ハ諸生五十人計ハつれ  
ており候得とも皆一稽古も出來き候ものニて共ニ國家の咄しが出來候清  
二郎ハたゞつれてあるく位の事ニて今すこし人物なれハよろしい又ハま  
あすこし何かげいでも出來れハよろしいと存候此上すいきよすれば實  
ニ御藏のにわとりとやらにて御座候今一二年もくろふ致し候得ハすこし  
ハやくにたち可申かまあ今の所でハ何ももしよふのなき人ニて御座候當時  
他國ニ骨<sup>ホネ</sup>おり候人ニハなんぼあほふと言人でもお國の並々の人の及所で  
ハこれなく先日大坂のおやしきニ行て御用人やら小役人ニてあい候所證<sup>シヨウ</sup>  
判役小頭役とやら言ものゝつらがまへ京都<sup>キョウト</sup>の關白<sup>クワンパク</sup>さんの心もちにてきの  
どくにもありおかしくもあり元より私ハ用向と申てハなしものも不申候  
得どもあまりおかしく候故後藤庄次郎ニも申候所同人も言にハ私しハあ

のよふなものおつかハねばならぬ此うるさいことおさつして下々されお  
まへがたハ實ニうらやましいと申候てわらい申候坂本清次郎も右よふの  
ばけものよりハよほどよく候

○先頃より段々の御手かみ被下候おせこされ候御文ニ私を以て利をむ  
さぼり天下國家の事おわすれ候との御見付のよふ存せられ候

○又御國の姦物<sup>カンブツ</sup>役人ニたまされ候よふ御申し

右ニケ條<sup>チヨウ</sup>ハありかたき御心付ニ候得ともおよハすなから天下ニ心さし  
おのへ候爲とて御國よりハ一錢一文のたすけおうけす諸生<sup>シヨウセイ</sup>の五十人も  
やしない候得ハ一人ニ付一年どふしても六十兩位ハいり申候ものゆへ  
利を求め申候○又御國の爲ニ力を盡すとおせらるゝが是ハ土佐で生  
レ候人が又外の國につかへ候てハ天下の大義論をするに諸生ニまで二  
君ニつかへ候よふ申され又女の二夫ニつかへ候よふ申て自身の義論か  
貫らぬきかね候故ニ浪人しつけるに又ハ御國をたすけるに致さねバゆ



かぬものにて候夫で御國よりいで候人々ハ皆私か元トにあつまりおり申候ゆへもふ土佐からハおかまいハなくらくにけいこ致し<sub>レ</sub>候此頃私しも京へ出候て日々國家天下の爲義論<sub>ヲ</sub>致しまじ<sub>ハ</sub>り致候御國の人ニハ後藤庄次郎福岡藤次郎佐々木三四郎毛利荒次ハ石川清之助<sub>此人ハ私同よふの人</sub>又望月清平<sub>これハすいぶんよきおとこナリ</sub>中にも後藤ハ實ニ同志にて人のたましいも志も土佐國中<sub>ニ</sub>外ニハあるまいと存候そのほかの人々ハ皆少々づゝハ人からがくだり申候清二郎が出かけてきたニ付て此人ニも早々に内達致し兄さんの家<sub>ニ</sub>ハきずハ付ハすまいかとそふだん致し候所夫レハ清次郎が天下の爲に御國の事ニ付て一家の事を忘れしとなれば兄さんの家ニハきずハ付まいと申事なり安心仕候かれこれの所御かんがへ被成姦物役人にだまされ候事と御笑被下まじく候私一人にて五百人や七百人の人お引て天下の御爲するより廿四万石を引て天下國家の御爲致すか甚よろしくおそれなからこれらの所ニハ乙様の御心ニハ少し心がおよ

ぶまいかと存候

○御病氣がよくなりたれハおまへさんもたこくに御出かけの御つもりよし

右ハ私か論があります今出てこられてハ實ニ龍馬の名を言ものハもはや諸國の人々しらぬものもなしそのあねがふじゆうおして出々來たと<sub>言</sub>てハ天下の人ニたいしてもはつかしく龍馬も此三四年前ニハ人もしらぬ奴<sub>ヤツコ</sub>なれハよろしく候得ども今ハとふもそふゆうわけニハまいらすもしおまへさん出かけたれバどふしても見すてゝハおかれぬ又せわおせんならん其世話おするくらいなれハ近日私しが國にかへる時後藤庄次郎へも申候て蒸氣船より長崎へ御つれ申候兼<sub>テ</sub>後藤も老母と一子とがある<sub>と</sub>やらニて是も長崎<sub>このへんのことハこくないのことナリ御かんがへ被成<sub>レ</sub>候</sub>へつれだすとて色々咄合仕候私しハ妻一人ニて留守の時に實ニこまり候からいやても乙様お近日私し直々に蒸氣船より御とも致し候短銃おこせとのこと御申是ハ妻ニも一ツつかハし



これあり長サ六寸計五發込懷劔ハコミツバよりハちいさけれども人おうつに五十間位へたゞりてハ打殺すことでき申候其つか今手もとにこれあり候得どもさしあけ不申候其故ハ今御國のことお思ふニなにふん何ものしらぬやつらかやかましくきんのふとやらそんのふとやら天下の事をぬれて粟つかむよふいゝちらしそのものらか言ことおまことゝおもい池のかゝさんや杉也のごけさんや又ハおまへさんやがおもいおり候よふす又兄さんハ島の眞次郎や佐介讃次郎やとつきあい候よふすなりおまへさんがたたこくへでれハとふでもして世渡りができるよふニおもハしやるるふがなかゝ女一人のよわたりハどのよふくらしても一トとふりハ一年中ニ百二十兩もなければ參り不申私シハ妻一人のみならずおまへさん位ハおやしない致すことハやすいことなれども女の天下の爲ニ國を出と言わけにハまいらぬものゆへせひしつほんしたればにんさんのお家にかゝり申候あいた私シの御國にかへるまで死でも御

まち可被成候後藤らとも内々わはなし合ておきます

○そして當時ハ戦のはしまるまへなれハ實ニ心せわしく候中ニ又あねさんが出かけ候時ハ清次郎一人でさへ此頃のしゆつぽんハよほどはなぐすなれどもおとこであるきにまあをさまりハ付申べし前後御察し可被遣候

○小高坂邊こたかさかのむすめまできんのふとか國家の爲とかあわんさがし夫か爲ニ女の道おうしない若き男とくらがり咄ししたがかり此頃ハ大坂の百文てチョットねるそふかと申女郎のよふなもんちやと申ことニて御座候此ことお小高坂邊ニて心ある人々ニハ御申聞被成べく候

○私しらの妻ハ日々申聞候ニハ龍馬ハ國家の爲骨身ほねみをください申べししかれハ此龍馬およくいたわりてくれるが國家の爲ニてけてして天下の國家のと言ことハいらぬことゝ申聞在之候夫で日々ぬいものやはりもの致しおり候そのひまニハじふんにかへ候ゑりなどのぬいなと致しおり



候そのひまニハ本よむこといたせと申聞候此頃ピストナルハ大分よく發  
申候誠ニみよふな女ニテ候得とも私ふしみのこととおもいあわせたまふべしの言ことよく聞込ミ又敵お見て  
白刃をおそるゝことおしらぬものニテへつにりきみハせねども又いつ  
けふへいせいとかわりしことなしこれハおかしきものにて御座候

かしこ

六月廿四日

龍馬

姉 上様

おや べ様

追白はるいがかんさしおこしてくれよと申來りたれともおつとのしゆ  
つほん致し候時ニあたりてかんさしなにもぞ清次郎ニ小遣でもやり  
てくれよとでもいゝそふなもんなりたゞきのどくなるハあにさんなり  
酒かすざれハ長命ハできまい又あとハよふしもあるまい龍馬がかへる  
おまてば清次郎ハつかふよくだしてやるものをつまらぬでよふおした

七月頃はたけにはへたおくれればへのまうりやきうりの如しあわれむ人  
少なしかしこゝ  
(坂本彌太郎氏藏)

○慶應三年六月二十六日 (薩土協約ノ要綱)

約定之大綱◎原案ハ龍馬ノ意ヲ受ケテ長岡謙吉ノ起草スル所、爾後後藤、福岡

佐々木等諸士ノ刪潤スルモノナリ薩ノ脱士中井弘亦々此事ニ關  
係セルモ  
ノノ如シ

一 國體を協正し萬世萬國に亘りて不耻是第一義

一 王政復古は論なし宜しく宇内の形勢を察し參酌協正すべし

一 國に二帝なし家に二主なし政刑唯一君に歸すべし

一 將軍職に居て政柄を執る是天地間あるべからざるの理なり宜しく侯列  
に歸し翼戴を主とすべし

右方今の急務にして天地間常有之大條理なり心力を協一にして斃て後已  
ん何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや

皇慶應丁卯六月

坂本龍馬關係文書 第一



一方古皇國の務國體制度を糾正し萬國に臨て不耻是第一義とす其要王政復古宇内之形勢を參酌して下後世に至て猶其遺憾なきの大條理を以て處せむ國に二王なし家に二主なし政刑一君に歸す是れ其大條理我皇家綿々一系萬古不易然るに古郡縣の政變じて今封建の體と成り大政遂に幕府に歸す上皇帝在を知らず是を地球上に考るに其國體制度如茲者あらんや然則制度一新政權朝に歸し諸侯會議人民共和然後庶幾は以て萬國に臨て不耻是以初て我皇國の國體特立する者と云ふべし若二三の事件を執り喋々曲直を抗論し朝幕諸侯俱に相辯難枝葉に馳せ小條理に止り却て皇國の大基本を失す豈に本志ならんや爾後熱心公平所見萬國に存す此大條理を以て此の大基本を立つ今日堂々諸侯の責而已成否顧る所にあらず斃而已ん今般更始一新皇國の興復を謀り奸邪を除き明良を擧げ治平を求天下萬民の爲に寛仁明恕の政を爲んとて此法則を定る事左の如し

- 一 天下の大政を議定する全權は朝廷にあり我皇國の制度法則一切の萬機京師の議事堂より出を要す
- 一 議事院を建立するは宜しく諸藩より其入費を貢獻すべし
- 一 議事院上下を分ち議事官は上公卿より下陪臣庶民に至るまで正義純粹の者を選擧し尙且諸侯も自ら其職掌に因て上院の任に充つ
- 一 將軍職を以て天下の萬機を掌握するの理なし自今宜しく其職を辭して諸侯の列に歸順し政權を朝廷へ歸すべきは勿論なり
- 一 各港外國の條約兵庫港に於て新に朝廷之大臣諸大夫と衆合し道理明白に新約定を立て誠實に商法を行ふべし
- 一 朝廷の制度法則は往昔より律例ありといへども當今の時勢に參し或は當らざる者あり宜しく弊風を一新改革して地球上に愧ざるの國本を建てむ
- 一 此皇國興復の議事に關係する士大夫は私意を去り公平に基き術策を設



けず正實を貴び既往の是非曲直を不問人心一和を主として此議論を定むべし

右約定せる盟約は方今の急務天下の大事之に如く者なし故に一旦明約決議之上は何ぞ其事の成敗利鈍を顧んや唯一心協力永く貫徹せん事を要す

六月

(佐々木高行日記鳴谷公實傳等ニ據ル)

○慶應三年六月二十六日ヨリ七月朔日迄 (土藩ト藝薩ニ藩ノ交渉)

其後二三日の中に建白書の草稿も出来上つた薩の脱藩生たる田中幸助<sub>中</sub>弘もその修正に加はつたこれは後藤が長崎から連れて來たので頗る面白い男薩人には珍しい通人の様に思つた同二十六日愈々草稿ヲ薩藝兩藩に送つて其意見を問ふ事にし同二十八日夕方藝藩の辻將曹寺尾精十郎平山寛助船越陽之助小林順吉等と面會して建白の事に就て種々話して見ると藝藩では大體に於ては賛成であるが字句の上に少々異論があるとの事先づ以て安心したすると七月朔日薩藩から建白の趣旨は甚だ御同意であ

ると返事が來た一同大に悦んだ自分とても心中愉快ではあるが夫と同時に薩藩の智略に感服した役所から歸りながら由比と藝藩は些細の事にも異論を唱へたけれども薩藩は表面御同意御尤と云うて我藩を安心させ裏面わが藩をして重荷を負はせ一本打たせて參つたと云ひ二の太刀で大にやらうといふ積であらうこれ位の大事件に少し位の異議のないのは不審じやないか<sub>など</sub>話合つた事である (佐々老候昔日譚抄)

○慶應三年六月廿九日 (木戸孝允ヨリ龍馬へ)

拜啓引續き内外不容易御苦慮之由い曲石田兄が相窺奉歡慕候紀州一件もいかゞ哉と奉存候處御應接之次第承知仕かく可有之義とハ奉存居候得ども至于此不圖雀躍仕候肥後庄村ニ返書之義石田兄より是また相窺候ニ付則別紙差出し候間宜敷奉願候于時上國之風説取々ニテ甚懸念仕候老君上ニも御歸國被遊候由如何之御事ニ御座候哉近況不苦儀は相伺度奉存候先日の後藤君御一同馬關御通行之由欠違ひ拜青不得仕殘懷ニ奉存候使節之



事も石田兄へ御傳言被下候處此節ハ上にも御歸國被遊居且後藤君なども御歸國中と奉存寡君之存付も有之候間御引請いかゝ可有之歟と奉存候得ども不取敢差出申候い細石田より御承知可被成下候先ハ爲其申上度奉存候匆々頓首拜

丁卯六月廿九

竿 鈴

龍 大兄 拜呈

(瑞山會文書)

○慶應三年七月一日 (薩藩ヨリ建白ニ付同意ノ旨申シ來ル)

一是月朔日 晴出勤仕舞眞邊ニ會議ス薩藩ヨリ建白ノ趣旨甚ダ御同意ノ旨答へ來ル皆大ニ悦ブ歸途由比ト兩人ニテ薩藩ノ智略ヲ感心ス其譯ハ藝藩ハ聊カニテモ異論申立テタレ共薩ハ只御同意御尤トノ事ナリ依ツテ吾藩人ハ薩モ一言ナシト申唱フル事ナランナレドモ是ハ薩ノ智略也是迄吾ガ藩ノ事ニハ疑念ヲ抱キタル事ニテ此度ノ事ハ吾藩ヲ主人ト成シ一本打タセ後ニ大ニ成サン目的ナリ是レ吾藩ニ十分ノ荷ヲ負セタル

事ナリ一本參リタリト呼ンデ後太刀ハ十二分占メル覺悟ナラント兩人微笑シテ歸ル夕方大佛邊散步夜若尾讓助山田東作ト四條川原ニ納涼ス

(佐々木高行日記)

○慶應三年七月二日 (西郷隆盛ヨリ後藤象二郎へ)

昨日ハ遠方迄御來訪被成下奉深謝候明日御發足之段小松に申聞候處差掛煩敷事と奉存候得共今日四時頃より木屋町柏亭ニおひて離杯献し度候由ニ付先日御出會被下候御人數は勿論此度御上京相成候御兩人様◎佐々木高行ト由比猪内ナニモ何卒御誘引被成下度寛々御面會いたし置度含ニ御座候故御同伴被成下候處偏奉希上候いづれ以參右旁可申上筈ニ御座候得共乍自儘之働拜面後奉行御意候 頓首

七月二日

西郷吉之助

後藤象二郎様 要詞

(男爵岩崎小彌太氏藏)

○慶應三年七月二日 (柏亭ニ於ケル薩土兩藩士會合)



七月二日 晴出勤申ノ刻ヨリ柏亭ニテ薩藩小松帶刀大久保市藏吉井幸助  
内田仲之助ニ會ス西郷吉之助病氣ニテ欠席吾藩ヨリハ後藤福岡眞邊寺村  
由比等ナリ自分モ列席ス此時義太夫語ヲ呼寄セ候處甚ダヘタニテ一同抱  
腹セリ  
(佐々木高行日記)

○慶應三年七月三日 (後藤象二郎等歸藩)

七月三日 寺村左膳眞邊榮三郎後藤象二郎深尾直衛今日出足歸國ス依ッ  
テ御用翰并ニ留守宅へ書狀下横目慶助ニ托ス又太閤勳功記二十冊并帷子  
壹疋 後藤ニ托シ留守へ遣ス

太政返上建白ノ義 老公へ伺ノ爲ニ後藤初メ歸國ス其節自分ヨリ後藤へ  
相談致シ候十分出兵有之度其譯ハ此度建白ハ不容易義ニ付兵ヲ備へ周旋  
無之テハ必ス兵力ニテ壓セラレ可申後藤同意シ歸國ノ上其運ニ可致云々  
(佐々木高行日記)

○慶應三年七月九日 (薩藩士黒田清隆等龍馬ヲ訪フ)

七月九日中略 薩州人黒田了介永山彌一郎兩人才谷梅太郎ヲ尋來ル兩人ハ  
薩ノ二本松屋敷ニ詰ルトイフ  
(佐々木高行日記)

○慶應三年七月十八日 (海援隊商事ニ關シ陸奥宗光意見書)

商船運送之事

一商船運送ニ兩様アリ店引負ト船爲替トノ二ツナリ店引負トハ譬ハ荷主  
ヨリ若干金高ノ品物ヲ某船ニ積ミ運送センコトヲ望ムルニハ定則ノ運賃ヲ  
船持ニ拂ヒ了スレハ船持ハ店ヨリ破船引負ノ券書ヲ出スナリ而シテ船爲  
替ト云フモノハ兼テ船中ニ若干ノ金高ヲ貯へ置キ荷主ノ求ニ應シ荷物ノ  
金高ニ七八分ノ金子ヲ出シ先方マテ届ケ送り其ノ上ニテ運賃ハ勿論爲替  
ノ元利共無相違請ケ取ルヘシ乍併萬一海上ニ破船ニ及ブルハ船ヨリ出ス  
處ノ爲替金ハ船持ノ損亡トナル也

愚案

洋人ノ運送ハ惣テ店引負ナリ譬ハ在崎ノ商人カラハ或ハ「ヲールト」ノ商



船ヲ借り其地ノ向ニ品物ヲ運送センニハ其ノ品ノ金高ヲ定メ運賃ヲ定メタル上ハ破船ノ節ハ長崎カラハ或ハヲールトノ商會ヨリ荷主ニ毫末モ損毛ヲ掛ザル様ノ券書ヲ出ス故ニ荷主ニ於テハ無事ニ着船スレハ論ナク萬一破損スルモ荷物ノ元價ヲ失ハズ此ノ仕方ハ西洋人一般ノ定則ニシテ日本ニハ曾テ之レ無キナリ乍併今日我が海援隊ノ商舶モ追日增多ニ及ベハ日本中ノ航海ニモ止マル可カラズ早ク此ノ引負所ヲ建テ精々洋人ノ荷物モ運送スルヲ働ザル可カラス洋人ノ運賃ハ日本ノ運賃ニ比レバ高價ナルヲ世人ノ知ル處ナリ然レモ此ノ引負所ナケレバ洋人ノ荷物ヲ積ムト出來ス船爲替之事ハ足<sup>是カ</sup>迄淡路船ヲ始メトシテ諸國ノ運送船ニ往々コレアリテ行ハレ來ルノ法ナリ是ハ荷主ニ於テハ運賃ノ外若干爲替ノ金ニ高利ヲ拂ヒ出スト故高運賃ノ様ニナレモ時々甚タ便利ナルモノナリ其譯ハ凡ソ東西ニ品物ヲ運ヒ利ヲ千里外ニ射ント欲スルモノハ萬金ヲ以テ萬金ノ商賣ヲスルモノナラズ萬金商賣ハ自ラ三四

千金ニシテ辨シ千金ノ商賣ハ四五百金ニシテ足ルヘシ其ノ不足ヲ補フニハ必ズ船爲替ヲ要ス故爲替ナキ船ハ運送少シ運送少ケレハ自ラ空シク港内ニ滞在ス可シ是レ當今商船ヲ所持スト雖モ甚タ利益ヲ見ザル所以ナリ我カ隊ノ商舶モ殆ント三艘ニ及ベモ常ニ滯船多クシテ利益少キ所ハ船中ニ金少ナキ故ナリ三艘ハ一艘ナリテモ若干ノ中荷金<sup>爲替金</sup>ヲ積ミ貯ヘ常時荷主ノ求メニ應シ無間斷諸方ニ運送シテ富隊ノ基ヲ開カント望ムモノナリ

取組商賣之事

一取組商賣ハ是迄日本中ニモ儘々有之所謂取組先或ハ中間問屋等ノ名目ナルモノ也併シ是等ハ其ノ組中ニ互ニ隱利私益ヲ恣ニスルノ心ナル故ニ動モスレハ爭端ヲ開キ事ヲ破ルヲ多シ西洋諸國ノ所請コンベニコンメ<sup>同盟商方ト</sup>ン<sup>云フ義ナリト</sup>如キハ大ニ是ト異ナルモノナリ凡ソ同社ノ商方ニ於テ興廢利損モ是ヲ與ニス公平至當ノ道ヲ以テ少シモ奸曲ヲ働クヲ得ズ其之詳



ナルコトハ商社盟論ト云フ譯書ニ盡セリ

愚案

西洋諸國ノ同盟商方メコンベニ事也コソノ仕方ハ同社中利益ヲ大ニシ損失ヲ少クシ大融通ヲ付クル所ノ良法ニシテ商方ノ根本是ニ過ルモノナシ然リト雖モ其ノ盟約至嚴至明ニシテ今俄ニ日本ニ採用ニ難キ事件モアルヘクシテ行ヒ難シ故ニ我隊ニ於テ取組商賣ヲセント欲スレバ是迄日本中ニ行ハレ來ル處ノ取組先又ハ中間問屋等ノ仕方ニ少ク潤色シテ組合ヲ始ムヘシ

大坂 兵庫 下之關 北國要地敦賀三國 新潟等 宮館 松前

此等ノ地方ニハ必ず組合ナカル可カラズ故ニ此組合ヲ立ツル爲ニ長崎ニ一之商社ヲ建テ其ノ家ヲ商人名前ニシ其ノ家主ニ隊士一人ヲ降シ家計商事ヲ司ラシムベシ而シテ西洋ノ商方ヲ取り交ヘシム此事隊中ノ外他人ニ任ズ可カラズ必ス肝曲ヲ生スルノ患アラシ

其ノ家主ト定メラレタル隊士ハ閑時ヲ以テ諸國ニ往來シ商事ヲ帶テ前文ニ載タル地方ニ往キ親シク自カラ取組ヲ結ヒ來ルベシ此ノ商事ニ預ル隊士ハ商事ノ外決テ他事ニ關係ス可カラズ故ニ兵商ヲ兩ツニ分チ商事ヲ司ルモノハ兵事ニ關セス兵事ニ關スルモノハ商事ヲ司ル可カラズ而シテ兩様トモニ隊長ノ免許ヲ受ケ隊長ノ指揮ニ隨フ可シ此ノ一商社ヲ建テ諸方ニ取組ヲスルニハ必シモ多ク煩雜スルニモ及ハズ又タ財失却スル可カラズ唯タ最初ニ三四千兩ノ元金ヲ得レハ爾後永續シテ興榮ス可ク思フ

商舶ヨリ舶持ニ運上ヲ出サセシムル事

一此ハ船長ヨリ船持ニ運上ヲ出スト云フコトハ諸洲ニ希ナルコトニシテ其ノ利害得失ハ未タ詳ニセズ然レモ瑞士國スエズノ船持ハ自分ノ船ハ一悉船長ニ任シ其ノ利益損失トモ元ヨリ關セズ一年若干兩又ハ時々荷物ノ金高ニ付若干金ト云フ運上ヲ出サシムル法ナリト云フ近來英國ニモ此法ヲ採



用スル商人アリト云フ

愚案

此法ハ我隊ニ行ヘハ頗ル便利ノ様ニ思フ如何トナレバ我カ隊長ハ自ら事務多用ニシテ常ニ一所ニ在留シ難ク且ツ些々タル一船ノ商事ニ關スルノ暇モナカル可シ左スレハ一船ノ事ニ一隊ノ談議ヲ費スルハ事件繁雜ニナリテ大ニ商方ノ懸ケ引キヲ誤ル可ク此クシテ隊中ニ船數增多ニ及ヘバ隊中ノ俗事益々增多トナル可シ故ニ本文ノ仕方ニ習ヒ船中ノ諸事ハ都テ船長ニ任シ他人ノ商量ヲ待タズシテ船ヨリ働キ出シタル處ノ利益ハ船中ニ分配シテ給金諸式ノ料ニ備ヘ而シテ船長ヨリ定則ノ若干金ヲ無相違隊長ニ運上ヲ納メ隊長ハ是ヲ以テ隊士ヲ教育スルノ料トス可シ此法建ツ上ハ船長ヨリ定則ノ上納ヲ怠ルルハ其ノ船長ヲ退職セシメ可ナリ

此ノ三條ハ今時我カ海援隊ニ商方ヲ行フ爲ノ考ニシテ敢テ世間ニ公行セ

ラル可キヤ否ハ知ラズ又我カ隊中トハ云フモノ、畢竟予ガ獨見ノ見込ナレバ其ノ事件ノ彌々適當スルヤ否ハ又不知時惟丁卯七月旬八夜風清月明ナリ因テ大浦第十二館ノ寓居ニ思ヒノ儘ヲ筆スト云爾

右三ヶ條之外ニモ採用スヘキ事件ハ澤山可有御座候得共當時我カ隊中ニ於テ急務ハ先ツ此之三條ト相見込申候尤其是等之儀ハ世上人々相唱ルモノニシテ陳腐之様御坐候得共末々實事ヲ相行ヒ候方決シテ無御坐候然ハ我ヨリ其實事ヲ行ヒ候時ハ陳腐ニハ有之間敷日新之業トモ可申候此三商事ハ先達テヨリ筆ヲ下シ置候得共余人ニ爲相見不申候其譯ハ申出候上ニテ不被相行候ハ、自然空談死論トモ相成丹誠之甲斐モ無之候事候奉存候僕ハ測量士官ナレバ其職ヲ勉勵スレハ可然事候得共又窃ニ思フニ軍艦ヲ使用スルニハ軍略ニ長シタル人ニ非レハ進退向背ノ術ヲ失シ商船ヲ運送スルニ商法ニ明カナラザル時ハ利損懸引ノ機ヲ誤リ可申候然ル時ハ即チ我隊ヲ富シ我隊ヲ強クスルモ亦此道ニヨラザルヘカラズト奉存候因ヨリ



粗淺之獨見宜敷御取捨ヲ奉願上候委細書義ハ御面議可奉申上候欽白

海援隊士陸奥源二郎宗光(伊達家雜錄拔萃)

○慶應三年七月二十八日(幕府大目付土藩重役ヲ召喚ス)

七月二十八日 晴今日ハ出勤セズ猪内藤次ノ下宿ニ至リ御用談夫ヨリ下宿ニテ御用向取扱ヒ然ルニ今日留守居森多司馬ニ早速役所へ罷出デ候様幕府大鑑察永井玄蕃頭ヨリ達シ來ル依ツテ再ビ藤次下宿ニ一同集會致シ多司馬歸宿ヲ相待ツ中何分浪人ヲ白川邸へ入レ置キタル義歟嫌疑ノ筋ナラント心配致シ今ヤ々々ト相待チ候處漸ク歸宿致シ候處豈計ランヤ七月六日崎陽ニテ土州人英人ヲ殺害致シ候義ニ付英公使「パークス」幕府へ切迫シ談判相成候間早々下坂致シ右申談シ候様トノ事ナリ依ツテ藤次下坂ノ筈ノ處折柄風邪ニテ平臥之體ニ付猪内下坂夫ヨリ時宜ニ寄り歸國自分モ大坂迄罷越シ候筈ニテ毛利恭助モ隨行致シ俄ニ夜五ツ過ギ京師出足淀ヨリ乗船致シ候處先日來ノ天氣ニテ水勢乏敷船遅々致シ候也

(佐々木高行日記)

○慶應三年七月二十八日(龍馬ヨリ三吉慎藏へ)

何も別ニ申上事なし然ニ私共長崎へ歸りたれば又のりかへ候船は出來ず水夫らニ泣々いとま出したれば皆泣々に立出るも在りいつ迄も死共に致さんと申者も在候内チ外に出候もの兩三人計なりおゝかたの人数は死まで何の地迄も同行と申出て候て又こまりいりなから國につれ歸り申候幕の方よりは大に目をつけ又長崎ても我々共は一戦争と存候うち又幕吏ら金出しなとして私水夫をつり出し候勢あり候得共中々たのもしきもの計にて出行ものなし今御藩海軍を開候得共此人数をうつしたればと存候今朝伊豫の大洲より屋敷にかけ合かきて水夫兩三人蒸氣方三人計も當時の所拜借とて私し人数を屋敷を五代才助か頼にてさし出シ候  
○木圭氏に手紙○を長崎の近時のよふを別ニ記したりを送りけるが是は極内々を始て御覽被成けるは極テたしかなるたよりにて山口に迄御送被成度



慎藏 大人

右七月廿八日

(青木恒三郎氏藏)

○慶應三年七月廿九日 (板倉閣老土藩重役ヲ召詰ス)

七月廿九日 晴四ツ半頃漸ク下坂長堀藏屋敷へ著候處板倉(勝靜)閣老ヨリ使者今早天ヨリ幾度モ來リ催促頻ナリ直様支度相調へ候處幸ニ西郷吉之助下坂致シ居候ニ付下宿へ立寄り此度斯様ノ次第ニテ只今ヨリ談判ニ罷越シ候御氣付モ承リ度且時宜ニヨリテハ急速歸國可致處折柄弊藩持船モ參リ居不申承リ候得バ御藩ノ三國丸兵庫ニ泊シ居候趣ニ付暫時借用致シ度ト西郷曰ク英人ト御談判候得バ至極御大事ト存候弊藩モ先年彼國人ト談判致シ候節モ随分六ヶ敷事ニ有之聊ニテモ彼ニ言葉質ヲ取ラレ候時ハ面倒ナリ十分御注意被成候様ニト又三國丸ハ早速御用立可申候間御安心被成度ト深情ニ答へ吳レテ先ツ一安心致シ夫ヨリ中寺町板倉ノ旅館へ至

リ談話ス尤モ英公使ハ其席ニハ出デズ其列席ハ板倉周防守閣老平山圖書頭外國奉  
行助役大鑑察戸川伊豆守小鑑察設樂岩次郎其他柴田某等ナリ此方ハ自分及ヒ由比猪内大坂留守居石川石之助小鑑察毛利恭助下横目一人等ナリ板倉曰ク先般長崎表丸山町ニ於テ英國水夫殺害セラレ候處其下手人ハ貴藩中ノ趣就テハ速ニ取調へ候様英公使ヨリ差迫リ談話相成候其許ハ重役ノ義ニ候得バ其邊ノ義通知有之候哉答へテ曰ク都テ不相心得昨日京都留守居へ御達ニテ初メテ承知仕候抑モ弊藩ノ所業ト英公使申立テ候ハ確ナル證據有之候哉曰ク未ダ證據ハ不申出テ候得共長崎表ニテハ一般ニ土州人ノ所業ト申ス事ニテ決シテ疑無之旨申立テ候答へテ曰ク夫ハ意外ナル義ニ有之藩士モ長崎表ニ罷在候得共土佐守ヨリ常ニ外國人等へハ猥ナル舉動無之様相示シ置キ候事ニテ弊藩ノ者ハ右様ノ義ハ無之ト信用仕候万一不得止義ニテ切害等仕リ候ハ、必ス其節訴出デ自殺致シ謝シ可申ハ武門ノ常ナリ殊ニ弊藩ハ其邊ニハ嚴重ナル藩法候得ハ外人ヲ暗殺致シ身ヲ



隱シ御國難ヲ引起シ候事仕候者ハ一人モ無御座候間御安心被仰付其邊ヲ以テ御談判被爲成度候板倉曰ク前ニ申候通り英公使ハ土州人ノ所業ト深ク信シ居候處何分幕府ニテ手緩キ故遅延相成候ト大ニ憤怒致シ候場合右様ノ答ニテハ決シテ承引不致ト存候答ヘテ曰ク然ラハ私共直ニ談判仕度曰ク其儀ハ不相成前述ノ通り彼レ大憤怒致シ頗ル切迫致シ候場合其方共ト直談判致シ候ハ、如何ノ變事出來候モ難計候ニ付被差扣可申候又曰ク此度ノ事件ハ將軍家ニモ深ク念慮ニ被爲掛容堂殿へ親敷申入候ハ、適宜處分可有之トノ事ニ有之候間歸藩ノ上其取計可致候答ヘテ曰ク私共不肖ニ候得共一藩ノ重役ニテ此度上京仕候上ハ土佐守容堂ノ命ニ代リ出先キノ處分ハ委任之義ニ付私共右下手人ハ弊藩ノ者ニ無之ト申上候義ハ土佐守容堂ヨリ御答へ申上候同様御聞取被仰付度候曰ク此度ハ前述ノ通將軍家ニモ御心ニ被爲掛容堂殿へ篤ト可申入トノ事ニ候得ハ是非共平山圖書頭戸川伊豆守設樂岩次郎罷越候間其心得ニテ歸藩可致候答ヘテ曰ク右様

御台命ヲ以テ是非共御越ノ義ハ閣下方ノ御任ニ候へバ其邊ハ強テ不申上候へ共畢竟風説而已ノ義ニ候へハ御苦勞ニモ及間敷ト申上候へ共此上ハ如何共私共ノ兎角可申上事ニ無之候私共モ是ヨリ歸藩致可申候其時板倉云フ只今英公使ヨリ申來リ候ハ土州藩重役共歸國ニ決シ候ハ、英國軍艦ニ乗込ミ吳度諸事案内ノ都合モ宜トノ事ニ付英軍艦乗込ミ候様被致度候答ヘテ曰ク其儀ハ甚ダ迷惑ニ候間御斷申上候抑モ此度ノ事件ハ英公使確證モ無之義ヲ申立テ加害人ヲ弊藩人ト申極メ候義甚以テ不都合之義ト被存候夫ニ付前段ニ申上候へ共是非共閣下方ハ台命ニテ弊藩へ御越ノ義ニ候へバ私共ハ不容易事件ニ付注進ノタメ歸國仕候義ニテ英公使ハ押掛ケ談判罷越候義ハ彼ガ勝手ノ事ニ候へバ私共案内可仕道理是レナク候私共ハ此度ノ義ハ大ニ不平ヲ起シ居申候其譯ハ英公使ハ風説ヲ信用シテ下手人ハ土州人ト取極メ大政府へ差迫リ亦弊藩へ軍艦差向ケ候事等都テ不解候勿論長崎表ニテ英人ヲ切害ノ義ニ候へハ下手人ハ御國人ニテモ又外國



人ニテモ日本政府ニテ取調之義ハ當然歟ト被存候へ共無證據ニテ土州人ト取極メ弊藩へ軍艦等差向候義ハ無禮之義ト存候右様ノ次第ニテ乗込ミ案内等致シ候義ハ強テ御斷致候間宜敷御取成相願候曰ク英公使ヨリハ頻リニ乗込ミノ義差迫リ申出テ候間尙一應評議可致ト暫時退席ス再出席スレハ乗込ミ一條事六ケ敷ト猪内ト相談シ無沙汰ニテ可立歸義ニ相談致シ留守居石川石之助ニ跡ヲ托シ再席之義申來リ候ハ、疾ク兩人ハ退出致シ速ニ歸國可致迎跡之義ハ私へ相托シ申候ト被答度能キ加減ニ申暗マシ候ハ、其中自分共ハ兵庫へ向ケ彼ノ地ニテ三國丸へ乗込ミ可申ト約シ立出デタリ

一西郷氏ヨリノ書簡左ノ如シ

只今承知仕候蒸氣船ノ義乗頭召呼取繕候處バツテラノ義ハ間違ニテ爰許へハ相廻居不申趣に御座候間早速兵庫本船へ乗頭は參候様相達候ニ付明朝は別段迎船は不差上候間何卒兵庫迄は其御許より御乘廻被成

下度彼方にて御待申上居候て本船御乗込相成候ハ、直様出帆の都合に相決し申候に付左様御含被下度御約定の趣と少し相違致候に付此旨早々奉得御意候頓首

卯七月廿九日

西郷吉之助

由比 猪 内様

佐々木三四郎様 要詞

一英公使居所ニ就キ後年本山氏ヨリ左ノ通り

(前略)却說先日御滞坂の節御依頼相成候英國公使宿泊の寺漸く相知れ候當時給仕に罷出候者有之承候處右は慶應三年にして寺は現今大坂府下攝津國東成郡西高津村宇寺町本覺寺及正法寺の二ヶ寺(上下双び居る)を以其旅館に充たる由公使の名を知らざるも當時單に「ミニストル」々々と申居候附屬の者の申には「サトー」と申人居其音日本人の佐藤姓に相通するあり能く紀念致居候此「サトー」氏は英國公使書記と存候其一行は余程多人



數にて騎兵隊數人其他馬丁に至る迄外國人附添居候由且滞在日數は凡そ百日程と覺え用向は當時大坂城滞在の將軍に談判の用件ありたる様申居候右の通大略御報申上候尤尙進で取調候へば詳細相分り可申候間尙々必要の廉有之候へば直に取調御報可致候右乍延引御報迄〔下略〕

本山茂樹

佐々木高美殿

大坂ニテ英國公使「パークス」ノ旅館失念致シ候間後年在大坂ノ本山茂樹へ取調吳候様高美へ頼置候處其後右之通申來リシ也

〔佐々木高行日記〕

○慶應三年八月一日〔龍馬佐々木高行等ト歸藩ス〕

是月〇八朔日 石川ニ後事ヲ托シテ早々出立早駕籠ニテ藏屋敷へ立歸リタルニ最早鷄鳴ナリ直様支度シ兵庫へ向ケ夜ノホノ々々明ニ出立駕籠夫ヲ追立々々走リ候へ共何分心急ギ候事故道ノ運ビ遅キ心地セリ漸ク兵庫

近ク相成候處蒸氣船相見え追々船モ近ク相成遙ニ幕ノ回天丸薩ノ三國丸英ノ軍艦都合三艘ニ烟ヲ立テ今ニモ運轉可致ト待受タル模様モ相分リ候漸ク七ツ時頃兵庫著直様三國丸ニ乗込ミタリ此時端舟ニテ急キ來ル人アリ近寄見レバ坂本龍馬ナリ越前春嶽公ヨリ老公へノ書翰持參セリ此度英人トノ事件ヲ春嶽公心配被致候ニ付テハ御文通ノ由坂本ハ是ヨリ歸京ノ心組之處運轉相初メ候場合ニテ色々咄モ有之中旣ニ出帆其儘ニ同乗シテ高知ニ向ヒタリ

八月二日 昨夜海上風波船ノ動搖甚敷大ニ因却漸ク日ノ入り過ギ須崎ニ入港上陸シテ下宿へ郡奉行原傳平前野源之助ヲ呼寄セ歸國之次第申述べ程ナク英軍艦幕軍艦入港ニ付其用意可致乍併追々談判可致ニ付夫迄ハ人心騒立テ候義無之様屹度取締可申且當郡兵隊等操出シ警衛ノ義ハ見合セ候様申談シ候兩人モ承諾セリ同夜須崎ヲ發シ早追ニテ急行ス其夜モ大雨名古屋坂等難儀時々松火消失致シ道中中々運バズ猪内ト自分從者一人ツ



、召連レ先打モ行届カズ人足繼ク事間ニ合兼候朝倉村番所ニ來ル人足一人モナシ平常ハ參政大鑑察等巡回等ニハ隨行者モアリ先以テ相觸候事ニ付其心得ナレドモ此度ハ俄ノ事ナリ從者一人ツ、其上京師ヲ發シ候ヨリ聊隙無之殊ニ昨夜來船中動搖シテ主從共亂髮等ニテ重役ト見ヘズ番所ニテモ余リ差急キ人足モ呼立テズ猪内大聲ニ吾ハ御仕置役ナリ彼ノ方ハ太目附ナリ大事ノ御用ニテ京都ヨリ罷歸リ候一刻モ早ク人足ヲ出セト番人太ニ驚キ俄ニ奔走シテ漸ク人足來ル

坂本龍馬ハ兵庫ヨリ不斗乗船ニテ須崎港ニ著シ候處同人ハ兩度迄出奔致候事ニテ御國內ニテハ脱走人トシテ上陸致候ハ國法ノ許サ、ル所ナレバ此ノ時政府モ佐幕家多ク殊ニ脱走人等ヲ惡ム事甚敷事ニテ如何ノ場合ニ立至ルモ難計ト幸ニ夕顔丸船長由比畦三郎ハ猪内ノ養子ナレバ猪内ヨリ能々事情申談シ夕顔船へ乗移ラセ船中ニ潜伏セリ京都ニテハ重役共ト出入致候へ共御國ニテハ中々六ヶ敷事也高知著ノ上猪内被申

候ハ龍馬儀潜伏致サセ候義内々老公へハ申上候方可宜其儀ハ貴君ヨリ言上被致度トノ事ニ付申上候處老公暫御考慮ニテ今日ハ先以テ其取計可然聞置キ候何分入釜敷事ナリト御笑ヒ被爲遊候ナリ

龍馬ハ初メ脱走セシニ追々春嶽公ヨリ御申入ニテ御免ニ相成候處又々脱走致シ乍併龍馬ノ人物ナル事ハ曾テ勝房州ヨリ老公へ申上タル事モアリシト聞ケリ故ニ能々御合點ノ事故深ク御咎不被爲在ト恐察仕候

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月五日 (龍馬ヨリ寺田屋おとせへ)

御別申候より急に兵庫に下り同二日の夕七つ過ぎ土佐の國すさきと申港に付居申候先々無事御よろこび是より近日長崎へ出申候て又急に上京仕候御待可被遊候かしく

八月五日

うめより

おとせさま 御許へ

(寺田屋伊助氏藏)



○慶應三年八月五日 (龍馬ヨリ長岡謙吉へ)  
御別後同二日夕方すぎき港ニ著船仕候此地の一件ハ石清中岡慎太郎事ニ申送候御聞取可被下小弟是より長崎へ廻り不日ニ上京仕候御待可被遣候別紙宜御頼申上候謹言

八月五日

榎 拜

謙 吉様

右件直次郎ニ御傳奉頼候以上

(坂本彌太郎氏藏)

○慶應三年八月八日 (龍馬ヨリ兄權平へ)  
一筆啓上仕候

彌御機嫌能可被成御座目出度奉存候然に先頃長崎より後藤參政と同船にて上京仕候處此頃英船御國に来るよしなれば又由井參政と同船にてスサキ港まで参り居候得共竊に事を論し候得ば今まで御無音申上候此度英船の参る故は長崎にて英の軍艦水夫兩人酔て居候處をたれやら殺し候よし

夫お幕吏に土佐國の人か殺候と申立候よし其故にて御座候其英の被殺候時は去る月六日の夜の事にて候同七日朝私持の風帆船横笛と申か出帆致し又御國の軍艦か同夜に出帆仕候右のつかふを以て幕吏が申スニハ殺し候人が先横笛船にて其場引取て又軍艦に乗うつり土佐に歸り候と申立候よし也夫で幕軍艦英軍艦ともに参り候よし也然れ共先つ後藤由井佐々木の談判にてかた付申候此頃又御願申上度品有之候彼御所持の無銘の了戒二尺三寸計の御刀何卒拜領相願度其かわり何ぞ御求被成度西洋もの有之候は御申聞奉願候先は今持合候時計一面さし出し申候御笑納奉願候今夕方急々認候間はたしてわかりかね可申かと奉存候得ども先早々如此期後日候恐惶謹言

八月八日

直 柔

尊 兄 左右

(坂本彌太郎氏藏)

○慶應三年八月十一日 (佐々木高行何書ニ對スル藩廳指令)



八月十一日 午後暫時出勤出崎ニ付心得方之義廉書ニ致シ何伺ヒ候爲ニ  
出勤セリ然レドモ未ダ不快ニテ夕方ヨリ引籠リ候

覺

一下手人御國者ニ相決候時ハ如何之取扱ニ可仕哉

○召捕候上長崎奉行ヘ伺出下知ヲ受處置可致候事

一同海援隊中之者ニテ本御國之者ニテ候ハ、如何可仕哉

○御國者取扱ニテ可然事

一同御他邦之者ニ候時ハ如何仕哉

○其藩ヘ相達候上取計可致事但長崎奉行ヘモ其形一應相届置可申事

一同御他邦亡命者ニテ當時海援隊ニ入候者ニ候ハ、如何可仕哉

○本文何藩相分候ハ、右同斷

公儀ヨリ被尋候節

一海援隊編入之之御國亡命者ナレバ何ツ迄モ御國者ト相唱可然哉

○本文之通

一御他邦亡命者ハ出所等申述當時雇入或ハ食客ト相唱候歟又當時召抱  
置候歟御國者ト相唱ヘ可然哉

○事實明白ニ申出可然歟

一崎陽ヘ御差立ノ御用向ハ此度英人ヨリ申立候筋之詮穿一向之義ニ付  
出崎之者共之平素之義ハ不相携船中ハ船法商會ハ商會掛リ取扱ニ相  
成來候通ト相居リ可然哉

○本文之通

一下手人手掛有之候ハ、崎陽之外何國ヘモ時宜ニヨリ立趣候義兼テ御  
差明被仰下度事

○本文之通

一崎陽之御用向大抵相片付候歟又ハ替リ參リ込候上ハ一度御國元ヘ罷  
歸リ候上再御詮議振ヲ以テ京師ヘ御差立被仰付度此度ハ一先京師御



用御免被仰付度崎陽ヨリ直様出京被仰付候テハ御用向ニ雜澀仕候間  
此段御下知被仰付度事

○詮議ノ上可申達事

一夷人應接之節ハ勿論日本人ト出會之節迎モ此度限り御制服等制外被  
仰付度事

○本文之通

一此度之御用向ニ付テハ事柄ニヨリ諸藩士又ハ諸浪人等へ出會之義モ  
可有之ニ付如何様之場所へ立込候事モ難計自然遊里ニ立入候モ難計  
候間諸事制外ニ不被仰付テハ時宜ニ寄り取扱ニ難澀可仕ニ付兼テ御  
下知ヲ相受申度候事

○本文之通

右廉々急々御詮議決被仰付度明朝之出足ニ差問候間宜敷御達被仰付度  
事

但此廉々時宜見計御委任被仰付度段御奉行中へ御達申ス筈之處出足  
差掛候間象二郎榮三郎平十郎權次忠藏退助へ談シ御奉行中へ達置候  
ニ付其通取計可然様一同ヨリ申聞候ニ付其心得ノ事

第一條ニ付更ニ心得 但此廉下紙アレ共召捕候時ハ御國法ニ處シ可  
然段象二郎榮三郎退助權次忠藏等へ申置一同引受候事

御掛合之趣致承知申候可相成ハ鳥渡御用番へ御苦勞被成下候ハ、甚都  
合可宜存候得共其儀御調ニ相成不申ハ致方無御座候初條ハ付紙候處大  
議論ニ至リ可申中々文通杯ニテ事濟候譯トモ存不申又兩府客老之處モ  
如何哉イヅレ御乗船ノ節鳥渡兩府へハ御立寄被成度手書ハ先ヅ以テ御  
受取申置候御勉強御調相成候ハ、御用番へ御苦勞被成義當然歎ト相考  
申候勿々拜備

即刻

本山只一郎

佐々木三四郎様

(佐々木高行日記)



○慶應三年八月十二日ヨリ十六日マデ (龍馬佐々木高行等ト共ニ出崎ス)

八月十二日 晴五ツ半出足商會所へ出勤長崎行彼是御用談致シ九ツ前幡多倉ニテ端舟へ乗リ八ツ過キ若紫船へ浦戸ニテ乗船八ツ半出帆夜五ツ過ギ須崎入港直様夕顔船ニ乗リ移リ九ツ半須崎出帆船長ハ由比畦三郎乗組ハ英人「サト」同人へ隨從ノ會津人野口某外ニ坂本龍馬岡内俊太郎等ナリ八月十三日 晴六ツ半頃西御崎ヲ經過七ツ半過伊豫ノ崎ヲ過グ船中平穩時々坂本杯ト談話

同十四日 姫島ノ北方ニテ明ヲ待チ五ツ時頃下ノ關ニ淀泊ス才谷ノ案内ニテ稻荷町大坂屋ニ休息シ才谷ノ妻ノ住家ニ才谷同伴同妻ハ有名ナル美人ノ事ナレ共賢婦人ヤ否ハ知ラス善惡共爲シ兼ヌル様ニ被思タリ夫ヨリ招魂所へ參リ否本船ニ歸ル未ダ一人モ歸船セズ退屈セリ夕方出帆ス

同十五日 曇夕七ツ半頃長崎へ入港商會ニ至リ夫ヨリ池田屋ニ宿ス岡内同宿夜中松井周助才谷梅太郎岩崎彌太郎來會英人事件相談シ鷄鳴過ギ臥

床ス

今日才谷ノ考ニテ此度英人切害セル下手人ヲ探索致シ得タル者ニハ千金ヲ與フルト申觸スベシ依ツテ同意致シ早速其運ビ爲致候事

長崎ニテ海援隊ト申スヲ兼テ才谷等組織アリ則チ才谷隊長ナリ其隊士ハ本藩人菅野覺兵衛中島作太郎野村辰太郎小田小太郎石田英吉關雄之助安岡金馬等數名ナリ越前人渡邊剛八佐々木榮福島某等ナリ紀州人陸奥陽之助幕人田中幸三其他橋本某等數名ナリ此隊兼テ過激ノ聞ヘアリタル故ニ此度ノ事件モ必ス隊中ノ人ナリト内外人共見込タルヨリ英公使信用シテ差迫リタル也

八月十六日 曇早天才谷來ル夫ヨリ同伴商會ニ至リ野崎傳太松井周助岩崎彌太郎ニ會ス今日五ツ時奉行役所へ出デ候様申來リ候處所勞ニテ斷リ候ヘバ小目附ヲ差出候様申來ル松井周助御密事御用ニ付小目附役ト届出テ置キタルニ付代人トシ岩崎ト出頭ス横笛丸ノ義ナリ才谷渡邊中島下宿



ニ來ル横笛船ノ次第ヲ聞ク同夜松井由比才谷渡邊菅野中島等來會岩崎代  
ニ森田普三モ來リ横笛船出帆ノ手續等ノ申口ヲ聞ク (佐々木高行日記)

○慶應三年八月十三日 (龍馬ヨリ森玄道、伊藤助太夫へ)

尙下の事件ハ三吉兄にも御申奉願候

一筆啓上益御勇壯大賀至極奉存候

叔時勢の事ハ一二三吉兄の方に申上候間御聞取可被遣候叔此度使さし出  
候事ハ誠に小事件の可笑事ながら又々御面遠を願奉るへしと希望仕候其  
故ハ長崎の者小曾根英四郎と申賣人七月廿八日大坂の方へ關に著船仕  
とふか其者ハ大坂町奉行より長崎健山奉行への手紙を懷中仕候よし尤御  
召捕ニ相成はずの御事ニ候然ニ彼者本ト惡心無之ものにて候其故近日菅  
野角兵衛か蒸氣船より關に參り候間ハ敷申上候本ト此小曾根なるもの  
ハ長崎にてハ長州御屋鋪御出入の家なり又此頃乙丑丸の用達を薩より申  
付候由にて浪士等長崎ニ出てハ此小曾根をかくれ家と致し居候ものも在

之既私らもひそみ居候事ニ候間惡心無之事ハ是レヲ以御察可被遣候然レ  
共軍法として敵國ニ通し候ものは先ツ一ト先ツ召捕とり正シ方仕候ハ當  
然の事ニ候得ハ此上疑相はれ候得ハ何卒御返の御周旋奉願候且又猶ヲ嫌  
疑の筋も在之候得ハ其まゝ御止置まゝ其筋御通書被下候よふ奉願候然  
時ハ薩州人まゝさし立テ御受取申薩屋鋪ニ所置仕度何卒よろしく奉願候先  
ハ右計早々萬々稽首々々百拜

八月十三日

龍馬

玄 道様

助 太 夫様

近日私しも早々關と心かけ候うち小倉早落城も敵かなくなりしかと  
思へハ誠ニ殘念ニて先長崎ニ止りおり候何レ近日再拜以上

(伊藤醇氏藏)

○慶應三年八月十四日 (龍馬ヨリ三吉慎藏へ)



今月朔日兵庫出帆同二日土佐ニ歸リ一昨夜土佐出帆今日馬關ニ來ル<sub>〔扱〕</sub>京師の時勢ハ大様の處ハ御聞取も可在之候得共一通申上候薩此頃<sub>〔大凡吉〕</sub>決心幕と一戰相心得候得とも土佐後藤庄次郎が今一度上京をまち居申候先頃私後藤庄次郎上京して西郷小松と大ニ約し候事有之候故なり<sub>〔後藤庄次郎ハ今月十七日〕</sub>出私事ハ是より長崎へ出候て蒸氣船を求候て<sub>〔使者又ハ飛脚ニ用ヒ候爲小ナル蒸氣船なり〕</sub>早々上京と相心得申候<sub>〔思ふニ一朝幕と戰爭致し候時ハ御本藩御藩薩州土佐の軍艦をあつめ一組と致し海上の戰仕候ハすハ幕府とハとても對戰ハ出來申間敷御うち合も仕度候得共何レ長崎よりニ致し可申か〕</sub>近日京師の戰ニ出候人ニは少々御出し被成地利なと御見合可然と奉存候私の船は夕方のはに下り可申何レ近日先は草々謹言

十四日

龍馬

三吉慎藏先生 左右

〔三吉家文書〕

○慶應三年八月十六日 (龍馬ヨリ陸奥宗光へ)

彼<sub>〔長崎人〕</sub>吉田の千兩を以て家を御求御論をもしろそふなれ共是必ず前門の虎を退そけしに後門の狼の入り來り候咄しならんはたして大兄にも御目付は無き事と奉察候草々奉對早々頓首

卯十六

楳

陸奥大先生

〔佐々木高行日記〕

○慶應三年八月廿日 (龍馬佐々木高行ヲ木戸孝九ニ紹介ス)

八月廿日 雨今朝商會へ本藩諸生數人ヲ呼集メ英人ノ事件ニ付聞糺ス何モ不相分夕方谷梅太郎ト同伴玉川ニテ長ノ木戸氏(桂小五郎)ニ面會時勢ノ事ヲ談ズ此頃木戸ハ薩人ト表向ハ相唱へ出崎致シ候處長藩船修覆ニ俄ニ取掛リ出來ノ處金千兩不足ニテ大ニ困却シ才谷へ相談ニ相成才谷ヨリ自分へ申來リ候處役場ニ無之ニ付商會へ相談致シ右金子相調へ木戸へ送り來リ其邊ノ事旁ニテ種々懇話セリ其節木戸ノ咄ニ此頃英ノ「サトウ」ニ



出會致候處同人曰ク此度三藩盡力ニテ大變革ノ事ヲ周旋ノ由此事若シ出來不申候ハ、歐州ノ諺ニ老婆仕事ト申候十分御盡力アリタシト英ノ一書記ヨリ如此事ヲ聞ク此度ノ事不相成候ハ、最早内外ニ對シテ面皮ナシ御互ニ屹度憤發セズバ千歳ノ遺憾ナリ太政返上ノ事モ六ヶ敷カ七八步迄運ビ候ハ、其時ノ模様ニテ十段目ハ砲擊芝居ヨリ致方ナシ抔ト色々相談シテ夜ニ入り歸宿ス

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月廿一日 (木戸孝九ヨリ龍馬へ)

一拜啓昨夕は難有奉存候大醉不敬之至今更奉恐縮候諸君へも可然御詫奉願候扱てまた佐々木君には不圖得拜眉十年來の變態等御同様に御嘶申尙段々御高話相伺奉本懷候歸宿後侍御話の趣等思ひ返し前途の勢推考仕見候得ば實以て神州御浮沈の界と申も眞に此際の事にて四五年前の時節とも内外大に相違仕列候方御周旋も乍恐尋常の御盡力にては此勢御挽回と申候事万々無覺束奉存候先日も英人「サト」ト申通辨官の話に逐々諸侯方

も御上京に相成御建白有之候由乍併定て公論は被行申間敷西洋にては古より公論と存込天下に相唱不被行とて其儘捨置候事は老婆の理屈と申男子は好ミ不申乍去日本今日の建言と申候ものも少しは老婆の理屈と申候氣味有之候様覺申候など、談話仕候由傳承仕不覺長嘆息外國一通辨官をして此語を吐かしむるは列候は不及申神州男子の大耻辱と老屈生迄も甚感慨悲痛罷在候折柄御大論拜承奉欣喜候後藤君上京相成候は、不日大御公論天下に相立可申其末乾君の御上京誠以御都合之次第と奉感服候兎角初如脱兎終如處女相成浩嘆の至に御座候何卒此度は終如脱兎と申所を只管 神州の御爲奉祈願候先は昨日の御禮申上度不圖筆に任せ不及義まで相認奉恐入候大兄限り御覽被下何も御容赦奉願候爲其勿々頓首九拜

八念一月

尙々今夕は庄村一件御供申上度奉存候敬白

竿 鈴 生



龍 大兄

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月廿六日 (龍馬ヨリ佐々木高行へ)

一筆啓上候然るに今日木圭より一紙相達候間御覽に入候同人事は御國の情に能通じ居候者にて彼初強く後女の如くなとは尤も吾病にさし當り申候何卒御國の議論根強く仕度唯此所一向に御盡力奉願候謹言

卯八月廿六日

龍 拜

佐々木先生 左右

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月廿四日 (横笛船呼戻シノ件)

八月廿四日 晴早天菅野覺兵衛佐々木榮申口相違ニ付横笛船呼戻シ可然段梅太郎ト相談ス渡邊剛八菅野モ來會共ニ評議シ呼戻シニ決ス依ツテ其段申出ル安藤鈔之助云フ政府ヨリノ沙汰ハ申口ノ相違ト申ス譯ニテ呼戻ストノ義ニモ非ズ横笛船御呼戻シノ御沙汰ニ相成候テハ如何答ヘテ云フ申口相違無之時ハ申解キ候筋モ御座候得共申口相違候上ハ兎モ角呼戻シ

取調候義ト存候間迎船之義ハ御場所ヨリ被仰付度旨申出ル委細承知トノ

事ナリ夜ニ入り石田英吉下等士官一人水夫一人來ル今夕岡内俊太郎ヲ遣

ス俊太郎立山役所へ兩度出頭夜五ツ半頃更ニ立山へ行ク是レハ明日横笛

船呼戻シニ薩摩へ出向候義ニ付テナリ石田初メ明日出帆ノ面々へ藤屋ニ

テ離盃ス夜半歸宿ス但シ昨今ハ非常ノ多忙ナリ十分快寝セズ

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月頃 (龍馬ヨリ佐々木高行へ)

此度石田英吉の船中は兼て衣服少なき諸生なれば甚だ氣の毒なり金を御つかはしなれば早速に求候もし先生の御著物ものでも御つかはし遣さる可く候や右英吉は非常用向申付候義は官より右よふの事あつて御つかはしにて可然かと奉存候何卒宜御取計奉願候謹言

龍 拜

佐々木様

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月廿五日 (龍馬ヨリ佐々木高行へ)



石田及下等士官水夫頭には私より金少々遣し申候  
貳拾金御つかはしになれば可なり西洋衣がとゝのい申候彼横笛船では船  
將にて候得バ夫ばかりの事してやり度奉存候何れ御考奉願候再拜

八月廿五日

龍 馬再拜

佐々木先生 左右

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月廿五日 (石田英吉等鹿兒島ニ向フ)

八月廿五日 曇今朝橋本喜之助ヲ立山役所へ出ス◎海援隊士佐々木榮ヲ官金  
拉シ來ラシガ爲ナリ  
貳拾圓ヲ石田英吉ニ渡ス才谷等毎々來ル夕方英吉俊太郎下等士官小柳高  
次高見島水夫小頭梅吉外ニ水夫一人幕府持チ長崎丸へ乗込ミ其節壹樽爲  
持候事夕刻ヨリ肥前藩士副島次郎ニ藤屋ニ會ス此頃肥前人ニハ副島次郎  
大隈八太郎兩人尤モ人物ト聞ケリ時勢談致シ候得共同藩ハ佐幕ノ風有之  
候事ニテ胸襟ハ開カズ能キ程ニ談話ス夜四ツ前歸途宿ヨリ使來ル立山役  
所へ御用ノ趣出頭ス歸途渡邊剛八下宿ニ至リテ御用ノ事ヲ達ス

但シ長崎定役久保山寛三調役ノ使ニ來リタル由ナリ (佐々木高行日記)

○慶應三年八月廿六日 (龍馬佐々木高行等ト藤屋ニ會ス)

八月廿六日昨夜ヨリ高橋安兵衛止宿橋本喜之助モ來ル夕方方ヨリ才谷梅太  
郎同伴藤屋ニ至リ向來ノ策略談話數字刻ニ及ビ遂ニ鷄鳴ニ至リ歸宿ス

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月二十八日 (龍馬佐々木高行ト密議ス)

八月二十八日雨少々不勝ニテ引籠リ喜之助安兵衛來ル夜才谷梅太郎來リ  
談話數刻其夜止宿ス其節才谷ノ内話ニ當所運上所ニ拾万圓計金子有之趣  
ニ付一朝事起ラバ右金子ハ吾ガ物トスベシ其計畫豫メ致シ置度ト色々相  
談セリ又曰ク是ヨリ天下ノ事ヲ知ル時ハ會計尤モ大事也幸ニ越前藩光岡  
八郎ハ會計ニ長ジ候間兼テ咄合モ致置候事有之候其御合ニテ同人ヲ速ニ  
御採用肝要ト申シタリ

今夜鰻ヲ出シ食ス

坂本龍馬關係文書 第一



一金參拾壹兩貳分貳朱 藤屋拂

八月廿九日風雨朝寢所ノ儘ニテ何角才谷ト談話スタ方喜之助來ル本日ハ  
少々所勞ニ付數々見舞ニ來リ夜四ツ時前歸ル風雨雷アリ

自分ノ所勞ハ先年大熱ヲ煩ヒ夫ヨリ氣管惡敷未ダ平癒セス此度ノ船行  
モ無理ナリ夜中西川易二御用ニ付來ル西川ハ御用達ニ付屢來ル也

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月三十日 (龍馬討幕ノ舉ニ宗教ヲ利用セントス)

八月三十日風雨廿八日頃ヨリ不勝ノ處少々快氣ナリ高橋安兵衛橋本喜之  
助調書持參尙清書致候様申聞候大宰府ヨリ小澤庄次變名ニテ戸田雅樂<sup>尾崎</sup>  
<sup>三良</sup>來訪種々時勢談アリ夜ニ入り才谷來ル終夜談話止宿ス種々談話ノ末  
才谷曰ク此度ノ事若シ不成ハ耶蘇教ヲ以テ人心ヲ煽動シ幕府ヲ倒サン自  
分曰ク耶蘇教ヲ以テ幕府ヲ倒ス後害アラン吾ガ國體ヲ如何吾ハ神道ヲ基  
礎トシ儒道ヲ輔翼トセント才谷曰ク今日如此ニテ迎モ事ハ不成ト互ニ議

論入釜敷成リタレドモ才谷モ異宗教ヲ研究シタル事モ無之自分モ神儒ノ  
道ヲ深ク研究セズ互ニ議論果テス所謂盲人ノ叩合ノ如ク相成其中深更ニ  
相成候故他日互ニ研究スベシト笑トナリ寢ニ就ケリ

因ニ曰ク才谷ハ策略ヲ以テセント不得止ヨリノ談ナリ故ニ或ハ佛法ヲ  
以テトモ云ヒタリ自分ハ國體上ヨリ神儒ヲ主張ス然レドモ互ニ勤王ノ  
事ヲ爲サントノ考ナレハ詰ル所種々様々ト研究セル事ナリ

(佐々木高行日記)

○慶應三年八月下旬カ (龍馬ヨリ佐々木高行へ)

先西郷大久保越中ノ事戰爭中<sup>◎戰爭中云々ハ水夫殺害一件説問ノ事ナ云フ</sup>にもかたほにかゝり一向  
忘れ不申若しや戰死をとげ候とも上許兩人の自手にて唯一度の香花をた  
むけくれ候得ば必ず成佛致し候こと既に決論の處なり然るに唯今にも引  
取り可申とて糞をくらへと鎮臺に攻かけ居り候何とぞ今少しくと待つ  
てたべと申來り候間例の座敷をことはり候て皆はねかえり足を空にして